

八王子市みどりの基本計画【中間改定版】

～ 自然とまちと人を結ぶ「みどりの環境調和都市」～



令和7年(2025年)3月

八王子市

目次

第1章 計画の基本的事項

1	八王子市みどりの基本計画とは.....	2
	(1) 「みどりの基本計画」とは.....	2
	(2) 中間改定の趣旨.....	2
	(3) 本計画の“みどり”とは.....	3
	(4) 計画の位置づけ.....	4
	(5) 計画の期間.....	4
2	みどりの機能.....	5

第2章 みどりの現状と課題

1	八王子市の概要.....	10
	(1) 位置・地勢.....	10
	(2) 人口動態.....	11
2	本市のみどりの現状と課題.....	12
	(1) みどりの状況.....	12
	(2) 主な成果と今後の課題.....	14
3	みどりに関わる社会情勢など.....	17
	(1) 社会情勢への対応.....	17
	(2) 自然環境問題への対応.....	18
4	国等の方向性.....	23
5	市民意見.....	29
6	中間改定の考え方.....	32

第3章 基本計画

1	基本理念.....	36
2	みどりの将来像.....	37
3	基本方針.....	40
4	計画の目標.....	41
5	施策の体系.....	42
6	施策の展開.....	43

第4章 地域別の方針

1	地域別の方針	72
2	中央地域	73
3	北部地域	78
4	西部地域	82
5	西南部地域	86
6	東南部地域	90
7	東部地域	94

第5章 計画の進行管理

1	計画の進行管理	100
	（1）推進体制	100
	（2）進行管理	100
2	施策一覧	101

資料編

第1章

計画の基本的事項

1 八王子市みどりの基本計画とは.....	2
(1) 「みどりの基本計画」とは.....	2
(2) 中間改定の趣旨.....	2
(3) 本計画の“みどり”とは.....	3
(4) 計画の位置づけ.....	4
(5) 計画の期間.....	4
2 みどりの機能.....	5

1 八王子市みどりの基本計画とは

(1) 「みどりの基本計画」とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区の保全」などの事項を総合的かつ計画的に実施するための、緑とオープンスペース^{*}に関する総合計画です。

「八王子市みどりの基本計画」は、上記事項を踏まえて八王子市が策定する計画で、みどりに関する各種施策を総合的・体系的に取りまとめています。

この計画に基づき、市内のみどりの保全、緑化の推進及び都市公園の整備や管理などを図ることで、みどりを活かした豊かなまちづくりの推進を目的としています。

(2) 中間改定の趣旨

本市では、令和2年（2020年）3月に「八王子市みどりの基本計画」を策定し、みどりの「質の向上」、「量の確保」、「パートナーづくり」を基本方針とし様々な施策を展開してきました。

この間、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）向上等の課題解決に向けて、みどりの持つ機能への期待が高まっています。本市は、生物多様性の豊かな恵みを将来にわたり享受し続けるため、令和6年（2024年）3月に「第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略」を策定しました。みどりの質の向上に取り組み、私たちが自然や生活文化を通して暮らしのなかで受け取る生態系サービスを維持する取組が必要です。

また、まちづくりの視点において、市街地における緑化や公園の整備、これまで残されてきたまとまりのあるみどりの保全など、みどりの量を確保する取組も引き続き必要です。令和6年（2024年）11月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されたほか、本市は、令和7年（2025年）1月に「都市計画マスタープラン（第3次）」を策定し、民間の産業振興や地域経済の活性化とみどりの適正な管理・保全を両立する取組が必要となっています。

さらに、少子高齢化などを背景にみどりの保全の分野でも担い手の確保は喫緊の課題となっています。本市だけの取組にとどまらず、地域の活動団体や事業者、行政間の協働・共創の取組を強化し、多様な主体がそれぞれの強みを活かしてみどりを育み・守る人材の確保・育成に取り組んでいかなければなりません。

こうしたみどりに関する社会情勢の変化を捉えた国等の動向や市を取巻く状況の変化を踏まえ、中間改定を行いました。なお、「基本理念」、「基本方針」は改定前の計画を踏襲しています。今後も、本市のみどりの特色を活かし、その機能に配慮した取組を行うとともに、市民・事業者との協働によるみどりの保全や活用を進めます。

^{*}緑とオープンスペース：国土交通省による「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開（H28.5）」においては、「都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅等の植栽地）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包括する概念として位置づけ」として定義しています。



(3) 本計画の“みどり”とは

本計画での「みどり」は、樹木や草花のほか、樹林地、草地、公園、農地、水辺地などとそれらが一体となって構成されている『自然的空間』と定義します。

これらのみどりには、下記のような多様な要素が含まれます。

- 自然の動植物などの生きもの、まちに潤いを与える木々や花など
- 公園、森林、農地、水辺地などの緑被地やオープンスペース
- 生きもの相互や地形、土壌、水、大気、気象、人為など周囲との関係のもと成立している生態系
- レクリエーション、防災、大気汚染や騒音の防止、水質の保全、気象の緩和などの機能を持つ空間
- 快適さ、やすらぎ、美観、愛着、八王子らしさなどの人の意識や活動、生活と関わる景観

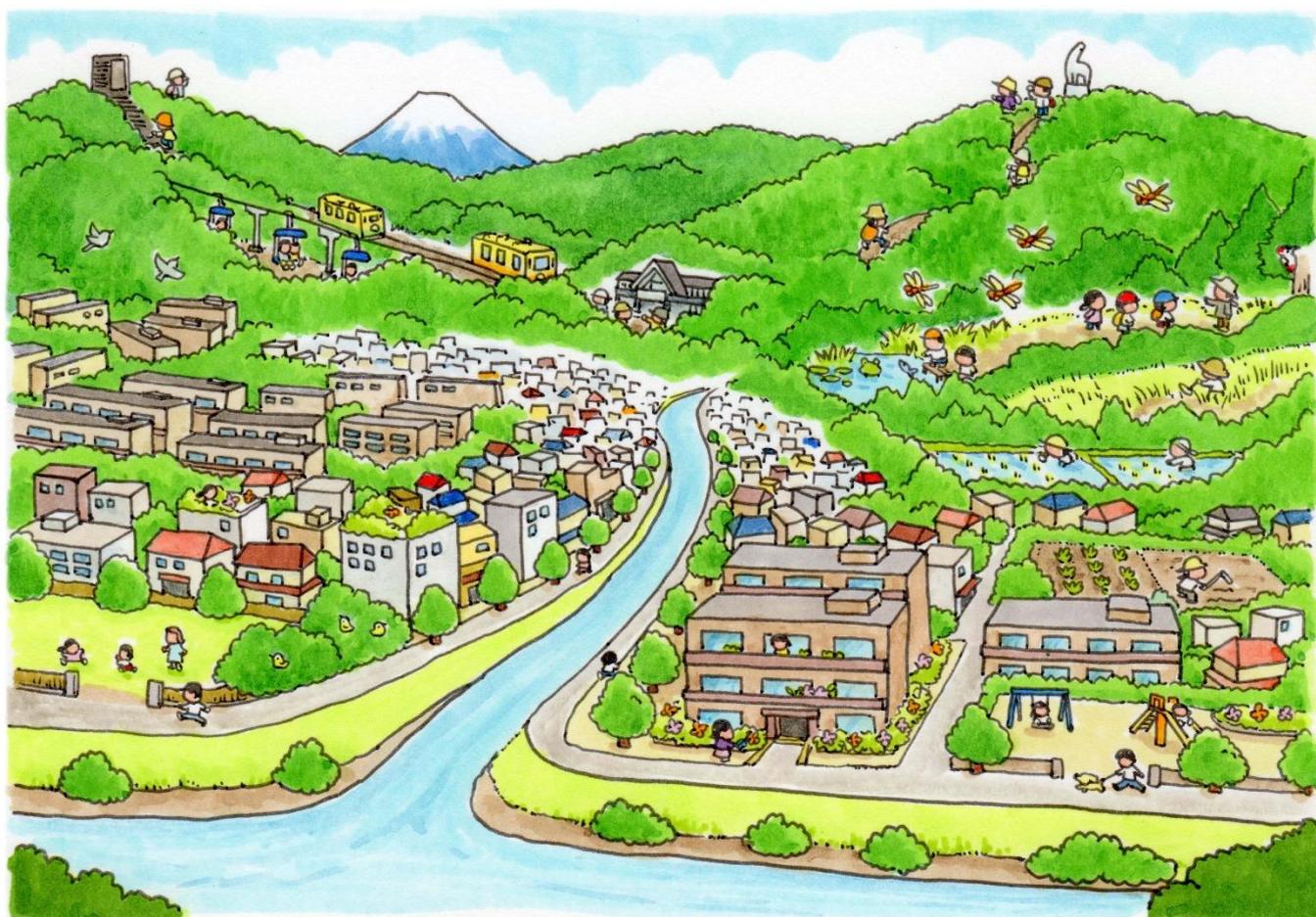


図. みどりのイメージ

(4) 計画の位置づけ

本計画には、調和・整合を図るべき上位計画として、「第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略」、「第3次八王子市都市計画マスタープラン（都市づくりビジョン八王子）」があります。また、第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略の個別計画であり、連携を図るべき関連計画として、「八王子市水循環計画」、「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」、「循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）」があります。

その他、東京都と合同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」や「緑確保の総合的な方針（改定）」などと整合を図る必要があります。

上位計画における主な関連キーワード

「地域自治と協創」、「地域コミュニティ活動の活性化」、「子供が健やかに育つ地域づくり」
「災害に強い都市基盤整備」、「人と自然が共生したまちづくり」、「豊かな自然の次世代への継承」

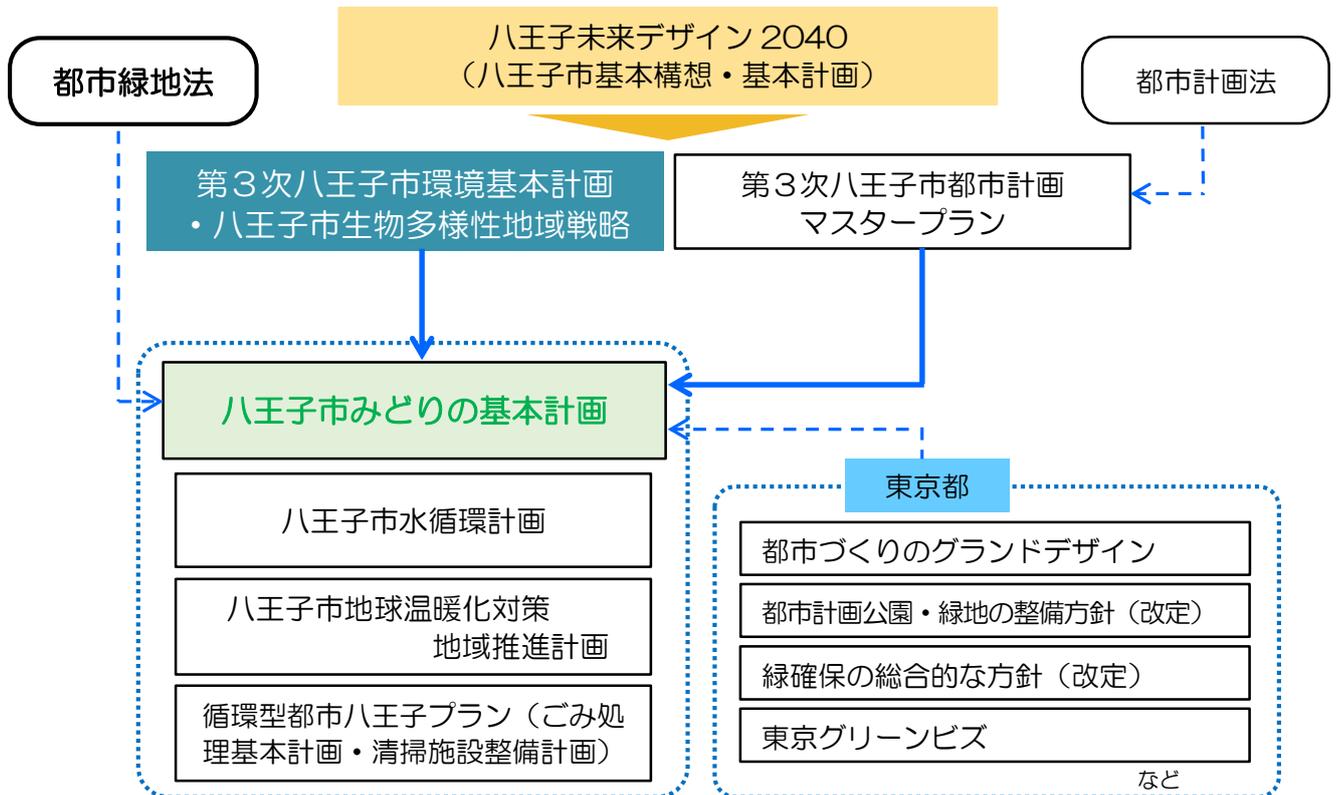


図. 八王子市みどりの基本計画の位置づけ（一部抜粋）

(5) 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。なお、計画期間中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに合わせて、必要に応じた見直しを行うこととします。



2 みどりの機能

みどりは大気浄化や二酸化炭素の吸収など、それ自体が持つ直接的な機能に加え、社会生活と深い関わり合いの中で形成される間接的な機能など、多面的で複合的な機能を多く有しています。これらの機能は私たちの生活や生きものが生存するための基盤となるだけでなく、生活の質（Quality Of Life: QOL）の向上や都市の魅力を高めるなど、まちづくりにも欠かせない要素です。

本計画では、多種多様なみどりの機能を大きく以下の6つに整理しています。

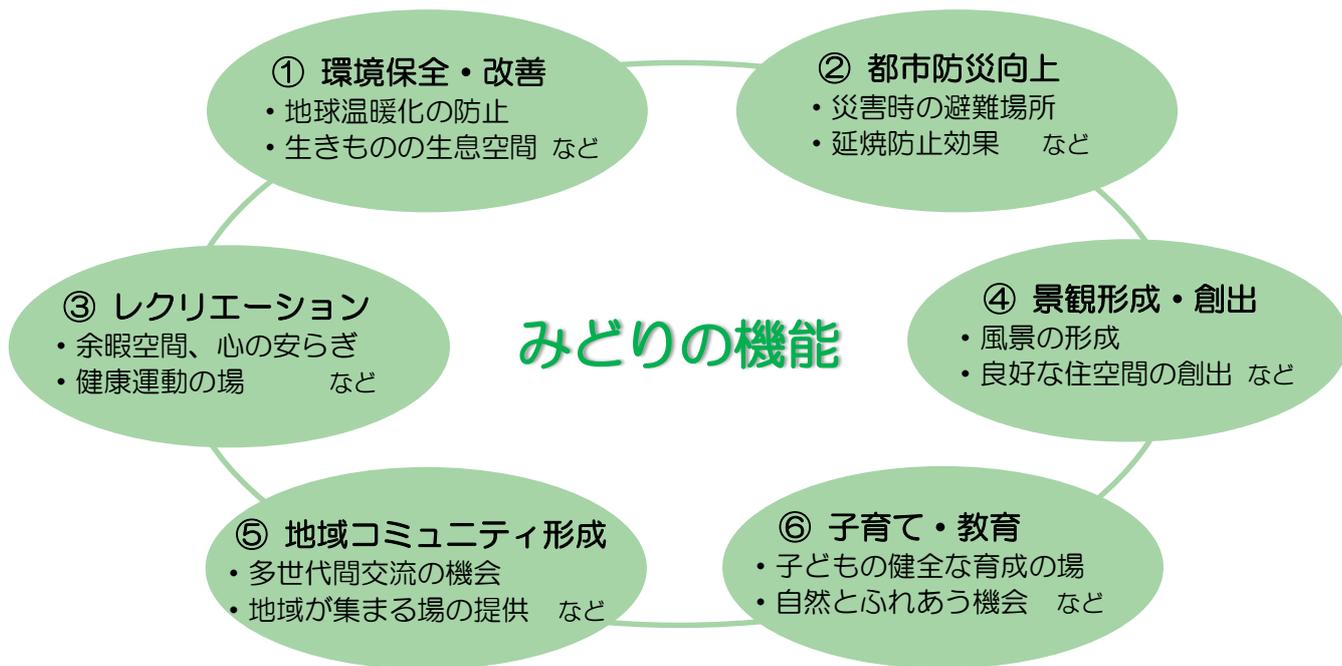


図. みどりの6つの機能

① 環境保全・改善

まちなかの植物は、水分の蒸発や日かげを作ること、周辺の気温を下げ、河川や樹林地に沿って涼しい風が運ばれることなどにより、都市のヒートアイランド現象を緩和する効果があります。

さらに、植物は、二酸化炭素吸収源であることから地球温暖化軽減の観点から重要であるとともに、雨水を蓄えて地下水を調整するなど健全な水の循環にも役立っています。

また、森林、里山、河川、田畑など多様な自然環境は様々な生きものの生息・生育環境の基盤となっており、生物多様性を確保する上でも重要です。



二酸化炭素吸収源や
生きものの生息・生育場所になる樹林地

② 都市防災向上

みどりは、震災などの災害時には避難の場所や復旧復興の拠点として活用されます。また、公園や農地などのまとまったスペースや生け垣などの植栽帯は、火災発生時の延焼防止や遅延の効果を有しています。

また、通常時には農業用水として活用される防災兼用井戸は、災害時に生活用水を供給することで被害の軽減に役立ちます。



避難場所としての公園

③ レクリエーション

みどりは、運動やスポーツの場を提供することで、市民の健康の維持や増進に寄与します。また、散歩やお花見など様々な余暇活動を通じて、心身のやすらぎやリフレッシュ効果をもたらしてくれます。

さらに、特徴あるみどりは、地域の特色としても重要な観光資源となり、人々が楽しめる場やまちの賑わいの創出などにも寄与しています。



スポーツ施設が整備された公園（上柚木公園）

④ 景観形成・創出

人の生活や歴史と一体となって形成されているみどりは、都市の景観を特徴づけます。また、季節を感じることもできるみどりやみどりによる美しい街並みは、まちの印象を向上させる効果があります。

さらに、地域のシンボルとなるみどりは、地域の魅力向上にも貢献します。



甲州街道のイチョウ並木（八王子景観100選）



⑤ 地域コミュニティ形成

みどりは、日ごろからコミュニケーションの場となることで地域のコミュニティを醸成します。

さらに、みどりを利用した市民主体のお祭りや催し事、ボランティアによる維持管理などの活動は、地域住民の交流を活性化し、新たなコミュニティの形成にも寄与します。

また、地域の共有財産であるみどりを通じた交流により、地域への愛着心向上や防犯機能の向上にも役立ちます。



みどりの活動を通じた交流

⑥ 子育て・教育

みどりは、子どもの遊び場や身体を動かすことのできる貴重な場です。また、自然体験が豊富な子どもほど自律性・協調性が備わる傾向があるなど、子どもの健全な育成に寄与します。

みどりは、環境教育・環境学習などの自然とふれあい、体験しながら学ぶことのできる場となることで、次世代を担う子どもたちのための貴重な学習の場としての役割を發揮します。



みどりとふれあう環境学習

このようにみどりは、それらが持つ多様な機能を活かしながら持続可能な社会を形成する「グリーンインフラ^{*}」として効力を發揮します。

また、みどりは、平常時にはレクリエーションや子育ての場として活用できるものが、災害時には避難の場所に活用されるなど、多様な機能を同時に發揮できることが最大の利点です。さらに、里山の適正な管理によって生物多様性が豊かになり、その結果、環境教育の場としての価値が向上するなど、人の積極的な利活用により、みどりの価値が向上するといった相乗効果もあります。

今後の緑とオープンスペースに関わる政策では、これらの機能を地域の実情に応じてより効果的に發揮させることが求められます。

^{*}グリーンインフラ：国の国土形成計画において、グリーンインフラは「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」として定義しています。

【グリーンインフラの取組】

みどりは、「みどりの機能」で紹介したように、気温上昇の抑制や生きものの生息・生育の場、防災、良好な景観形成など、それ自体が様々な機能を持っています。加えて、健康増進やコミュニティ形成、環境教育、地域のブランディングなど、様々な活動の場としての機能も持ち合わせています。

一方で我が国では、近年の社会的課題である人口減少や社会資本の老朽化、都市部の気温上昇など地域の複数の課題に対して統合的な解決が求められています。

そのため国では、「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」を「グリーンインフラ」としてまとめました。グリーンインフラの取組は「自然環境が有する多様な機能を活用しつつ、多様な主体の幅広い連携のもとに行うもの」とされており、この概念を社会資本整備や土地利用などを進める際の検討プロセスに組み込み、地域の課題の解決と持続可能で魅力的な社会の実現に貢献することを目指しています。

例えば、地域住民による緑地の維持活動や市民農園での農作業体験など、多様なみどりの活動により緑地や農地の保全が図られることで、集中豪雨や気温上昇への対応策となることに加え、地域コミュニティの形成や、外出し体を動かす機会の創出による心身の健康増進が期待されるなどが、グリーンインフラの取組とその効果としてあげられます。

このように、今後のまちづくりにおいては、従来のような単に「みどり」だけの保全を考えるのではなく、複数の地域課題を同時解決する手法として、みどりをうまく保全・活用しながらより効果的な機能の発揮ができるように、複合的な視点での取組が必要です。



第2章

みどりの現状と課題

1 八王子市の概要.....	10
(1) 位置・地勢.....	10
(2) 人口動態.....	11
2 本市のみどりの状況と課題.....	12
(1) みどりの状況.....	12
(2) 主な成果と今後の課題.....	14
3 みどりに関わる社会情勢など.....	17
(1) 社会情勢への対応.....	17
(2) 自然環境問題への対応.....	18
4 国等の方向性.....	23
5 市民意見.....	29
6 中間改定の考え方.....	32

市域は、市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン 2040」により、「中央地域」「北部地域」「西部地域」「西南部地域」「東南部地域」「東部地域」の6地域に区分されています。

各地域によってみどりの状況は大きく異なり、西部、西南部地域には明治の森高尾国立公園など山林としてのみどりが多い一方、東部、東南部地域のニュータウン開発区域は公園・緑地としてのみどりが多く存在します。

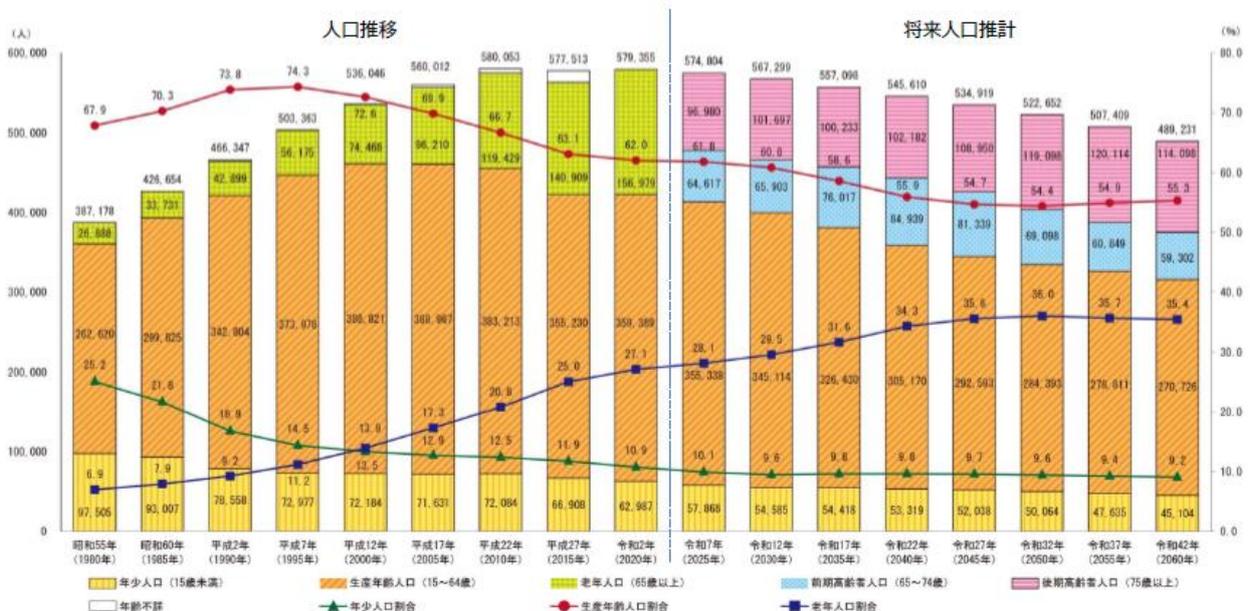


図. 地域区分（八王子未来デザイン 2040）

(2) 人口動態

国勢調査によると、本市の人口は令和2年（2020年）現在 579,355 人となっています。

「八王子未来デザイン 2040 別冊（附属資料）」（令和5年（2023年））における将来人口推計によると、令和12年（2030年）の総人口は 567,299 人（令和2年（2020年）より約 2.1% 減）と想定されています。



※人口推移は国勢調査による実績値です。令和2年（2020年）の人口内訳は年齢不詳人口をあん分により補完した人口になります。
 ※人口割合の数値は、年齢不詳を除いて算出しています。小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

図. 人口推移と将来人口推計（八王子市未来デザイン 2040 別冊（附属資料） 令和5年）

2 本市のみどりの状況と課題

(1) みどりの状況

① 緑被率

緑被率は、ある区域における緑に覆われた面積の割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、樹林、草地・農地、宅地内（屋上緑化を含む）や公園の樹木や芝地、街路樹などが含まれます。中間改定に伴う調査では緑被率は59.3%（令和6年度）と推計され、市域のおよそ6割がみどりで覆われている状況です。

みどりの減少要因としては、都市農地・草地の宅地化や、開発事業などがあげられます。

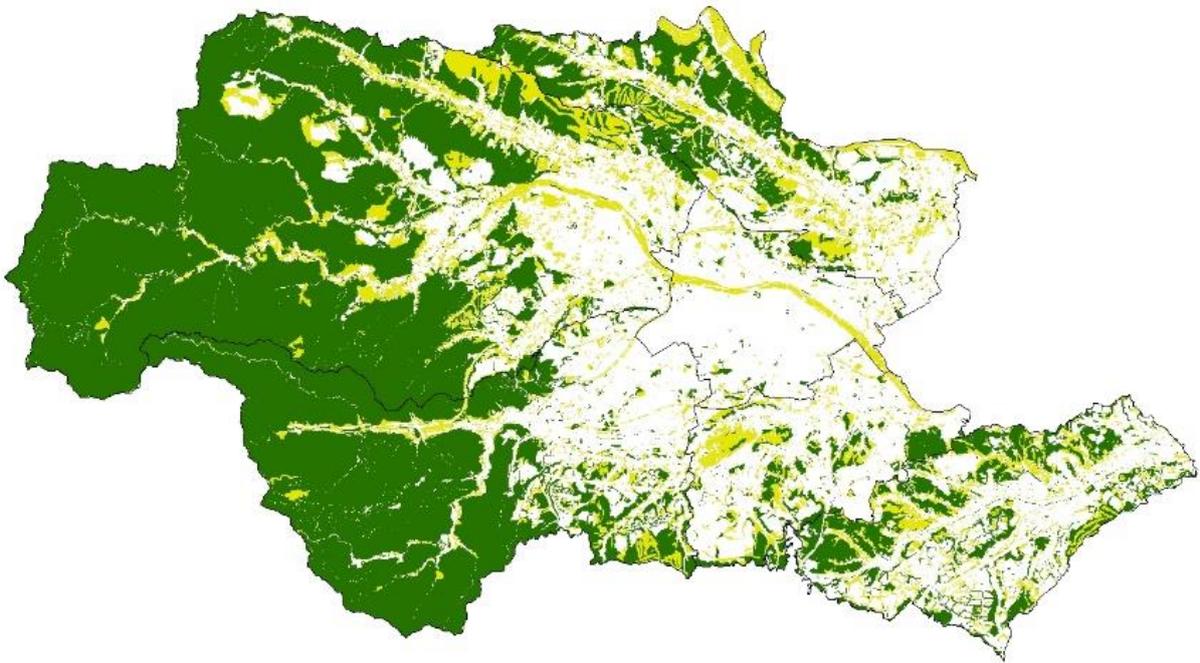


図. 市内の緑被の状況（令和6年度調査）

表. 緑被率の変化

地 域	H29年	R6年	増 減
市全域	58.4%	59.3%*	0.9%

※R6年度において緑被率の調査手法を見直しました。解像度の高い航空写真を使用したことで、前回調査時には確認できなかった緑被地が増えています。

表. 緑被率 調査結果（R6年）

地 域	緑被率
中 央	12.1%
北 部	51.0%
西 部	75.5%
西南部	69.1%
東南部	29.3%
東 部	42.5%
市全域	59.3%



② 公園の充足率

市内には約940か所（令和5年度末）の都市公園など^{※1}が存在します。

「都市公園法運用指針（第6版）」（令和6年7月）に、一般的な住宅市街地における標準的な誘致距離（参考値）として、街区公園が250m、近隣公園が500m、地区公園が1kmと示されています。

この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域内の公園誘致圏を示すことによって、公園の充足の状況を明らかにすることができます。令和6年度調査では公園充足率^{※2}は82.5%となりました。

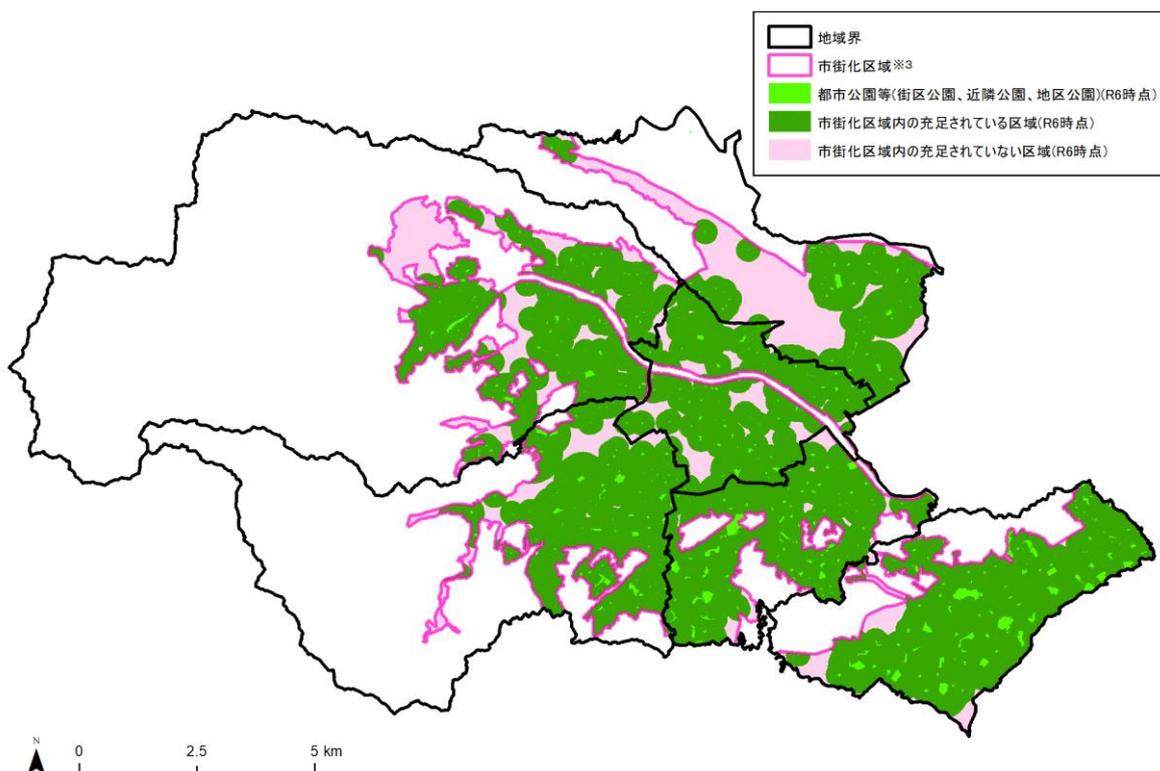


図. 都市公園の誘致圏（令和6年度調査）



高尾山ふもと公園



明神町なかよし公園

※1 都市公園など：八王子市立の都市公園、東京都立の都市公園のほかに、児童遊園、まちの広場を含みます。

※2 充足率の算出は、八王子市立の都市公園のみを対象としています。

※3 市街化区域面積 8,151ha（令和5年（2023年）4月1日時点）

(2) 主な成果と今後の課題

令和2年(2020年)の計画策定以降、基本理念「みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」のもと、様々な取組を推進してきました。ここでは計画期間前期(令和2年度から令和6年度)における取組の成果とそれを踏まえた今後の主な課題を整理しました。

① 計画期間前期での主な成果

《みどりの質の向上》

○一人あたりの公園面積が相対的に小さい中央地域の八王子駅南口において、学び・交流・防災の3つの機能を備えた「八王子駅南口集いの拠点(仮称)」の整備を推進しました。令和3年度(2021年度)以降、用地取得、PFI事業契約のほか、施設の活用や植栽等に係るワークショップを開催しました。



八王子駅南口集いの拠点(仮称)
(令和8年(2026年)10月オープン予定)

○専門家の指導によるグリーンパートナー養成講座を実施し、令和5年度(2023年度)までに計142名が修了しました。修了生は市内各所で花壇づくりを担う市民ボランティアとして、八王子駅前マルベリーブリッジや公園などの花壇を整備する活動団体に参加し、質の高い花壇整備による景観の形成に取り組んでいます。



市民ボランティアによる駅前花壇整備

○緑化条例施行規則の改定により、民間事業者の開発行為における植樹義務制度を見直し、緑化基準を植樹本数から緑化面積に変更しました。緑化手法として屋上、壁面緑化等の活用を可能としたため、まちなかの緑化、景観形成につながっています。

○市民と市が協働して公園と水辺の親水空間づくりに取り組む八王子水辺活動チャレンジ「通称：ミズカツ」を実施しました。



内閣府 水循環白書掲載

○生物多様性地域戦略に基づき、上川の里特別緑地保全地区において自然環境調査を実施したほか、地域ぐるみの獣害対策の取組を推進しました。

○令和5年度(2023年度)に長池公園、令和6年度(2024年度)に佐川急便株式会社が所有する「高尾100年の森」が「自然共生サイト」(民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域)に認定されました。



《みどりの量の確保》

- 「保全と活用のシンボル」と位置付ける上川の里特別緑地保全地区について、「上川の里 保全と活用の方針」を令和2年（2020年）に策定し、保全活動を行うエリアの拡大を行いました。
- 東京都との連携により緑地・里山保全地域の適正な管理と保全に努めるとともに、「緑確保の総合的な方針」に基づき、上川の里や公園用地の取得など、みどりの確保に努めました。
- 斜面緑地保全区域に対する支援制度を改正し、緑地の状況を所有者と共有するとともに、維持管理に要する経費の一部を補助する制度を開始しました。
- 指定期間が経過する生産緑地地区について、特定生産緑地への移行を促進し、都市農地の確保に努めました。
- 地域防災機能の充実を図るとともに、地域コミュニティの拠点となる「明神町なかよし公園」、水辺を活用した「高尾山ふもと公園」などの公園を整備しました。



上川の里特別緑地保全地区



近隣小学校児童による稲刈り体験

《みどりを守るパートナーづくり》

- 環境教育・環境学習を通じた子どもの健全な育成や、持続可能な社会のための担い手づくりを目的に、北野環境学習センターに「生きもの展示室」をオープンし、オープニングイベントには約4,000人が来場しました。
- 環境市民会議による出前講座・川の学習のほか、公園・道路・水辺を地域の住民などと協働で管理する継続的なアドプト活動を推進しました。
- 体験を重視した環境教育・環境学習の機会提供に努め、一般財団法人セブン・イレブン記念財団が運営する高尾の森自然学校、佐川急便株式会社が所有する森林、事業者等と保全活動協定を結ぶ上川の里において、子ども向け自然体験イベントを充実しました。
- 身近なみどりである庭木や里山などの緑地の管理について、知識と技術を習得する講習会を新たに開催し、みどりを守るパートナーのすそ野を広げる取組を推進しました。



親山里山体験で焼きリンゴづくり

② 今後取り組むべき主な課題

《みどりの質の向上》

○みどりの確保によって、公園数が増加したほか、緑被率の維持が図られています。公園については、市民一人あたりの公園面積が、東京都内でも高い数値となっています。しかしながら、既に確保されたみどりに対して、さらなる整備や維持管理を望む市民の声もあります。引き続き、これまで確保したみどりの多機能性を引き出し(=「みどりの質」を向上させる)、いかに有効に活用するかが課題です。

○令和6年(2024年)に策定した生物多様性地域戦略に基づく生態系の保全に着目した取組が求められます。

○公園や緑地、河川などのみどりを、適切に維持や更新する必要があります。また、グリーンインフラの考え方を取り入れ、都市防災の向上やカーボンニュートラル、賑わいの創出にも配慮することが求められます。

○厳しい財政状況が想定されているなかで、事業に必要な財源を生み出す発想が求められます。そのためには民間との協働・共創の取組など、効果的なみどりの活用手法の検討が必要です。

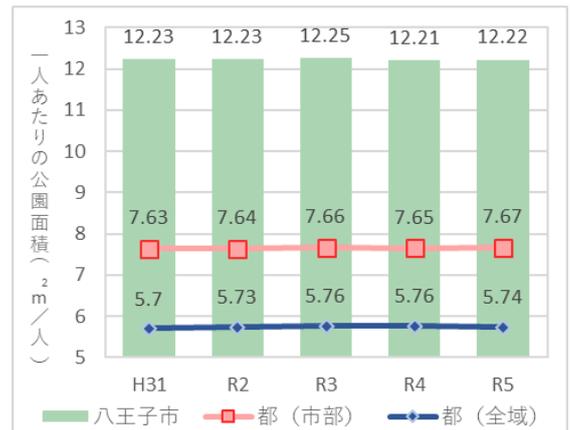


図. 一人あたりの公園面積の比較(都建設局データ)

《みどりの量の確保》

○計画期間前期において、「保全の対象としたみどりの面積」が減少しました。引き続き、公園の整備を着実に進めるとともに、斜面緑地保全区域などの新規指定や農地面積減少の抑制など、それぞれのみどりについて新たなみどりの創出や減少するみどりへの対策が必要です。

○地域によってみどりの量に大きな偏在があります。特に、人口密度の高い中央地域は緑被率12.1%、市民一人あたりの都市公園面積2.29 m²/人であり、市内で最も少ない状況です。

○民有山林の荒廃や空き家・空き地が増加し、その管理不全から草の繁茂、樹木の高木化・ナラ枯れ等が発生しています。顕在化する民有地の管理不全に対応する取組を検討する必要があります。

○農業者の高齢化に伴う代替わりなどにより、土地所有者の意向に変化が生じ、生産緑地地区は年々減少傾向にあります。まとまった農地として生産緑地地区に指定されている箇所等において、農地保全に資する新たな取組を検討する必要があります。

○民間の取組を含めた制度の活用や新たな仕組みによるまちづくりを通じたみどりの確保が必要です。

《みどりを守るパートナーづくり》

○本市では市民との協働によって維持管理されているみどりが数多くあります。担い手の高齢化や参加者の減少などにより、担い手不足が課題となっています。みどりに関わる様々な担い手と連携して、協働のすそ野を広げていくことが求められます。

○主体的に取り組む人材を育てるためには、多くの市民がみどりの活動に参加するきっかけを作ることが重要です。また、この取組を市民ニーズに合わせて進めることが重要です。

○計画期間を越えてみどりを将来に引き継ぐためには、子どもたちがみどりに触れ、知り、好きになることが重要です。そのため、環境教育・環境学習の一層の推進が求められます。



(2) 自然環境問題への対応

① 自然災害への対応

都市のみどりとオープンスペースは、「災害時の避難の場」、「火災、爆発による災害の緩和、防止」、「災害対策の拠点」、「自然災害の緩和、防止」、「防災教育の場」などの役割を有します。

平成7年(1995年)に発生した阪神淡路大震災では、街路樹や生け垣、都市公園が延焼の遅延、防止に役立ち、火災による被害を軽減させたことが報告されています。平成23年(2011年)に発生した東日本大震災では、みどりとオープンスペースは避難場所だけでなく、避難生活や復旧・復興支援の場としての機能も発揮しました。また、市内では帰宅困難者の一時滞在や休憩所などにも利用されました。さらに、みどりとオープンスペースは水害や土砂災害への対策としても有効に機能し得ることが報告されています。

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化しています。気候変動の影響により、今後も降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。そこで、国では「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」に基づき、内水氾濫^{※1}・外水氾濫^{※2}をできるだけ防ぐため、都市部の緑地の保全、レインガーデン(雨庭)、雨水貯留浸透施設の整備等をはじめとするグリーンインフラの活用を推進しています。

本市においても、今後発生が予測される首都直下地震や、近年頻発している集中豪雨などの自然災害への対応策として、みどりの重要性が高まっており対応が求められます。



火災発生時焼け止まりになった公園
(未来につなぐ都市のみどりと国土交通省)



広域避難場所に指定されている富士森公園



都市開発等におけるレインガーデン(雨庭)



緑化等を伴う雨水浸透施設

※1 内水氾濫：市街地に降った雨が水路や下水の排水能力を超え、雨水を河川へ排水できなくなることによって発生する氾濫をいいます。

※2 外水氾濫：大雨による河川の増水により堤防が決壊したり、河川の水が堤防を超えたりすることによって発生する氾濫をいいます。



② 地球温暖化の進行

地球温暖化による気候変動の進行によって局地的な集中豪雨の発生、台風の大型化、猛暑日の増加など、自然災害の脅威が高まり、市民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。

気候変動への対応として、令和3年（2021年）に策定された国の地球温暖化対策計画では、都市における緑地や農地の保全、建築物の屋上などの新たな緑化空間の創出などにより、熱環境の改善を通じた都市の脱炭素化を推進することが示されており、本市においてもみどりの保全や創出などの取組の推進が重要となっています。

コラム

【身近なみどりによる気候変動への対策】

地球温暖化などの気候変動により既に生じている、又は将来予測される影響による被害について、みどりの機能により緩和することができます。

都市のヒートアイランド現象の進行や熱中症の増加が懸念されるなか、みどりを活用した緩和策としては、屋上緑化やみどりのカーテンなどがあげられます。植物は直射日光を遮り、日かげを提供するだけでなく、植物に含まれる水分の蒸発などでも気温の低減に寄与します。



みどりのカーテン

【CO₂ 吸収源としてのみどり】

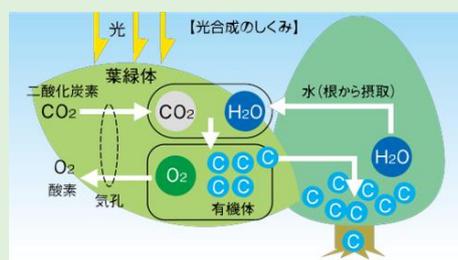
地球温暖化の防止には、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の大気中の濃度を増加させないことが重要です。森林をはじめとするみどりは CO₂ 吸収源として大きな役割を果たしています。

植物は光合成により大気中の CO₂ を吸収し、炭素（C）として蓄えることで成長するとともに、酸素（O₂）を放出しています。

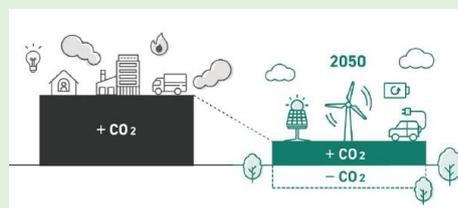
植物が吸収する CO₂ や蓄積する炭素の量は、一本一本異なります。例えば、適切に手入れされているスギ人工林（36～40年生）で 1ha に 1,000 本の立木があると仮定した場合、スギ 1 本当たり約 8.8kg/年の CO₂ を吸収していることとなります。

1 世帯から 1 年間に排出される CO₂ 量は、令和3年（2021年）の場合、約 3,700kg でした。これを、スギが 1 年間で吸収する量に換算すると、スギ 420 本分と同じぐらいということになります。

本市では、令和4年（2022年）2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指しています。家庭から排出される CO₂ を減らしながら、CO₂ 吸収源となるみどりを増やす両輪の取組で、カーボンニュートラルを目指します。



光合成のしくみ（林野庁ホームページ）

カーボンニュートラルのイメージ
（環境省ホームページ）

③ 生物多様性の保全と活用

「生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学 - 政策プラットフォーム（IPBES）」は地球上の生きものの約 100 万種が存続を脅かされていると警告しており、生物多様性の保全が急務となっています。

令和 4 年（2022 年）12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD-COP15）では、新たな国際目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現をミッションとしています。また、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標※」が位置付けられました。

国では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、健全な生態系の確保・回復、自然を活用した社会課題の解決等の行動戦略が掲げられています。都市地域における望ましい姿としては、緑地による生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成、都市緑地による地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和、民間事業者の所有地の緑地確保、環境保全型農林水産業の拡大、生物多様性の保全を踏まえた都市住民の消費行動の拡大等があげられているほか、30by30 目標の達成に向け令和 5 年度（2023 年度）から、「自然共生サイト」の認定が開始されています。

令和 7 年（2025 年）4 月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（以下、「地域生物多様性増進法」という。）が施行され、企業等が地域において生物多様性増進活動を行おうとする際の「増進活動実施計画」の認定、市町村が地域の多様な主体と連携する「連携増進活動実施計画」の認定、「生物多様性維持協定」締結制度の創設等を行い、地域における長期的・安定的な活動を可能とする方針を示しました。

※30by30 目標：2030 年までに国土の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する国際的な目標。



コラム

【生物多様性と私たちのつながり】

「生物多様性って？」

「生物多様性」とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

生きものは、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。その長い歴史の結果、現在地球上の至る所で多くの生きものが生息しています。そして私たち人間も含め、あらゆる生きものは直接的又は間接的に支え合って生きています。

この生物多様性を基盤とする生態系は、人が生きていくために欠かせない酸素や食料を供給してくれるだけでなく、水源のかん養や精神的な安らぎ、豊かな文化を形成するなど、私たち人間に多くの恩恵を与えています。それら生物多様性がもたらす恩恵を「生態系サービス」と呼んでいます。

TEEB（生態系と生物多様性の経済学）では、生態系サービスを以下の4つに分類しています。

1. 供給サービス : 食料、水、木材や肥料などの原材料、医薬品や化粧品などの供給
2. 調整サービス : ヒートアイランド緩和、二酸化炭素固定、水質浄化、花粉媒介など
3. 生息・生育地サービス: 生息・生育環境の提供、遺伝的多様性の維持など
4. 文化的サービス : 自然的景観の保全、レクリエーションや観光の場と機会、芸術・デザインへのインスピレーション、科学や教育に関する知識など



(環境省 価値ある自然 生態系と生物多様性の経済学:TEEB の紹介)

このように、生物多様性と生態系は私たちのいのちと暮らしを支えています。

そして、これら生きもののはつながりは、地球の長い歴史の中で形成されてきました。そのため、一度生物多様性が消失すると、回復には非常に長い時間が必要です。また、生きものは相互に支えあって生きていますが、その関係は完全に解明されておらず、消失による影響は未知数です。

将来にわたって生態系サービスの恩恵を受け続けていくためには、その源である生物多様性の保全が重要と言えます。



自然のめぐみ（環境省 生物多様性広報パネル）

「生物多様性保全のための里地里山の重要性」

里地里山は、集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域であり相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています（環境省）。長い年月を通じた農業や林業などの人の営みにより雑木林、水田、草原などが形成され、持続的に利用されてきた里地里山は、近年、持続可能な社会モデル「SATOYAMA」として国際的にも注目を集めています。

人の手により形成されてきた自然環境には、その環境を好む生きものたちによって特有の生態系が成立してきました。そのため、里地里山には多くの生きものが依存しており、生きものと人が共生している空間となっています。

しかし、人口減少や営農形態の変化などによって人の手が入らなくなったことにより、里地里山の荒廃が懸念されています。生物多様性国家戦略における「生物多様性の危機」でも、里地里山に対する人間活動の縮小があげられているように、人の手が入らなくなった環境では、里地里山特有の自然環境が失われ、そこに住む生きものにも大きな影響があります。そのため、本市でも生物多様性保全のために里地里山の適正な管理や保全が求められています。

環境省は、30 by 30目標達成に向けて、生物多様性の価値を有し、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する事業を開始しました。

本市では、令和5年（2023年）に長池公園が自然共生サイトに認定されています。また、第3次環境基本計画の改定に合わせ、生物多様性地域戦略を策定しました。



里山の生きものたち



4 国等の方向性

令和2年（2020年）に八王子すみどりの基本計画を策定して以降、国や東京都などではすみどりに関連する以下の主要な施策が展開されてきました。

◦ 都市計画公園・緑地の整備方針改定（東京都・区市町）	令和2年（2020年）	7月
◦ 緑確保の総合的な方針改定（東京都・区市町村）	令和2年（2020年）	7月
◦ 生物多様性国家戦略2023-2030	令和5年（2023年）	3月
◦ 生物多様性地域戦略（東京都）	令和5年（2023年）	4月
◦ グリーンインフラ推進戦略2023	令和5年（2023年）	9月
◦ 持続可能な開発の目標(SDGs)実施指針（改定版）	令和5年（2023年）	12月
◦ 東京グリーンビズ 東京都の緑の取組 Ver.2（東京都）	令和6年（2024年）	1月
◦ 第六次環境基本計画	令和6年（2024年）	5月
◦ 都市緑地法等の一部を改正する法律	令和6年（2024年）	11月
◦ 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）	令和6年（2024年）	12月
◦ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）	令和7年（2025年）	4月

これらの中でも次の①～④は、これからのすみどりに関わる取組に対して、特に考慮していく必要があります。

① グリーンインフラ推進戦略2023

令和元年（2019年）7月の「グリーンインフラ推進戦略」策定以降、世界的な潮流としてネイチャーポジティブやカーボンニュートラル、ネットゼロなど、グリーンインフラに関連する社会情勢が変化してきていることを受け、「自然と共生する社会」の実現を目指し、「グリーンインフラ推進戦略2023」が策定されました。また、国内外の事例・研究の収集等を踏まえ、市区町村がグリーンインフラの実装を戦略的に推進する観点から、緑の基本計画の策定・改定を行う際に参考となる考え方や根拠等を整理した「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」が令和6年（2024年）6月に策定されました。

グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」の実現に向けた取組（抜粋）	
（1）自然に支えられ、安全・安心に暮らせる社会 【安全・安心】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境が有する機能を活用した流域治水の推進 ・ 都市緑化や都市公園整備等による吸収源対策 ・ 雨庭、雨水貯留・浸透施設の整備 ・ 建築物における木材利用推進 等



<p>(2) 自然の中で、健康・快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会</p> <p>【まち】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり ・自然豊かな都市空間づくりや環境性能に配慮した不動産投資市場の形成 ・住宅・建築物、道路空間、低未利用地等の緑化推進 <p>等</p>
<p>(3) 自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会</p> <p>【ひと】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の推進 ・自然豊かな遊び場の確保 ・かわまちづくり、多自然川づくり ・ブルーインフラ拡大プロジェクト ・グリーンインフラコミュニティの醸成 <p>等</p>
<p>(4) 自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会</p> <p>【しごと】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観・歴史まちづくりの推進 ・自然・文化等の観光資源の保全、地域社会・経済に好循環をもたらす持続可能な観光の推進 ・カーボン・クレジットの活用 <p>等</p>

② 東京グリーンビズ

東京都では、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくため、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を令和5年(2023年)7月に始動し、令和7年(2025年)1月には、「東京都の緑の取組 Ver.3」を公表しています。

東京グリーンビズの3つの観点	
緑を「まもる」取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を守る ・樹林地(屋敷林等)を守る ・豊かな自然(保全地域等)を守る ・森林(水道水源林等)を守る
緑を「育てる」取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の整備 ・街路樹の充実(安全性や快適性の確保) ・緑と水のネットワーク化 ・まちのシンボルとなる緑豊かな空間の創出 ・まちづくりに合わせた、まちなかの緑の創出 ・東京グリーンビズ・ムーブメントの推進
緑を「活かす」取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が有する機能を活用する「グリーンインフラ」の導入 ・公園の魅力を高めTOKYOの顔に ・豊かな自然を活用・発信 ・水辺に親しむ空間づくり ・多摩産材の活用 ・緑の多様な価値を活かす

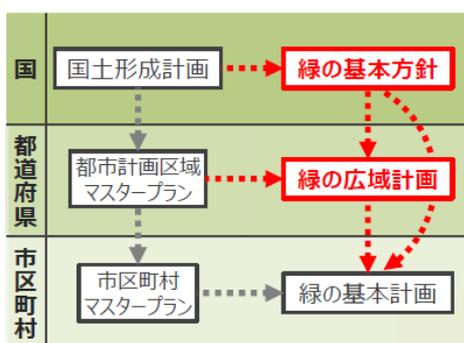


③ 都市緑地法等の一部を改正する法律

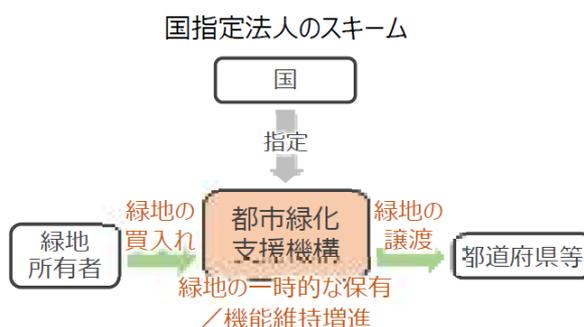
気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めることを目的として、関係法令が一括で改正されました。

【改正内容】

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保	
(1) 国が都市緑地に関する基本方針を策定【都市緑地法】	⇒全国的な目標や官民の取組の方向性を提示
(2) 都道府県が都市緑地に関する広域計画を策定【都市緑地法】	⇒広域的な観点からの緑地保全を推進
(3) 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】	⇒都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備・保全の重要性」を位置付け
2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新	
(1) 緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を法的に位置付け【都市緑地法】	⇒「機能維持増進事業」の推進により、緑地の効用を発揮
(2) 緑地の買入れや整備を代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】	⇒財政面・技術面から地方公共団体を支援
3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み	
(1) 民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】	⇒良質な緑地確保の取組の価値を「見える化」
(2) 都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】	⇒認定を受けた事業について民間都市開発推進機構が金融支援



1 (1) (2) 計画の連携のイメージ



2 (2) 指定法人のスキーム



3 (1) 緑地確保取組認定制度のイメージ



緑の基本方針の概要

意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応
全体目標	将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す						
個別目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献	人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する	Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく				
推進の視点	多様な主体の連携、各主体の役割分担 国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等		多様な資金、体制等の確保 民間からの投資、寄附金の受入れなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要		緑地の更なる充実 より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施		
	緑地の広域的・有機的なネットワーク形成 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成						
実現のための施策	都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進 行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進 ・特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持推進事業等）への支援 ・都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 ・地方公共団体に対する技術的支援				民間による緑地の保全・創出の促進 ・良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 ・民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 ・都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進		コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携
	都道府県 「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定 ・都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）		市町村 「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定 ・市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等）		まちづくりDXとの連携等		

③ 1 (1) 国が策定する基本方針の概要

④ 地域生物多様性増進法

地域における生物の多様性の増進のための活動を促進することを目的として、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の主務大臣による認定、生物多様性維持協定等に関する「地域生物多様性増進法」が制定されました。主な措置事項及び認定基準は下記に示す通りです。

【主な措置事項及び認定基準】

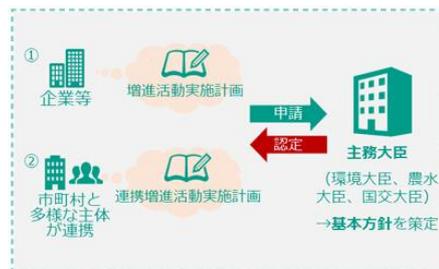
1. 地域における生物多様性増進のための活動の促進

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

①企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定。

②市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。

➢①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。



(2) 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できる。

2. 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定に関する基準

- ①緑の基本方針に照らして適切なものであり、かつ、当該地域生物多様性増進活動を確実に遂行するために適切なものであること。
- ②当該（連携）地域生物多様性増進活動が実施区域における生物の多様性の維持又は回復若しくは創出に資するものであること。
- ③当該（連携）地域生物多様性増進活動に自然公園法上の「生態系維持回復事業」（同法第2条第7号）が含まれる場合には、同法第39条第2項の確認又は同条第3項の認定をすることができる場合に該当すること。
- ④当該（連携）地域生物多様性増進活動に自然環境保全法上の「生態系維持回復事業」が含まれる場合には、同法第30条の3第2項の確認又は同条第3項の認定をすることができる場合に該当すること。
- ⑤当該（連携）地域生物多様性増進活動に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律上の「保護増殖事業」（同法第6条第2項第6号）が含まれる場合には、同法第46条第2項の確認又は同条第3項の認定をすることができる場合に該当すること。
- ⑥当該（連携）地域生物多様性増進活動に外来生物法に規定される「特定外来生物」の防除が含まれる場合には、市町村が行う防除にあっては同法第17条の4第1項の確認をすることができる場合に、地方公共団体以外の者が行う防除にあっては同法第18条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。
- ⑦その他主務省令で定める基準に適合すること。



持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標であり、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。また、すべてのゴールが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を目指すものです。

国は、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」において、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（改訂版）」を定めています。この中で、SDGs達成へ向けた取組は、人口減少や地域経済の縮小等の地域課題の解決に資するものであり、地方自治体にはSDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

本計画では、SDGsのうち特に関連の深い「11」「15」「17」の達成に貢献し、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現を目指します。



5 市民意見

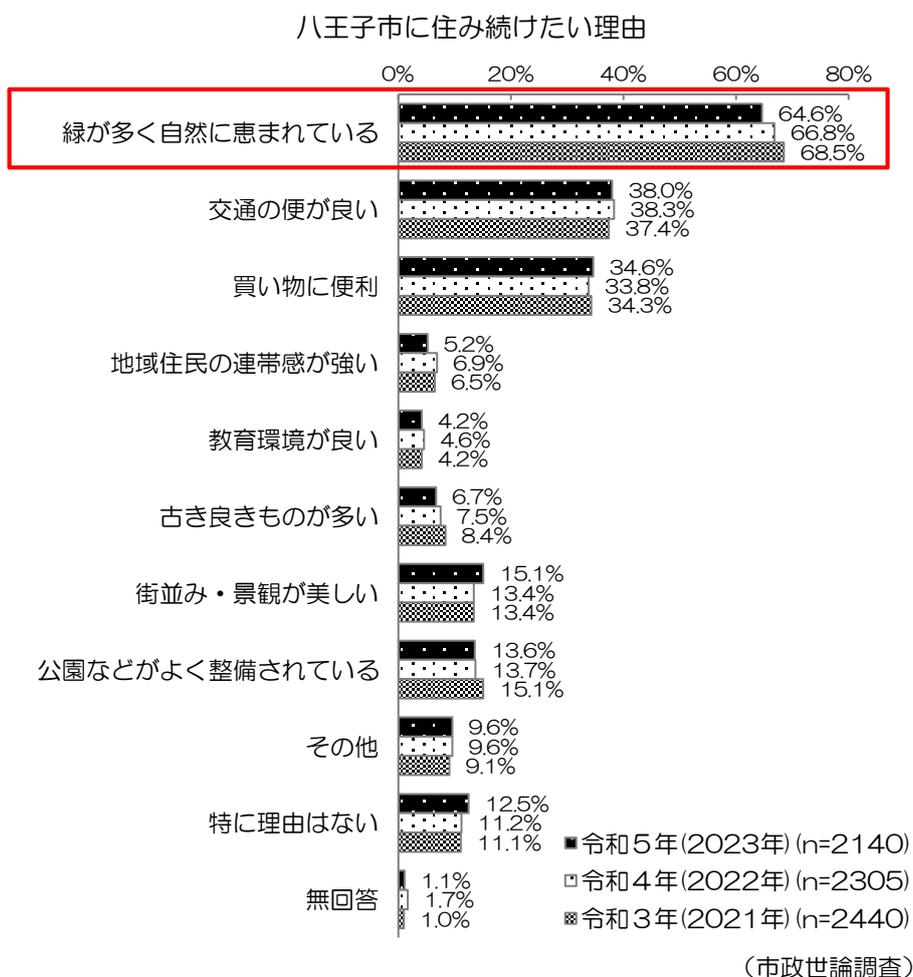
みどりの保全や緑化の推進には、市民との協働が非常に重要です。計画改定に向け、今後取り組むべき施策や市民ニーズを把握するため、次のとおり市民意見の把握を行いました。

- ① 市政世論調査（令和3年（2021年）5月、令和4年（2022年）5月～6月、令和5年（2023年）5月～6月実施）
- ② 市政モニターアンケート（令和6年（2024年）8月実施）
- ③ みどりに関するアンケート（令和6年（2024年）8月実施）

調査結果概要（複数回答により、合計が100%にならない場合があります。）

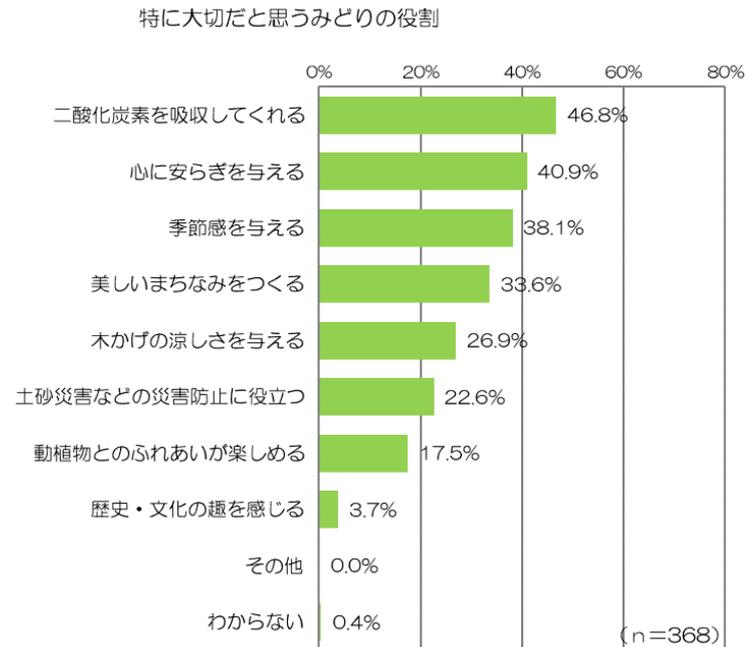
○ 定住意向について（市政世論調査）

市民の約9割がこれからも八王子市に住み続けたいと回答しており、その理由として65%以上の市民が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています。



○ みどりの役割について（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

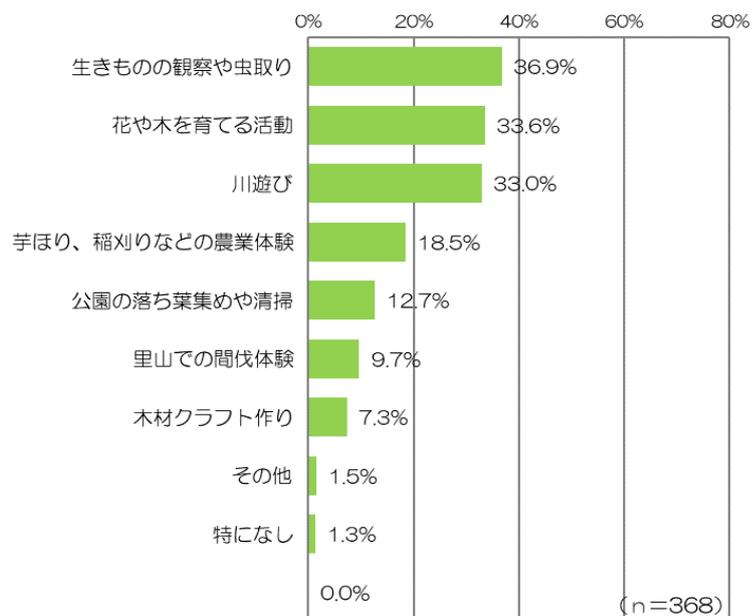
大切だと思うみどりの役割について「二酸化炭素を吸収してくれる」、「心に安らぎを与える」、「季節感を与える」の回答が多い結果でした。



○ 子どもたちに体験させたい「自然とふれあう活動」（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

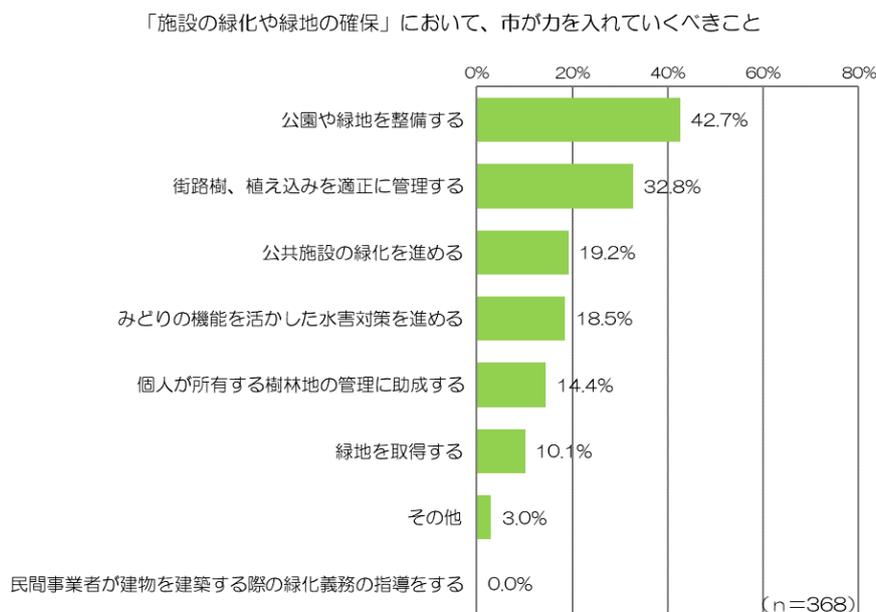
子どもたちに体験させたい「自然とふれあう活動」として、「生きものの観察や虫取り」、「花や木を育てる活動」、「川遊び」などが多い結果でした。

子どもたちに体験させたい「自然とふれあう活動」



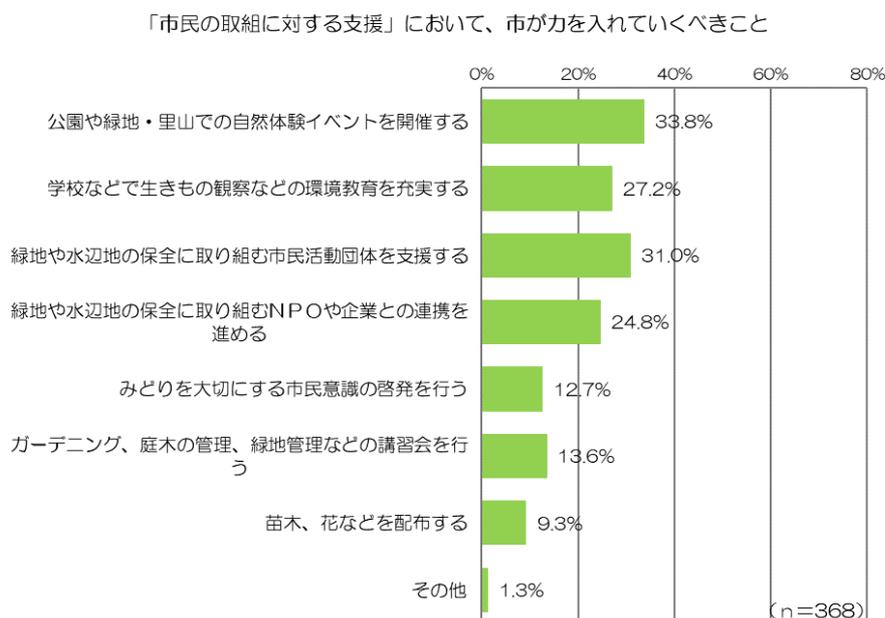
○ 「施設の緑化や緑地の確保」において、市が力を入れていくべきこと（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

みどりを守り育てていくために、「施設の緑化や緑地の確保」において、市が力を入れていくべきこととして、「公園や緑地を整備する」、「街路樹、植え込みを適正に管理する」など、公共緑地の管理に関する回答が多い結果でした。



○ 「市民の取組に対する支援」において、市が力を入れていくべきこと（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

みどりを守り育てていくために、「市民の取組に対する支援」において市が力を入れていくべきこととして、「公園や緑地・里山での自然体験イベントを開催する」、「学校などで生きもの観察などの環境教育を充実する」、「緑地や水辺地の保全に取り組む市民活動を支援する」の回答が多い結果でした。



6 中間改定の考え方

計画期間前期の取組や社会情勢などを踏まえ、基本計画の中間改定の考え方を整理しました。みどりの現状や関連法令・計画を踏まえた本市に求められることとして、生物多様性の保全、民有地のみどりの保全、担い手の確保の取組を強化することがあげられます。

市のみどりの現状

○みどりを一定量確保

確保した緑地の面積（約 179ha）、設置済み公園数（約 940 か所）

⇒【課題】量を確保しつつ質を向上する適正な管理や活用の推進

○民有地のみどり

生産緑地地区の減少、空き地の増加・樹林地の管理不全

⇒【課題】さらなるみどりの減少、担い手不足で管理が行き届かないみどりが増加

○多様な主体によるみどりの活動を推進

みどりに関わるすそ野の拡大 ⇒【課題】人材の育成・活用、活動主体間のネットワークづくり など



市の上位計画

○第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略策定（令和6年3月）

○第3次都市計画マスタープラン策定（令和7年1月）

社会情勢

○人口減少、少子高齢化社会の進行 ⇒【課題】コミュニティ希薄化の進行、担い手の確保が困難

○ライフスタイル、価値観の多様化 ⇒【課題】みどりを活用した QOL 向上や市民ニーズに応じた活用

○災害、気候変動、生物多様性保全などの問題 ⇒【課題】解決に寄与できるみどりの整備や確保

など

国の方向性

○生物多様性に配慮したエリアの拡大

○グリーンインフラによる持続可能な都市づくり

○民間の取組によるみどりの確保

市民意識

○みどりの確保や生物多様性の保全のため公園・街路樹の適正管理に高い需要

○体験を重視したみどりとの関わりに需要 など

基本方針

質の向上

- ・確保されたみどりの適正な管理や整備を通じて、みどりの機能の効果的な
- ・みどりを適正に利活用することによって都市の価値や市民の QOL 向上を

量の確保

- ・みどりの量を確保し良好な自然環境を増やすことで、気温上昇の抑制、
- ・みどりと調和した八王子らしい暮らしのため、本市特有の都市景観や自然

パートナーづくり

- ・市民全体でみどりの価値を共有し、みどりの活動のすそ野を広げること
- ・子どもたちのみどりへの関わりやふれあう機会を確保し健全な発育に寄与



計画改定の基本的な考え方

みどりとみどりに関わる活動を「地域の資産」と捉え、みどりと調和したまちを目指す

○計画全般にわたり、これまでの取組により保全・創出されたみどりを維持し、さらに向上させるための活用を推進します。活用にあたっては「防災性が向上する」、「景観が良くなる」、「地域のコミュニティが活性化する」など、市にとって重要な課題の解決や市民の豊かな暮らしにみどりが貢献できるよう施策を展開します。

○改定前の計画における「基本理念」「基本方針」はそのままに、市の上位計画の改定、国等の施策の展開などを反映しつつ、基本方針ごとに以下の視点を重視しました。

▶基本方針Ⅰ「みどりの質の向上」・・・中間改定の視点①「生物多様性の保全」

保全の対象としたみどりなどにおいて生物の生息状況を調査し、生物多様性の意義について啓発を行うとともに、多様な主体との保全と活用の取組に活かしていきます。

▶基本方針Ⅱ「みどりの量の確保」・・・中間改定の視点②「民有地のみどりの保全」

都市緑地法に基づく民間事業者の取組促進や市独自の支援制度の検討などにより、民有地の管理不全への対策を進めます。

▶基本方針Ⅲ「みどりを守るパートナーづくり」・・・中間改定の視点③「担い手の確保」

子どもを対象とした自然体験のほか、地域のみどりを守る人材の発掘・育成・活用を図るとともに、市民・企業・行政間の協働・共創の取組を強化することで、次世代へのみどりの継承に努めます。

○日本遺産や多様な公園など本市の特色あるみどりの利活用を図り、まちのイメージ向上を図ります。

○みどりが有する多様な機能を活用し、地域課題の解決に貢献するグリーンインフラの取組を推進します。

○限られた財源での効率的な活用や保全を進めるため、様々な手法の検討や実施を目指します。

○これら取組を人口動態やみどりの特徴など、地域の特性に応じて推進します。

中間改定の視点

生物多様性の保全

民有地のみどりの保全

担い手の確保

発揮や新たな機能の付加によるみどりの質の向上を図る。目指す。

生物の生息生育の場の提供など環境に配慮した社会の形成に貢献する。環境を保全、創出する。

で、多様なパートナーによる主体的なみどりの活動を推進する。するとともに、次世代の担い手として環境に対する興味関心を高める。





第3章

基本計画

1 基本理念.....	36
2 みどりの将来像.....	37
3 基本方針.....	40
4 計画の目標.....	41
5 施策の体系.....	42
6 施策の展開.....	43

みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の 協働により次世代に継承する

八王子に住み続けたいと思う市民のうち65%以上が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています。さらに、都市の防災性の向上や地球温暖化防止、生物多様性の保全などみどりの持つ機能に対する期待が高まっています。

このような機能を持つみどりは、八王子市の財産であり、新たに作り出すのは大変難しいものです。

私たちは、この豊かなみどりを守り育てていかななくてはなりません。

そのためには、市民・事業者・行政のパートナーシップを築き、豊かなみどりを次世代に継承していく必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念を「みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」とします。



2 みどりの将来像

自然とまちと人を結ぶ

『みどりの環境調和都市』

みどりは、多くの人々にやすらぎを与え、うるおいをもたらすだけでなく、生物多様性の保全や健全な水循環の構築、都市の防災性向上、地球温暖化の防止など多様な機能を持っています。

このようなみどりを持つ多様な機能と、市街地から山地に至る本市の様々なみどりを市民一人ひとりの共有財産として認識しながら、日ごろからみどりとふれあうことができる自然と暮らしが調和したまちの実現を目指します。

そこで本計画では、みどりの将来像を「自然とまちと人を結ぶ『みどりの環境調和都市』」とします。

望まれる市民の姿

- 多様な世代がみどりとふれあい、新たな交流や余暇活動が生まれています。
- みどりが多くの市民の手によって支えられています。



みどりの将来像

エリアの区分

- : 山地
- : 丘陵地
- : 市街地

みどりの軸

- : 水辺の軸
- : みどりの軸
- : みどりの環

みどりの拠点

- : 公園・緑地（市）
- : 公園・緑地（都）
- : 樹林・里山
- 河川
- - - 鉄道
- 6 地域区分



3 基本方針

基本理念や将来像を踏まえ、次の基本方針に沿って、みどりの活用・創出・保全などに関する施策を展開していきます。

質の向上

基本方針Ⅰ

みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり

市民の豊かな暮らしや社会的課題に対応するため、みどりの活用や創出を図ります。活用や創出にあたっては、みどりの機能を通じて、まちの魅力向上や安全で快適な暮らしの実現などに貢献するグリーンインフラの取組を推進します。また、多彩なみどりの機能を発揮させることによって、みどりの価値を高めていきます。



量の確保

基本方針Ⅱ

みどりの確保による豊かな自然環境との共生



本市特有の豊かなみどりを将来に継承するため、減少しつつあるみどりの保全を図ります。特に、みどりのネットワークとして地理的に重要なみどりや多くの機能が発揮できるみどりは、拠点として重点的な保全を推進します。これらの取組により、みどりと調和したまちを目指します。

パートナーづくり

基本方針Ⅲ

幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承

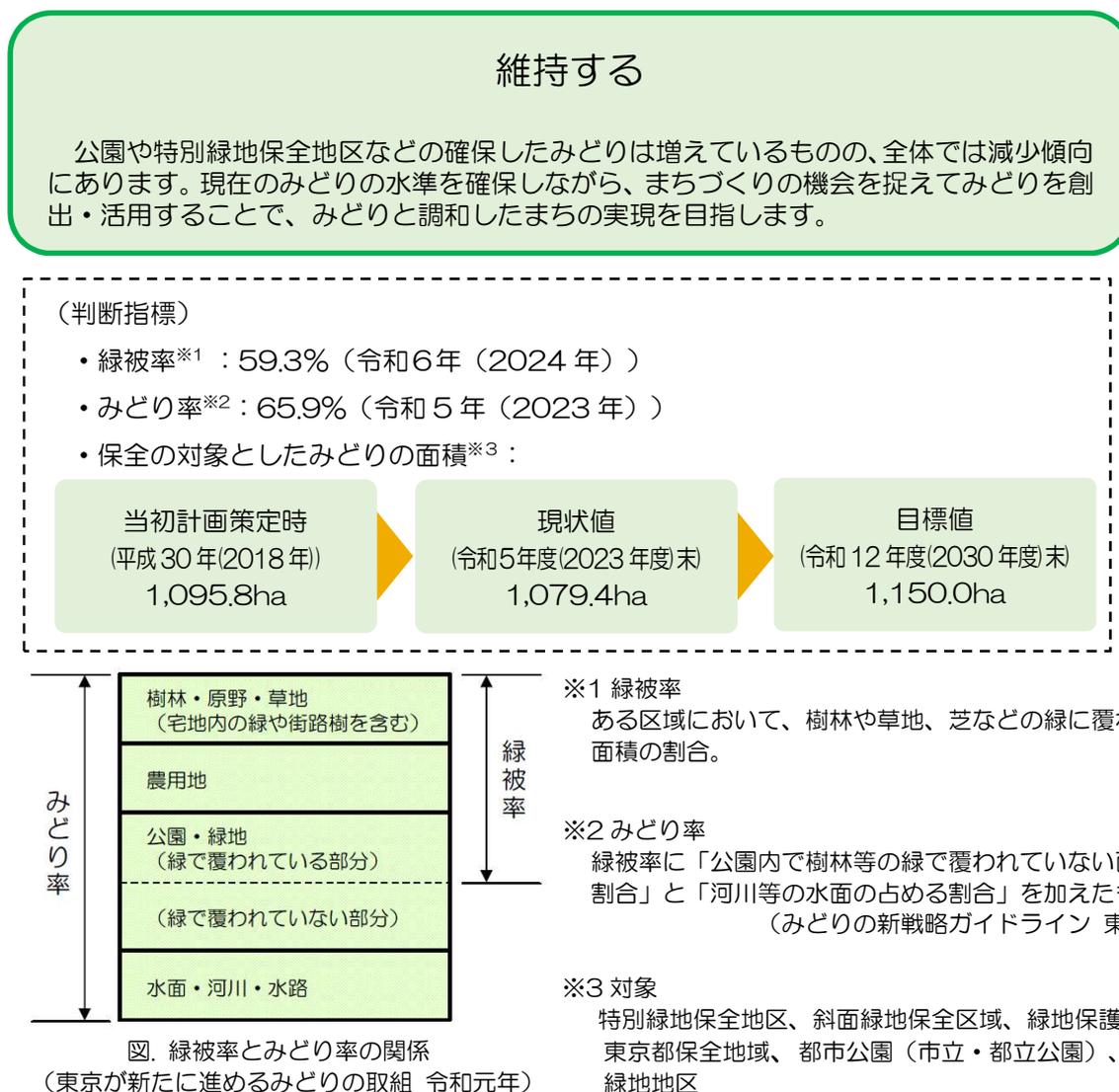
みどりの価値を高め、みどりと調和したまちの形成を推進するため、幅広い主体と一体となって、みどりの活用や保全、管理を図ります。そのために人材の育成やさらなる連携強化に取り組みます。また、子どもがみどりにふれあい、楽しみながらみどりの大切さを知る機会を創出します。



4 計画の目標

本計画では、様々なみどりの保全活用による環境調和都市の実現を目指しています。このことから、多様な機能を発揮するみどりの量的な維持を図るため、計画全体にかかる目標を次のとおり設定しています。

① みどりの総量



② 市民一人あたりの都市公園面積



※一人あたりの都市公園面積 = 都市公園(市立・都立公園)面積 ÷ 人口



5 施策の体系

本計画の施策体系は、3つの基本方針、10の施策方針、26の施策展開で構成しています。

基本方針	施策方針	施策の展開		
Ⅰ みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり	1. みどりを活かした都市の価値向上	① まちのシンボルとなる新たな集いの拠点づくり ◎ P.43 ② 地域の魅力を高める公園・緑地の質の向上 P.45 ③ 地域の特徴を活かしたみどりの保全と活用 P.47		
	2. みどりによる快適性の向上	① みどりによる魅せる空間づくり ◎ P.48 ② まちなかの目に見えるみどりの創出 P.50		
	3. みどりによる安心安全なまちの形成	① 都市防災に資するみどりの活用 P.51 ② みどりの管理水準の維持向上 P.51		
	4. 生物多様性に配慮したみどりの管理	① 地域における生物多様性の増進 P.53 ② 生きものとの適切な関係の構築 P.54		
	Ⅱ みどりの確保による豊かな自然環境との共生	1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用	① 上川の里特別緑地保全地区の保全と活用 ◎ P.55 ② 多様な里山環境の維持と活用 P.57	
		2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全	① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持 P.58 ② 拠点となる樹林地の保全 P.59 ③ 高尾・陣場地域の保全推進 P.59	
		3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出	① 民有樹林地の保全 P.60 ② 農地の保全 P.61 ③ 水辺地の保全 P.62 ④ まちづくりを通じたみどりの維持・創出 P.62	
		Ⅲ 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承	1. みどりと人を未来へつなぐ取組の推進	① 子どもにみどりの価値を継承する取組の推進 ◎ P.63 ② みどりの活動を通じたコミュニティの形成 P.65
			2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進	① 多様な主体がみどりと関わる機会の創出 P.66 ② みどりを支える人材の育成とネットワークづくり P.66 ③ みどりの情報発信・普及啓発と基金の活用 P.67
			3. みどりを育む連携の強化	① 市民との連携推進 P.68 ② 広域・近隣自治体との連携促進 P.69 ③ 事業者・教育機関との連携促進 P.70

◎：リーディング・プロジェクト（重点施策）



6 施策の展開

みどりの将来像実現のために具体的に組み組んでいく事業を、施策の体系に沿って設定しました。そのなかで本計画を先導する施策として、重点的に取り組むべき施策に関しては「リーディング・プロジェクト」として設定しています。

これらの取組を通じて、「みどりの環境調和都市」の実現を目指します。

基本方針Ⅰ みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり

施策方針

1. みどりを活かした都市の価値向上

社会が成熟化し、みどりを一定程度確保した状況下において、これからはみどりを活かして本市の魅力や価値を高めていくことが必要です。本施策では、本市が持つ魅力である多様な公園、湧水をはじめとした水辺、日本遺産を構成するみどりなどの利活用を通じて、まちのイメージを向上させる取組を推進します。

① まちのシンボルとなる新たな集いの拠点づくり

リーディング・プロジェクト①

目的

市内のみどりの量は地域によって大きな偏りがあり、みどりが少ない中央地域ではまとまりのあるみどりが必要となっています。特に中央地域では人口が集中しており、災害時の一時的な避難や支援活動などに活用できる防災機能が必要です。さらに、今後の社会情勢や社会ニーズを鑑みると、地域コミュニティの更なる活性化やQOLの向上、サードプレイスの提供などに寄与する場も必要となります。

本施策では、まちのシンボルとなる集いの拠点の整備を通じて、まちの価値向上を図ります。



利用イメージ
(八王子駅南口集いの拠点ウェブサイト)
(<https://8oji-centralpark.jp/>)

(参考) 一人あたりの都市公園面積の比較

中央地域	市域全体
2.29 m ² /人	12.34 m ² /人



ウェブサイト2次元コード



具体的な取組

八王子駅南口集いの拠点（仮称）の整備

中央地域の八王子駅南口にある八王子医療刑務所跡地を活用し、まちのシンボルとなる集いの拠点が令和8年（2026年）にオープンします。

集いの拠点は、学び・交流・防災の3つの機能を備えた利用・滞在を促す「サードプレイス」を実現し、約5.2haの敷地に、公園、ライブラリ、ミュージアム、交流スペースが一体となった複合機能施設です。

ランドスケープは、八王子の風土を感じることができるとともに、高低差のある敷地の特性を活かし、建物のすべてのフロアレベルと広場がシームレスにつながります。

環境面ではSDGsの目的達成に向けて、一次エネルギー消費量を50%以上削減する基準に適合した建物をZEB Readyとし、その実現とともに太陽光発電設備を設置し再生可能エネルギーを日常や災害時に活用します。

またグリーンインフラの考えに基づき雨水を土にゆっくり浸透させる雨水浸透施設で地下水保全を図ることや、地域資源循環のため、内部仕上げ等に多摩産材を活用します。防災面では、地域の防災力を高めるため、広域避難場所や一時滞在施設の機能を設えます。



メイン棟イメージ



1階 交流スペース



2階 ライブラリ



1階 展示ロビー



2階 中央吹き抜け



2階 SPOT HACHIOJI



2階 軒下テラス



図. 施設全体イメージ（『八王子駅南口集いの拠点』整備・運営事業 ミライテラスプロジェクト概要説明書）



② 地域の魅力を高める公園・緑地の質の向上

具体的な取組

地域の特徴を活かした公園の質の向上

質の高い公園空間を創出するために、地域を代表する拠点となる公園については、その公園特性を踏まえ、地域の方の意見を活かした魅力あふれる公園の質の向上を推進します。

ユニバーサルデザインの導入

誰もが気軽に利用できる公園を目指し、エントランスやトイレ、広場などでユニバーサルデザインの検討を進め、誰もが利用しやすい公園整備を推進します。

都市計画公園・緑地の計画的な整備促進

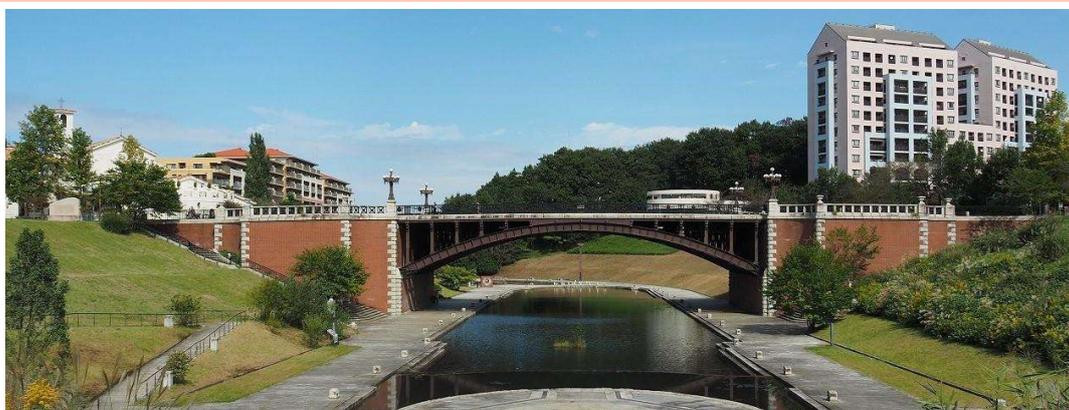
東京都と市区町が合同で作成する「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、自然と共生する都市の形成や、まちの防災性の向上などの機能を備えた公園の整備を行い、一人あたりの公園面積の向上を目指します。

【該当公園】

富士森公園、片倉城跡公園、ひよどり緑地、石川東公園、七国公園、（仮称）天合峰公園

民間活力の導入と有効活用

公園の柔軟な運営や民間ノウハウの導入を図るため、様々な民間活力を使った手法の導入・検討を進めます。また、指定管理者やNPOなどと連携を行い、パークライブラリーの実施やキッチンカー活用等、自主事業の推進による公園サービスの向上を図ります。



長池公園（長池見附橋）



上柚木公園（陸上競技場）



清水公園

拠点となる公園例





富士森公園（陸上競技場）



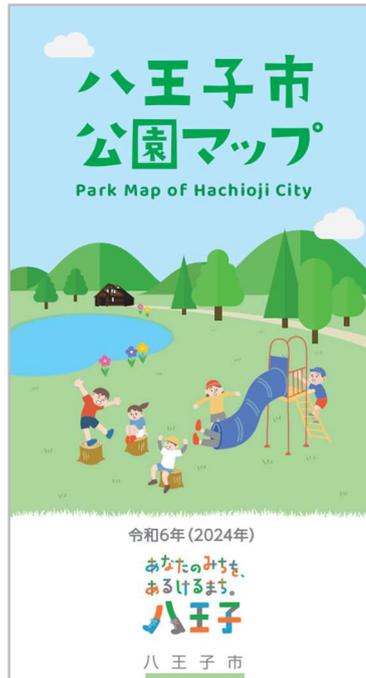
富士森公園（こども広場）



ミスカツイベントの様子



都立陵南公園



公園マップ



湧水めぐりマップ



高尾駒木野庭園



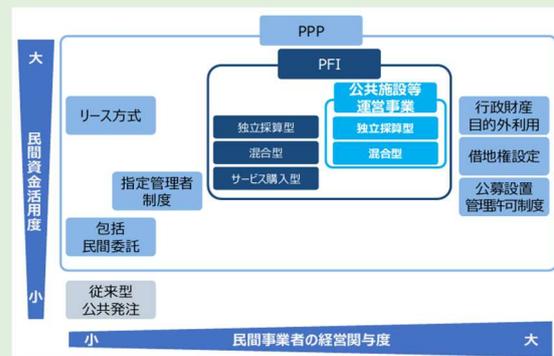
六本杉公園の湧水

コラム

【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律によるPFI事業】

PFI (Private Finance Initiative) とは、官民連携 (PPP Public Private Partnership) の一形態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI 法)」により事業の枠組みが設けられています。



PPP/PFI 事業の概要イメージ
(PFI 事業の概要 (内閣府 PPP/PFI 推進室))



③ 地域の特徴を活かしたみどりの保全と活用

具体的な取組

レクリエーションの場としてのみどりの活用

本市の魅力である多様な公園や水辺空間について、身近な遊びやレクリエーション、スポーツの場としての利活用の取組を、関係機関や民間との連携のもと促進します。また、市民と市が協働して水辺と公園の親水空間づくりに取り組む「ミズカツ」を実施するとともに、公園・水辺がより利用しやすくなるように「公園マップ」「湧水めぐりマップ」などを活用します。

みどりの資源循環の推進

本市の森林からの産出材を含む多摩産材の利用を促進します。また、せん定枝の有効活用などにより、みどりの資源化による資源循環に努め、みどりを継続的に維持・活用していくことを目指します。

風致地区制度による景観の維持

「多摩陵風致地区」については、開発などにおける建築規制や緑化の誘導により、周辺の良好な景観と一体となった地域の形成を推進します。

歴史と結びついたみどりの保全

歴史・文化的に重要であり、地域の歴史を把握する上で大切な「天然記念物」に指定されている樹木の保全を図ります。



八王子市ホームページ
『天然記念物』

日本遺産を構成するみどりの活用

高尾山を中心として構成された日本遺産認定ストーリーを通して、本市の魅力を全国に発信していきます。



八王子市ホームページ
『日本遺産「靈氣満山 高尾山 ~人々の祈りが紡ぐ桑都物語~』



八王子城跡



秋の高尾山

コラム

日本遺産「靈氣満山 高尾山 ~人々の祈りが紡ぐ桑都物語~」

八王子は、養蚕や織物が盛んだったことから「桑都」と称されました。桑都の発展を支えた養蚕農家や絹商人は、戦国時代末期に関東の覇権を握った北条氏の名将・北条氏照が武運を祈願し、いにしえより人々が靈山として崇めてきた高尾山を信仰し、大切に護ってきました。

高尾山では、今も人々の祈りとともに、江戸時代に花開いた桑都の伝統文化が連綿と受け継がれています。



絹の道（浜街道）

施策方針

2. みどりによる快適性の向上

まちに新たなみどりを創出することで、美しい景観の形成や都市の冷却効果が期待されます。ただし、単にみどりを増やせば良いわけではなく、人の目にふれるみどり（緑視）を増やすことが大切です。本施策ではまちなかにみどりを創出するとともに、全国都市緑化はちおうじフェアで向上した市民の緑化意識を活かした施策により、きれいで快適な地域づくりを進めます。

① みどりによる魅せる空間づくり

リーディング・プロジェクト②

目的

平成29年（2017年）に開催された第34回全国都市緑化はちおうじフェアでは、多くの市民ボランティアとの連携により、市内各地で花壇づくりを行いました。さらに、市の玄関口であるJR八王子駅前では、市民ボランティアによって駅前空間を花で彩る花壇づくりが継続的に行われています。これら市民協働の取組が今後も継続的な活動となり、全市的に活動の輪が広がるように人材を育成、支援していく必要があります。

また、市民アンケートではみどりに対して、季節感を与え、美しいまちなみやきれいな景色を形成する役割に高い需要があることがわかりました。

本施策では今まで培ってきた市民との協働を継続・発展させる取組を行い、花を育てることによるまちなかの景観形成や地域コミュニティの醸成を目指し、花壇と人に着目した施策を展開します。



片倉つどいの森公園（地域モデル花壇支援事業）



市民ボランティアによる八王子駅前の花壇づくり



八王子市ホームページ 『グリーンパートナー養成講座』



具体的な取組

市民主体によるまちなか緑化事業の推進

・グリーンパートナー養成講座の実施

専門家による市民へのガーデニング講座を通して専門的な知識を持った人材を育成し、地域モデル花壇やコミュニティ花壇へ人材を輩出していきます。また、講座の実習で制作した花壇は質の高いまちなかの景観形成のモデルとして活用するほか、講座修了生のステップアップや活動機会の拡大を検討します。



専門家の指導による花壇づくり



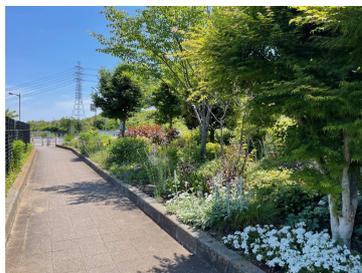
景観形成のモデルとなる花壇（富士森公園）

・地域モデル花壇支援事業の推進

全国都市緑化はちおうじフェアでは、市民ボランティアが専門家の指導のもと、各地域で特色のある花壇づくりを行いました。これらの花壇を地域のモデル花壇と位置づけ、各地域での花壇づくりの参考となり、地域の特色や土地柄に合う植物を取り入れながら、質の高い花壇を維持できるように支援します。また、活動による地域のコミュニティ醸成を図ります。



西部地区（小田野中央公園）



北部地区（道の駅八王子滝山）



コミュニティ花壇



西南部地区（横川町住宅）



東南部地区（片倉つどいの森）



東部地区（南大沢駅前）

・コミュニティ花壇創出事業の推進

市民が主体的に花壇づくりを行える環境を整え、まちなか緑化の活動を広げることにより、まちの魅力を高め、地域のコミュニティ醸成を図ります。



② まちなかの目に見えるみどりの創出

具体的な取組

緑化条例を活用したみどりの創出

市では一定規模以上の開発・建築行為に伴い、敷地内の緑化を義務付けています。令和4年度（2022年度）には活用できる手法として屋上や壁面への緑化を追加したほか、接道緑化を誘導する仕組みを取り入れました。引き続き、緑化を促す仕組みを検討し、緑視の効果によるまちの魅力向上を図ります。

みどりのカーテンの普及啓発

みどりのカーテンは目に見えるみどりの範囲が広いにも関わらず、限られたスペースでの緑化が可能です。また、日差しを遮ることで室温の上昇を抑える機能もあります。クールセンター八王子による講座の実施により、緑視と省エネの両方に寄与するみどりのカーテンの普及啓発を推進します。

みどりを創出する制度の活用

土地所有者などの合意に基づいてみどり豊かなまちなみを形成する緑地協定や景観協定、市街地にオープンスペースを創出する都市開発諸制度等について、制度の活用を推進します。

良好な景観形成に向けた制度の検討

景観協議等によって宅地内の緑化を推進します。また、まちなかの空き地を民間主体で整備活用する市民緑地認定制度のほか、一定規模以上の建築物の新築、増築時に緑化を義務付ける緑化地域の指定、地区計画緑化率制度の導入について検討します。



沿道部の緑化による見えるみどりの向上



みどりのカーテン例

コラム

【緑視の効果】

都市のみどりには、日差しを遮るなどの物理的な効果に加えて、快適性を高めるなどの心理的な効果もあります。この効果には、直接人の目に映る樹木や草花のみどり（＝緑視）の量が大きく関わります。

国の調査では、景色の中の見えるみどりの量が高まるにつれ、その場所に潤い感や安らぎ感などの心理的効果が向上し、猛暑による不快感の緩和に役立つことが報告されています。

また、緑視は景観形成にも大きく影響し、みどりにより快適性の高い場所は人々をひきつけ、その場の魅力や価値を高める効果も期待できます。



緑視の高い空間



施策方針

3. みどりによる安心安全なまちの形成

みどりやオープンスペースは、災害時の避難スペースや火災の延焼遅延になるなど、都市にとって欠かせない多くの防災機能を備えています。このようなみどりの機能を活かすグリーンインフラの観点を取り入れた安心安全なまちづくりのための整備を進めます。

また、誰もが安心して安全に過ごせる場となるように、みどりの適切な維持管理を推進します。

① 都市防災に資するみどりの活用

具体的な取組

オープンスペースにおける都市防災機能の充実

八王子駅南口集いの拠点（仮称）など防災機能やグリーンインフラの考えに基づいた公園の整備や、既存公園の防災機能の強化を図るとともに、主要幹線道路に近接するオープンスペースの機能保全や連携、延焼遅延効果の向上のための斜面緑地保全など、都市防災機能の強化に向けた取組を推進します。

農地の活用による防災機能の充実

農地は火災の延焼遅延や雨水の貯留など、都市防災に寄与します。そのため、農地の保全を進めるとともに、防災兼用農業用井戸の活用など、災害時の農地活用による都市防災の向上を図ります。

雨庭導入促進による雨水の流出抑制

近年増加している豪雨による浸水被害の軽減のため、グリーンインフラ活用の観点から雨庭（レインガーデン）の導入を推進します。

② みどりの管理水準の維持向上

具体的な取組

公園・緑地の安全対策

公園や緑地でこれまで実施してきた急斜面地整備などを引き続き継続し、安全なみどりの空間形成に努めます。また、見通しを阻害する低木の撤去等による防犯対策や、倒木・落枝の危険性が高い大径木やナラ枯れ被害木等について間引き伐採、剪定などによる安全確保に努めます。

街路樹の適正管理

まちの中で木陰をつくり季節の変化を感じさせるとともに、災害時の延焼遅延など多様な機能をもつ街路樹については、健全性確保のための維持管理に努めます。



身近なみどりの安全管理による『災害への備え』

市街地に残る身近なみどり（樹林地）の多くは、土地活用が難しい勾配の急な斜面地にあり、大雨による崖崩れや流木、台風や大雪による倒木など近隣宅地への自然災害の原因となりがねないリスクを抱えています。身近なみどりのリスクを低減させながら、価値を引き出すためには、持続的な管理が欠かせません。

地域住民等による緑地の維持活動などにより緑地や農地の保全が図られることで、集中豪雨や気温上昇への対応策となり得ます。加えて、地域コミュニティの形成や、外出し体を動かす機会の創出による心身の健康増進、身近な景観形成が期待されるなど、複数の地域課題を同時解決する手法としてもグリーンインフラの活用は効果的です。



市民ボランティアによる管理活動

雨庭推進による『雨水流出抑制』

「雨庭」は、雨を受け止めて一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させるはたらきを持った植栽空間です。

アスファルトなどに覆われた場所では、雨がほとんど地中に浸み込むことなく排水され、処理できない水があふれ、道路が冠水することもあります。雨庭は、道路上に溢れる雨水を一時的に溜めることで氾濫を抑制し、地下水を涵養することで健全な水循環に貢献します。また、このような雨水流出抑制の効果に加え、修景・緑化、水質浄化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果も期待され、グリーンインフラの一つとして注目されています。



雨庭イメージ（京都市情報館ホームページ）



雨庭整備事例（京都市情報館ホームページ）

木陰（街路樹）の存在による『暑熱対策』

真夏の晴天時において、街路樹の緑陰（木陰）は、外出時の日傘や帽子の使用よりも暑熱軽減効果が大きく、「みどり」が私たちにとって気候変動の影響の緩和策としても、熱環境を和らげてくれる適応策としても重要であることが確認されています。

本市においても、上川の里での熱中症指数計による計測を行ったところ、同じ場所でも「木陰」になるだけで「広場」よりおおよそ4℃程度低い結果が得られました。



上川の里での計測結果（R6.8.17）
（左：広場、右：木陰）



施策方針

4. 生物多様性に配慮したみどりの管理

本市は、令和6年（2024年）3月に八王子市第3次環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略を策定しました。市内の多様なみどりは、その特性に応じた適切な管理や活用によって、様々な機能を発揮することができます。本施策では、生物多様性地域戦略に基づき、みどりの積極的な調査・保全・活用により、生物多様性に配慮し、ネイチャーポジティブに貢献します。

① 地域における生物多様性の増進*

具体的な取組

生物多様性保全のための調査の実施

市内のまとまりのある緑地や斜面緑地において、自然環境調査を実施し、希少種や外来種の生息状況の把握に努めます。必要に応じ土地所有者や関係機関と情報を共有することで、生物多様性保全の観点を取り入れたみどりの質の向上を図り、生きものと共生した空間形成に努めます。

自然共生サイトの認定促進

市内には大学や事業者が所有・管理するまとまりのあるみどりが存在しています。民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域である「自然共生サイト」認定拡大に向け、民間と連携した生物多様性を増進する活動の推進や、土地所有者等との生物多様性維持協定の締結について検討し、国際的取組である30by30目標の達成に寄与します。



自然共生サイトに認定された長池公園



ハンノキ群落



ジュンサイ



ミドリシジミ

*生物多様性の増進：生物多様性を維持し、回復し、又は創出すること。

② 生きものとの適切な関係の構築

具体的な取組

外来種対策

有害な外来種について周知啓発（「入れない、捨てない、拡げない」）に努めるとともに、市民と連携した駆除作業や積極的防除などによる生物多様性の保全を進めます。

獣害対策の推進

野生動物の生態についての学習会や現状把握を行い、自然環境・作物など地域の実情にあった地域ぐるみの獣害対策の取組を推進します。

生態系に配慮した植栽の推進

東京都との連携のもと、植栽面積や周辺環境を考慮したうえで「江戸のみどり登録緑地」や「在来種選定ガイドライン」などを用いた、生物多様性の視点を持った植栽を推進します。

※クビアカツヤカミキリ

クビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメなどのバラ科樹木に寄生し、幼虫が樹木の内部を食べてしまう外来のカミキリムシで、平成 30 年（2018 年）に特定外来生物に指定されました。

幼虫が樹木に寄生し、内部を食い荒らすことで、樹木を弱らせ、枯死させてしまいます。被害が拡大するとお花見にも影響を及ぼす恐れがあります。

本市では令和元年（2019 年）に初めて被害が確認されており、繁殖力が強いことから早期発見、早期駆除が重要です。



特定外来生物に指定されている
クビアカツヤカミキリ



基本方針Ⅱ みどりの確保による豊かな自然環境との共生

施策方針

1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用

里山は、その特有の環境から大気浄化や水源かん養、レクリエーションなど多様な機能を有しています。また、生物多様性が豊かであることから、エコロジカルネットワークの拠点としても重要な存在です。本市には特別緑地保全地区に指定している「上川の里」や東京都条例で指定される「里山保全地域」などの里山があります。本施策では、市を代表する自然的・文化的景観である里山で、保全と活用のモデルとなる施策を展開します。

① 上川の里特別緑地保全地区の保全と活用

リーディング・プロジェクト③

目的

本市の上川町に位置する上川の里特別緑地保全地区（以下、上川の里）は、良好な里山環境が残る市内でも有数の場所です。この環境は景観的要素のほか、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場など重要な機能が多く備わっています。

そのため、多様な機能を将来に継承するとともに、保全や活用の場としてモデルとなる先進的な取組を行っていくため、本施策では、上川の里を「保全と活用のシンボル」として位置づけ、様々な手法による良好な里山環境の保全と活用を推進します。



貴重な里山環境が残る上川の里



小学校と地域住民の連携による子どもの稲刈り体験



八王子市ホームページ 『上川の里特別緑地保全地区』

具体的な取組

保全と活用の推進

上川の里を良好な里山として将来に継承するため、上川の里に関わる地域住民やNPO、事業者、学識経験者、行政が協働で策定した「上川の里保全と活用の方針」に基づき、里山環境の適切な保全と様々な活用を推進します。

また、策定した方針については、地域住民などと話し合いながら、管理や利用実態に応じて見直しを行い、里山の保全と活用をテーマとした市民活動の拠点を目指します。



里山景観の保全

特別緑地保全地区の指定拡大

上川の里と隣接する良好な自然環境を有する緑地については、「特別緑地保全地区」への指定を検討し、上川の里とのつながりのあるみどりを保全します。

多様な主体と連携した協働・共創の取組推進

現在、上川の里の維持管理や利活用には、地域住民やNPOなどの様々な主体が関わっています。今後はそれぞれの取組の連携についても検討し、里山環境が持つ多様な機能の周知・啓発のため、市民、NPO、事業者、行政など多様な主体による協働・共創の取組を推進します。

特に、上川の里の価値向上と活性化を目指し、子どもたちが里山の自然・文化にふれて学べる環境教育・環境学習の場、事業者によるCSR・CSV活動による自然環境の保全と活用を重点的に推進します。また、それらの活動を地域住民と協力しながら実施して地域コミュニティの醸成を図るとともに、自然と人がふれあう場としての魅力を高めていきます。



豊かな自然環境を活かした環境学習



事業者のCSR活動による里山管理活動



② 多様な里山環境の維持と活用

具体的な取組

東京都里山保全地域の保全管理

東京都が良好な自然環境の継承のために指定している里山保全地域について、東京都並びに地域住民やNPOとの連携のもと適正な維持管理や活用を推進します。

多様な里山環境の管理と活用

館クリーンセンター「自然観察の森」、長池公園、栃谷戸公園、堀之内寺沢里山公園などにおいて里山環境が保全されています。引き続き、市民参加を含めた適切な里山の保全管理を推進します。

環境学習の場としての活用

市民にとって日頃接することが少なくなった里山環境を、生物多様性や次世代に残すべき良好な景観、食・遊びを通じた文化を学ぶ場として活用します。特に子どもを対象とした環境学習の拠点としての活用を推進します。



館クリーンセンター「自然観察の森」での昆虫観察会



八王子滝山里山保全地域



里山保全地域での子ども向けの環境学習

施策方針

2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全

本市の豊かな自然環境は、シティプロモーションの重要な要素であり、次世代に継承していくべきものです。まとまりのある樹林地が持つ雨水を浸透・貯留させる水源かん養や二酸化炭素を吸収するなどの多様な機能を維持していく必要があります。本施策では、みどりを将来に継承していくうえで核となる貴重な樹林地を維持するための取組を推進します。

① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持

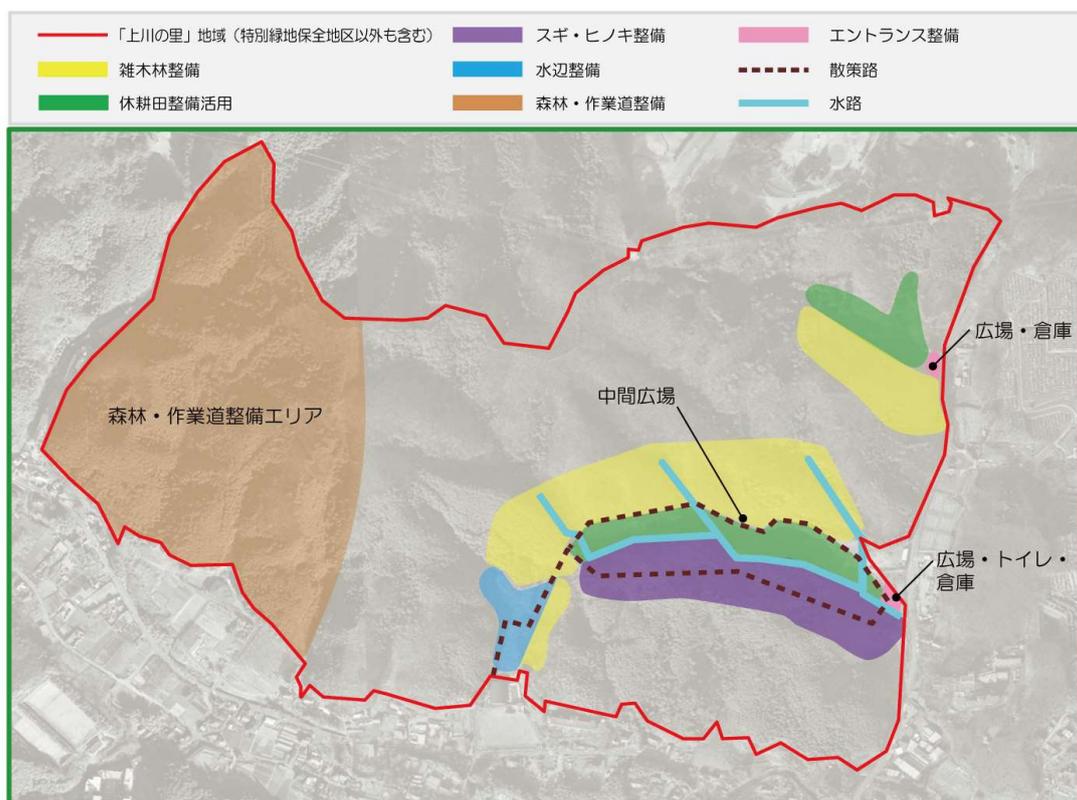
具体的な取組

新規指定の検討

建築等の行為制限などによりみどりが現状凍結的に保全される特別緑地保全地区は、二酸化炭素の吸収源や水源かん養機能など社会基盤となる機能を永続的に担保できる重要な樹林地です。こうした機能を維持していくため、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地や生きものの生息空間として特に保全すべき緑地などについては、国や東京都の支援制度の活用により、特別緑地保全地区への新規指定を検討します。

緑地の特性に応じた維持管理

上川の里特別緑地保全地区、金比羅特別緑地保全地区及び七国・相原特別緑地保全地区について、緑地の特性や目的に応じ、生態系や近隣環境にも配慮しつつ保全を図ります。管理が行き届いていないエリアについては、国の機能維持増進事業の活用を検討し、林床が明るい広葉樹の樹林地となるよう維持管理に努めます。また、伐採材については散策路整備への活用を検討します。



上川の里特別緑地保全地区の保全に関連して必要とする施設の整備



② 拠点となる樹林地の保全

具体的な取組

東京都緑地保全地域の適正管理

市内にある東京都緑地保全地域は、都市環境の維持や良好な景観形成など多くの公益的機能を有するまとまりのある緑地です。今後も東京都並びに地域住民や NPO などとのさらなる連携のもと、緑地の状況に応じ適正な管理と保全を推進します。

まとまりのある樹林地の保全促進

都市公園・緑地のなかでも宇津貫緑地や殿入中央公園、蓮生寺公園のほか、整備が進められている（仮称）天合峰公園などは、まとまった樹林地が存在しています。今後も管理や活用に関して、これまでの取組を継続するとともに、NPO や事業者など多様な主体とのさらなる協働の強化を目指します。

東京都と連携した保全の推進

市内には4か所の都立自然公園と2か所の近郊緑地保全区域があり、丘陵地や山地の樹林地保全に寄与しています。今後もみどりの継承のため、東京都と連携した保全の推進に努めます。また、東京都と市区町村が合同で策定する「緑確保の総合的な方針（改定）」に基づき、緑地の確保に努めます。

【「緑確保の総合的な方針」対象地】

上川の里、（仮称）天合峰公園、八王子駅南口集いの拠点（仮称）、片倉城跡公園

③ 高尾・陣場地域の保全推進

具体的な取組

高尾・陣場ビジョンに基づく保全の推進

明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園エリアは、豊かな自然環境を有していると同時に多くの人々に利活用される都内でも代表的なみどりです。平成30年（2018年）には東京都主導のもと、高尾・陣場地区の自然環境の保全と利用の両立を目指す「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画 ～高尾・陣場ビジョン～」が策定されました。本市においても高尾・陣場ビジョンに基づき、東京都や関係団体と連携した保全と活用を推進します。また、「東京の自然公園」についてホームページや SNS により情報発信を行います。

※「高尾・陣場」の表記については、自然公園の名称及び都策定のビジョンの名称に準じています。



施策方針

3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出

樹林、農地、河川、公園など多様なみどりがまちの至る所に存在することで、私たちはみどりによる恩恵を受けることができます。本施策では、樹林、農地、河川、公園など身近なみどりの保全や創出を推進し、まちとみどりが調和した環境の実現を目指します。また、令和6年度（2024年度）に開始された森林環境税について、民有樹林地の保全を主要な活用の取組と位置づけます。

① 民有樹林地の保全

具体的な取組

斜面緑地保全区域、緑地保護地区による緑地の保全

まちなかに残る樹林地は、身近な生活圏における動植物の生息・生育地となるほか、景観形成や火災の延焼遅延など多様な役割を有しています。これらのみどりについては、引き続き斜面緑地保全区域（市街化区域内）や緑地保護地区（市街化調整区域内）の制度により、樹林地の保全と土地所有者などへの支援を進めます。

森林地域の管理促進

本市の西部地域に広がる山々は、雨水を蓄え河川の急激な増水を抑制するほか、市街地の背景を形成する重要な景観要素として、我々の生活にうおいを与えてくれます。林業エリアにおいては、土地所有者に対する今後の整備の意向調査のほか、林道の補修を推進します。また、森林を持たない都内特別区と森林を持つ多摩地域の市町村が連携する「多摩の森」活性化プロジェクトの枠組みの活用も推進します。

維持管理の支援

民有樹林地では、所有者の高齢化などにより維持管理が困難となり、樹林地が荒廃するケースも発生しています。斜面緑地保全区域では、維持管理に係るアドバイスのための緑地調査や担い手づくりのための講習会の開催などを通じて維持管理支援に努めます。また、その他の民有樹林地における枯損木対策の可能性について検討します。



市街地に残された貴重な樹林地



学生による樹林地の管理ボランティア



② 農地の保全

具体的な取組

生産緑地地区の保全

都市農地は農産物の供給だけでなく、火災の延焼遅延など重要なオープンスペースとしての機能も発揮します。都市農地の保全を推進するため、所有者の意向を踏まえつつ、生産緑地地区の新規指定や再指定のほか、特定生産緑地への移行を促すとともに、生産緑地法に基づく農家レストランや直売所の設置を促進します。

農地の貸借促進

これまでも遊休農地と担い手のマッチングを図る農地バンク制度により貸借を推進してきました。制度の周知啓発による貸借の促進を図るとともに、都市農地貸借法により可能となった生産緑地地区の貸借制度の運用による農地の保全を推進します。

農地を保全する制度の活用検討

小比企地区やひよどり山地区のまとまりのある農地について、農の風景育成地区の指定も見据えた保全・活用の検討を進めます。また、地区計画による農地保全や田園住居地域など都市計画制度を活用した農地保全を検討します。

農業振興地域（農用地区域）の保全

総合的に農業の振興を図るべき地域である農業振興地域内の農用地区域について、農業の担い手への利活用を促進し、農業振興を図ることでまとまりのある農地を保全します。

農業振興施策との連携

認定農業者制度や道の駅八王子滝山を発信拠点とした地産地消の推進などを行い、安定的な営農環境の形成に努めるなど、農業振興施策との連携を図ります。

コラム

【都市農地の位置づけの変化】

これまで都市農地は「宅地化すべきもの」とされてきました。しかし、消費者に近い場所での新鮮な農産物の供給や、災害時に備えたオープンスペースの確保、都市における潤いや安らぎの提供など都市農地の価値の高まりから、国は都市農業振興基本計画において、都市農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけを大きく転換しました。



地産地消の発信拠点となる道の駅八王子滝山

③ 水辺地の保全

具体的な取組

湧水地の整備

八王子市水循環計画に基づき、湧水を活かした整備などによる湧水のネットワークづくりを推進してきました。今後も湧水地の保全に向け、適正な維持管理や外来種駆除などの取組のほか周知啓発を進めます。

水質の保全

貴重な水環境である水辺地を保全するため、河川水質や水生生物の調査を通じて適正な水環境の保全を目指します。

④ まちづくりを通じたみどりの維持・創出

具体的な取組

公共施設の緑化推進

多くの市民が日常的に接する公共施設は、緑化条例に基づく緑化や苗木供給事業の活用などにより緑化を推進します。

中心市街地エリアにおけるみどりの確保

みどりが不足している中心市街地エリアにおいて、「八王子市緑化条例」に基づく接道への緑化誘導のほか、景観絵本「八王子まちなか景観みらいものがたり」の実現に向けた地域協働による緑化の取組を推進します。また、「八王子駅南口集いの拠点(仮称)」への来場者を中心市街地に誘引し回遊を促進するため、みどりの活用を検討します。

北野地区の立地を活かしたグリーンインフラの取組の推進

北野下水処理場・清掃工場跡地の活用にあたり、民間活力の導入を図りながら、新たな賑わいの創出、地域防災の向上、雨水流出の抑制や立地を活かした回遊性の向上に資するネットワークの構築など、グリーンインフラの取組を進めます。

宅地開発時におけるみどりの創出

大規模な開発行為の際には緑地や公園の設置など、みどりの保全や創出を図り、みどりと調和した都市の形成に努めます。

民間事業者等による良質なみどりの確保

都市緑地法改正により制度化された優良緑地確保計画認定制度の活用促進のほか、国等の支援措置も活用した民間事業者等による良質な緑地確保の取組を促進します。

市街化調整区域沿道のみどりの保全

市街化調整区域の幹線道路沿道は、開発などによる無秩序な市街地の拡大が懸念されることから、みどりの適正な管理・保全と地域振興・産業振興が両立する新たな土地利用の可能性を検討します。



基本方針Ⅲ 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承

施策方針

1. みどりと人を未来へつなぐ取組の推進

みどりの保全や創出は、長い期間の継続的な取組によって実現が可能となります。そのためには次世代を担う子どもたちの育成や、活動の主体となる地域コミュニティの継続が重要です。本施策では、市の特徴である多様なみどりを活用して、子どもの健全な育成や地域コミュニティの醸成を推進します。

① 子どもにみどりの価値を継承する取組の推進

リーディング・プロジェクト④

目的

本市の豊かなみどりを将来に継承するためには、次世代を担う子どもたちにみどりがかけがえのないものであるとの認識を持ってもらう必要があります。そのためには、みどりにふれる機会を創出し、みどりの大切さや面白さを知り、親しみを覚えてもらうことが大切です。

また、これからの持続可能な社会の構築に向けても子どもたちへのみどりに関する教育・学習の重要性はますます高まってくると考えられます。

本施策では少子化の進行が予測されるなか、子どもに目を向け、環境教育・環境学習を通じた子どもの健全な育成や持続可能な社会のための担い手づくりを目指します。



自然とふれあう体験型の環境学習

具体的な取組

体験を重視した環境教育・環境学習の推進

本市には森林、河川、里山、田畑など様々な自然環境がありますが、子どもたちは普段の生活で接する機会が少なくなっています。一方、民間においては、プレーパークやネイチャースクールなど体験を重視した取組が行われています。子どもの健全な育成に寄与し、みどりに対する理解を深めるため、本市の多様な自然環境や歴史文化について五感を使って学ぶ環境教育・環境学習の充実に取り組みます。

環境教育・環境学習推進のための支援

学校の授業などで環境に関する学習を促進するため「はちおうじこども環境白書」などの環境教育副読本の発行・活用を行います。また、教員などには「環境教育プログラムガイドブック」や「環境教育アドバイザー」による環境教育活動の周知啓発を行います。

また、総合的な学習の時間を利用して、環境市民会議の協力のもと実施している環境教育支援事業についても引き続き推進します。

多様な主体と連携した環境教育の充実化

幼少期に多くの自然にふれる機会を作ることは、環境に対する理解を深めるうえで重要です。市内では、市民・事業者・NPOなど、多くの主体により様々な自然体験が行われています。今後もさらなる連携のもと、本市が有する多様な自然環境と各団体の長をを活かした自然体験の機会の充実化を目指します。

コラム

【効果的な環境教育の推進のために】

環境教育とは、「環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)」と定義されていますが、本計画では自然の中での“体験”や“遊び”も含めて「環境教育・環境学習」としています。

みどりについての理解を深めるためには、明確な学びの目的がある“教育”とともに、遠足のような自然の中での実体験を通じて学ぶという観点も重要と考えられます。さらに、子どもたちが自然の中で楽しみながら創造力を働かせて遊ぶことも、自然に対する興味や関心を引き出すうえで大切です。

また、環境教育・環境学習に子どもとその保護者が一緒に参加することで、自然とふれあう機会が少なかった親世代も自然を知る機会となります。

このように、体験や遊びを重視した環境教育・環境学習や親子での参加により、より良い環境教育・環境学習を目指します。



遊びを通じた学びの機会の創出



② みどりの活動を通じたコミュニティの形成

具体的な取組

身近なみどりとの関わりの推進

まちなか緑化事業や市民農園、緑地保全ボランティアなどにより、生活に身近な環境で気軽にみどりにふれあえる機会を創出します。また、それらをきっかけとして、新たなコミュニティへの参加を促します。

みどりを活用したコミュニティ形成の促進

市街地はコミュニティが希薄になりがちであり、郊外部は人口減少などで地域コミュニティの維持が困難になると予測されます。市街地では世代を越えたアドプト活動や花壇づくり活動など身近なみどりを活用し、郊外部では「上川の里」に代表される地域住民による維持管理活動や環境学習支援、住民主体による沿道集落のまちづくりなど、地域の特徴あるみどりを活用したコミュニティの強化を目指します。



市民農園



グリーンパートナー養成講座

コラム

【緑地を利用した学生主体による地域コミュニティ形成】

東京都立大学（首都大学東京）南大沢キャンパス内の松木日向緑地では、里山荒廃による生態系への悪影響、少子高齢化に伴うコミュニティの希薄化、自然利用の文化伝承の断絶など、様々な社会的課題の解決を目的に、学生が主体となった緑地の整備活動が行われています。

この活動では、緑地を「学生のコミュニティ学習の場」や「多世代間交流の場」として位置づけており、大学・学生・地域住民が協働で活動に取り組んでいます。特に地域の子どもたちを核とした多世代間交流によるコミュニティ形成を目指し、子ども向けの自然体験活動が活発に行われています。

大学生がつなぎ役となる地域に根付いた活動が、緑地をフィールドとして行われることで、地域の豊かなコミュニティの形成に寄与しています。



子どもの竹林伐採体験



伐採した竹を利用した水鉄砲遊び

施策方針

2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進

みどりに関する課題は地域ごとに多岐にわたっています。また、その他の地域社会が抱える課題も従来の対応だけでは解決が難しくなっています。このことから、地域の多様な主体が相互に補完し、協力し合いながら課題への対応を図ることが必要です。本施策では、新たな担い手となる人材育成や、多くの人々がみどりと関わるきっかけ作りによって、協働のすそ野を広げる取組を推進します。

① 多様な主体がみどりと関わる機会の創出

具体的な取組

子ども・若者がみどりと関わる機会の提供

大学と多様なみどりを抱える本市の特徴を活かし、学生がみどりを守る新たな担い手となれるよう、緑地保全ボランティアの機会等の提供に努めます。また、配慮が必要な子どもとその家庭が気軽に参加できる自然体験の機会の提供に努めます。

みどりに触れ合うすそ野の拡大

認知症や障害を持つ市民にとっても参加しやすいみどりとのふれあいの機会の提供に努めます。また、農福連携の取組を推進し、みどりに親しむすそ野の拡大に努めます。

② みどりを支える人材の育成とネットワークづくり

具体的な取組

人材育成の取組強化

みどりに関わる担い手として活動するには、必要な技術や知識の習得が重要となるため、人材を育成する様々な取組を展開します。参加者の意欲に応じ、ステップアップの機会・情報の提供にも努めます。

ネットワークづくりの支援

担い手の活動を効果的に展開するため、団体間のネットワークづくりを促進し、技術・資材の助け合いや活動の活性化の広がりを目指します。



環境ネットワーク交流会



はちおうじ農業塾実習の様子



表. 主な人材育成の取組

項目	内容
川の学習サポーター養成講座	川に関する基本的な知識と支援者としての技術を学び、小学校などでの環境教育を支援します。
リバーレンジャー育成講座	「浅川ガサガサ探検隊」の活動補助及び安全管理、その他運営補助に関わるボランティアスタッフを育成します。
緑地保全講習会 (里山レンジャーズ)	主体的に里山管理を行う知識・技術を身に付け、継続的に活動できる人材を養成します。「里山とは何か？」の基本から実際の管理まで、体験しながら学んでいきます。
グリーンパートナー養成講座	専門家による花壇づくりやメンテナンスなどガーデニングに関する講習や実習を通じて、地域のモデル花壇やコミュニティ花壇を維持・管理する人材を養成します。
庭木剪定講習会	自宅の生け垣や庭木の管理に必要な知識と技術を学び実践することで、まちなかの景観の維持につなげます。
はちおうじ農業塾	露地栽培を中心とした野菜づくりについて、専門家の講義や実習、市内農家のアドバイスを受け、農家開設型農園の利用や農作業を受託できる人材を育成します。



北野環境学習センター



緑地保全講習会



八王子市ホームページ
『あったかホール(北野環境学習センター)』



『はちおうじ環境だより』

③ みどりの情報発信・普及啓発と基金の活用

具体的な取組

情報発信の強化

広報、ホームページ並びに SNS の積極的な活用など多くの媒体を用いた情報の発信と内容の充実に努めます。また、北野環境学習センターなどを拠点とした環境学習イベントの参加促進など、効果的な情報発信・普及啓発を進めます。

みどりの保全基金の有効活用

市民や事業者の皆さんの寄附などを積み立てた「八王子すみどりの保全基金」について、緑地の保全や緑化の推進を積極的に推進するために、新たな積立財源の確保に努め、適切に活用を図ります。

施策方針

3. みどりを育む連携の強化

これまで本市では、多くの市民、NPO、事業者などの協力のもと、みどりの管理や保全が行われてきました。より良い環境を将来に引き継ぐためには、この取組を継続的に推進する必要があります。本施策では行政と市民、NPO、事業者などとの連携によるみどりの管理や活用を推進します。

① 市民との連携推進

具体的な取組

市民の主体的取組による樹林地の保全活動

緑地の管理が行き届かない所有者と保全活動を行いたい団体を結び付ける「グリーンマッチング八王子制度」により、まちなかの樹林地の再生や維持管理を図ります。また、団体に属さずに保全活動への参加意向のあるボランティアの活躍機会の場の創出に努めます。

アドプト団体によるみどりの活動推進

公園や道路、水辺を地域の住民や事業者との協働で管理するアドプト活動を継続して実施します。今後も市民、事業者などと協働で取り組むため、より幅広い主体への周知啓発などにより、持続的なアドプト活動を推進します。

市民参加による公園づくり

公園の新設や更新時には遊具や広場の名前を募集するなど、市民がより公園への愛着を持ち、管理運営への住民参加を図る取組を進めます。

コラム

【市民主体によるみどりの保全活動】

地域に残る貴重な緑地や里山の保全には、地域住民の協力が欠かせません。本市では多くの市民団体やNPOが、主体的に緑地保全のために活動しています。

これらの活動では、定期的な緑地の手入れや生きものの保全だけでなく、地域住民を招いた自然観察会の開催や、地元企業や東京都などと連携した保全活動の実施など、地域の緑地の特性に応じた様々な活動が展開されています。



館町緑地保全地域での間伐作業



大谷緑地保全地域での植樹活動



宇津貫緑地での自然観察会



長池公園での稲作体験



② 広域・近隣自治体との連携促進

具体的な取組

みどりの保全・活用のための地域連携促進

樹林地や河川などのみどりは連続性があるため、保全や活用に関しては近隣自治体との連携が不可欠です。また、みどりに関わる課題は他自治体との共通点も多く、連携して取り組むことでより効果的な施策を展開できます。そのため、近隣自治体や関係機関とみどりに対して共通意識を持ち、さらなる連携によって広域的なみどりの保全や活用を推進します。

取組例：緑と水景に関する多摩・三浦丘陵広域連携プラットフォーム、「多摩の森」活性化プロジェクト

コラム

【「多摩の森」活性化プロジェクト】

東京都内の森林面積約8万haのうち、約7割は本市を含む多摩地域西部の森林です。多摩地域の森林は、木材の供給、水源のかん養、災害防止、憩いの場の提供など様々な機能を有しており、私たちの暮らしを豊かにしてくれています。しかし、木材の輸入自由化や需要減少、木材価格の低迷等により、森林の管理不足など多摩の森を取り巻く状況は厳しくなっています。これらの広域的なみどりを保全・活用していくためには、自治体を越えて連携した取組が必要です。

そこで、本市を含む都内12区市町村と東京都は、森林環境譲与税を活用した多摩地域の森林整備を進めるため、令和5年（2023年）に「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」（「多摩の森」活性化プロジェクト）を締結しました。森林整備及び保全、カーボン・オフセット（二酸化炭素吸収量の認証）、現場体験（林業作業、自然観察その他の体験活動）、多摩地域の森で産出される間伐材その他の木材の利用に協働で取り組んでいます。



協定締結式

コラム

【流域連携による子どもたちの交流促進】

八王子市と日野市は、両市を流れる浅川を貴重な財産として、平成23年度（2011年度）から流域連携事業を進めてきました。

この連携事業の一つとして、浅川を活用した子どもの交流事業を実施しています。子どもたちが普段ふれる機会の少ない浅川の上流から下流の生きもの観察などを通じた自然体験学習によって、浅川に親しみ、大切さを知るきっかけとしながら、両市の子どもたちの交流も図っています。



自然体験学習による子どもの交流促進

③ 事業者・教育機関との連携促進

具体的な取組

事業者との連携促進

みどりの保全や活用には、事業者の強みを活かした取組が必要です。また、近年ではみどりや生物多様性保全の活動を通して企業価値の向上に取り組む企業が増えています。そのため積極的な情報提供などにより、主体的にみどりを保全・活用する事業者との協働・共創の取組を推進します。

教育機関との連携促進

現在、小学校や大学の授業などでみどりの活用や周知啓発を実施しています。今後もこの取組を継続するとともに、市内に21の大学などがある学園都市の特徴を活かして、大学ボランティアセンターとの連携や大学コンソーシアム八王子を通じた周知などの取組により、みどりの保全や活用を図ります。

コラム

【事業者による先進的な取組】

市内では様々な事業者により、持続可能な社会づくりや次世代育成のための積極的な活動が実施されています。

川町に位置する約27haの都立林では、セブン-イレブン記念財団の運営により、環境体験学習の拠点となる「高尾の森自然学校」が開校しています。ここでは東京都とセブン-イレブン記念財団との協定による協働事業として、継続的な森林の整備活動や自然観察会、自然体験学習が行われています。

元八王子町と裏高尾町に位置する約50haの山林では、佐川急便株式会社の運営により、持続可能な里山の再生や保全を目指す「『高尾100年の森』プロジェクト」が行われています。ここでは、里山の再生事業や自然体験学習が継続的に行われており、「体験の機会のある場」に都内で初めて認定されました。また、本市との協働による親子里山体験学習なども開催されています。



高尾の森自然学校



高尾100年の森



第4章

地域別の方針

1 地域別の方針.....	72
2 中央地域.....	73
3 北部地域.....	78
4 西部地域.....	82
5 西南部地域.....	86
6 東南部地域.....	90
7 東部地域.....	94

1 地域別の方針

本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン 2040」では、市域を6つに区分し、それぞれの地域の個性をつなぎ、重ね合わせ、市民と行政の協働により八王子のまちづくりを行うことを基本方針としています。



図. 地域区分（八王子未来デザイン 2040）

本章では、この6地域別の取組とそれにより向上するみどりの機能を示し、地域の特徴を活かした施策の展開を推進します。また、緑化重点地区を「市街化区域全域」と定めます。

なお、各地域別方針の関連施策については、「基本方針Ⅲ パートナーづくり」が市域全体の取組であることから、「基本方針Ⅰ 質の向上」、「基本方針Ⅱ 量の確保」に基づき示しています。また、各地域の「みどりの現状と課題」にあげられている「代表的なみどり」は、各地域の環境市民会議の皆様の意見をもとに作成しました。

※みどりの機能凡例

- 環：環境保全・改善
- 防：都市防災向上
- レ：レクリエーション
- 景：景観形成・創出
- 子：子育て・教育
- コ：地域コミュニティ形成



2 中央地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

○緑 被 率：12.1%

○一人あたりの都市公園面積：2.29 m²/人

○代 表 的 な み ど り：富士森公園、六本杉公園、浅川、甲州街道のイチョウ並木

○地 域 の 特 徴

地域の中央を浅川が流れ、交通の要衝として発展した長い歴史を持つ商業地域を中心に、市街地が形成されています。これを包み込むように周辺地域の山地や丘陵地が連なり、みどりと山並みが市街地の背景となっています。

地域の代表的なみどりである富士森公園では、野球場やテニスコートなどが整備されており、市民が多様なスポーツを楽しめる環境が整っています。また、こども広場では大型遊具などが整備され、多くの子どもで賑わっています。

JR八王子駅前の花壇では、市民ボランティアによって花壇のデザインから日常管理まで継続的な活動が行われ、駅前空間を彩っています。



富士森公園のサクラ並木



市民ボランティアによる駅前の花壇づくり

○中央地域の土地利用

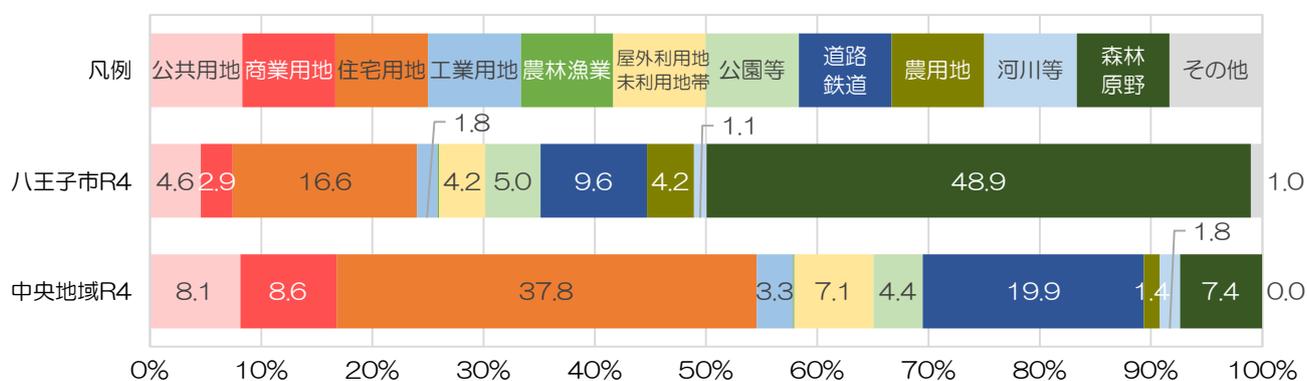


図. 中央地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)

イ) 主な課題

- 緑被率、一人あたりの公園面積ともに 6 地域内で最も少なく、市民協働やレクリエーションの場となる身近な公園などのオープンスペースの整備が求められます。
- 人口密集地である本地域では、災害時に避難や支援活動などに活用できる拠点が必要不可欠です。
- 中心市街地においては緑視の向上や省エネルギーの観点などから、積極的なみどりの創出を行うことが必要です。
- みどりが少ない本地域において、河川は貴重なみどりで、そのため、河川の維持に努めるとともに、市民にみどりの価値を伝える場として活用することも必要です。

(2) 方針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

○実施主体：市、事業者

○関連施策：リーディング・プロジェクト①

I-1-①、I-1-②、I-3-①、I-3-②、II-3-④

○向上するみどりの機能：環境 防 景 子 可

- 富士森公園及び八王子駅南口集いの拠点（仮称）を多様な機能を有する地域の拠点となる公園並びに船森公園を中心市街地における拠点となる公園として位置づけ、優先的な整備を促進します。また、ひよどり緑地は市街地に残る貴重な緑地として有効活用を図ります。
- 民間事業者の創意工夫を最大限活かしまちの魅力を創出するとともに、防災、環境及び景観に配慮した整備を推進します。
- 市街地において、グリーンインフラの考えを取り入れたみどりの創出・活用を促進します。

② 市街地における質の高いみどりの創出

○実施主体：市、市民、事業者

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-2-①、I-2-②、II-3-④

○向上するみどりの機能：環境 景 可

- 建築や建替えなどを契機として、条例による緑化義務や壁面緑化、みどりのカーテンなど様々な手法により、限られた空間を有効に活用した都市景観と調和した質の高いみどりの創出を図ります。
- グリーンパートナー養成講座と景観形成の見本となる花壇づくりを富士森公園で行います。また、JR八王子駅前のマルベリーブリッジやとちの木デッキにおける市民主体による花壇づくりや、景観絵本「八王子まちなか景観みらいものがたり」の実現に向けた協働による緑化の取組を推進し、地域コミュニティの醸成を目指します。



③ 樹林地の維持活動の推進

- 実施主体：市、都、市民、事業者
- 関連施策：I-3-②、II-2-②
- 向上するみどりの機能：環 景 コ

・八王子暁町緑地保全地域では多様な主体によるみどりの維持活動を促進します。

④ 河川の保全や活用の促進

- 実施主体：市、都、市民
- 関連施策：リーディング・プロジェクト④
I-1-③、I-3-①、II-3-③
- 向上するみどりの機能：環 防 景 子

・浅川や川口川、南浅川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。また、浅川を活用した子どもの交流事業など、環境教育での活用を推進します。



市民により管理されたJR八王子駅前花壇



子ども向け遊具が設置された富士森公園



景観絵本「八王子まちなか 景観みらいものがたり」

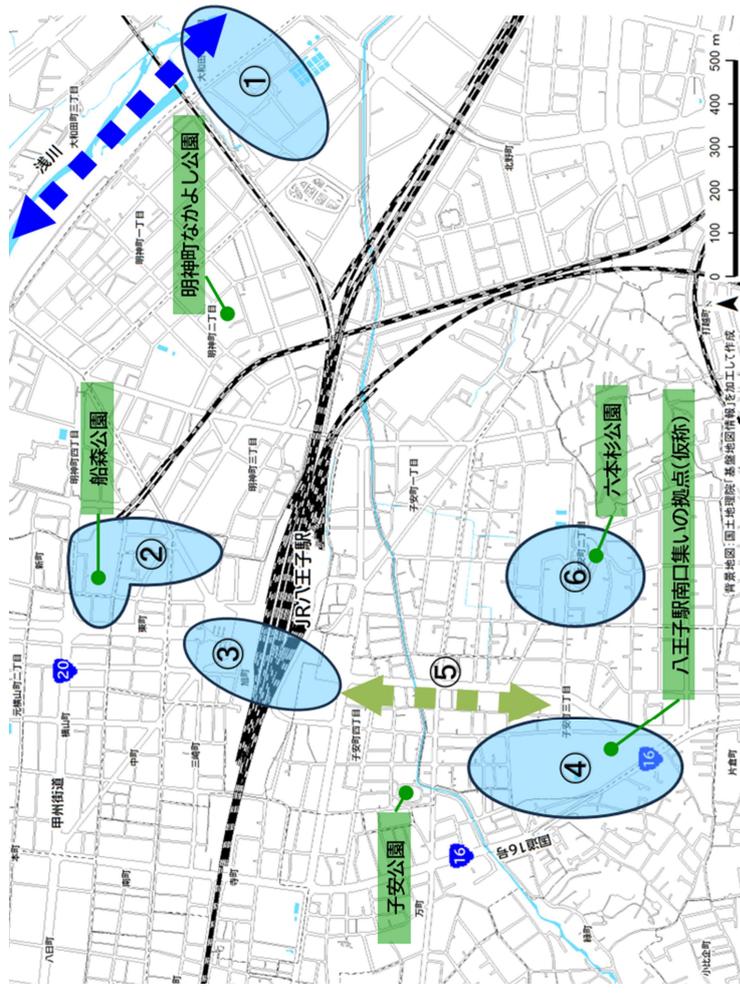


地域の貴重なみどりである浅川

中心市街地エリアでの取組

本市は地域の魅力ある公園や郊外部の樹林地など、みどりが豊かな特徴を持っていますが、八王子駅周辺の中心市街地のエリアは、相対的にみどりが少なくなっています。八王子駅南口集いの拠点（仮称）など、グリーンインフラの整備とともに、グリーンインフラの活用の視点も取り入れた既存の施設や市民協働の取組との連携により、回遊の促進や賑わいの創出を図っていきます。

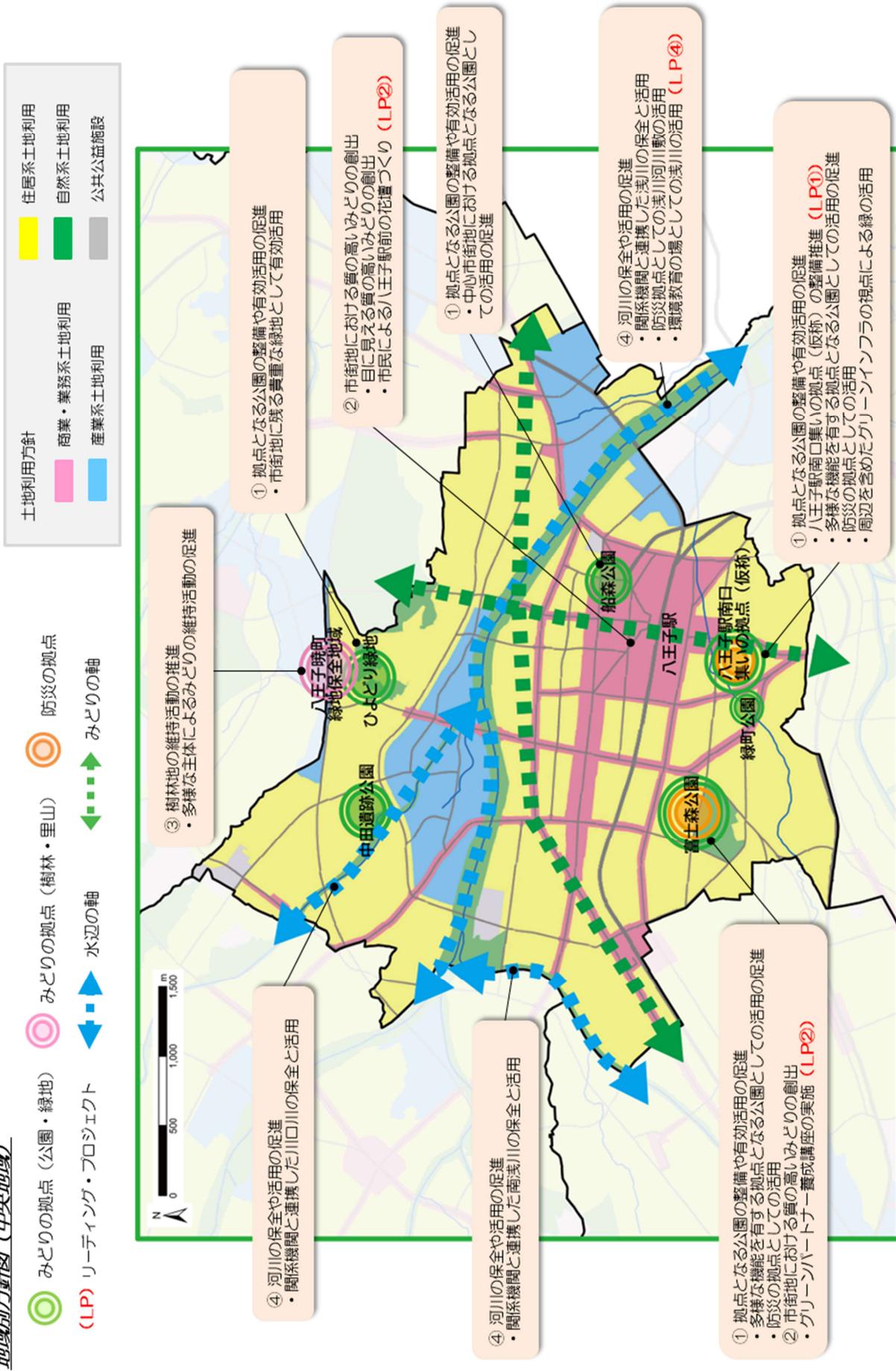
- ① 北野下水処理場・清掃工場跡地活用
水辺とみどりを活かしたランドスケープデザインから環境学習の機会に繋げていきます。
- ② 子安神社（明神町）の湧水の活用
子安神社の湧水を船森公園、東京都立多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）に導水した親水施設は、公園・施設を訪れる市民の憩いの場所となっています。
- ③ 市民協働による駅前花づくり事業【リーディングプロジェクト】
JR八王子駅の北口・南口のペDESTリアンデッキ上では、市民ボランティアによる花壇の制作・維持管理を継続して行っています。
- ④ まちのシンボルとなる新たな集いの拠点づくり【リーディングプロジェクト】
八王子駅南口集いの拠点（仮称）の整備では、八王子の風土を感じるができるランドスケープとし、グリーンインフラの考えに基づき雨水を土にゆっくり浸透させる雨水浸透施設で地下水保全を図ることや、地域資源循環のため、内部仕上げ等に多摩産材を活用します。
- ⑤ 八王子駅南口集いの拠点（仮称）連携事業
集いの拠点へのアクセス道路となる木通り等について、市民との協働により、市民が地域のみどりに親しむ取組を検討します。
- ⑥ 六本杉公園の湧水の活用
公園の湧水がもたらす学校敷地内の流れについて、体験による環境学習への活用を図ります。



○ 中心市街地エリア全体での展開

- ・ 景観絵本「八王子まちなか景観みらいものがたり」の実現に向けた地域協働による緑化の取組の推進
- ・ 雨庭の周知、整備促進による雨水流出抑制の取組
- ・ 八王子市緑化条例に基づく接道部分への緑化の誘導

地域別方針図（中央地域）



3 北部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

○緑 被 率：51.0%

○一人あたりの都市公園面積：24.86 m²/人

○代 表 的 な み ど り：戸吹スポーツ公園、久保山公園、都立小宮公園、都立滝山自然公園
多摩川、高月町の田園風景、ひよどり山地区の農地

○地 域 の 特 徴

地域の中央を谷地川が流れ、新滝山街道や滝山街道が通り、その南北を加住丘陵がつつみ込むような地形を有しています。

ごみの最終処分場跡地に整備された戸吹スポーツ公園は国内最大級のスケートパークやサッカー、ラグビー場を備え、市民のスポーツに利用されているほか、開放感のある原っぱ広場などは癒しの場となっています。

高月町にはまとまった農地が残り、都内最大級の広さの田園風景が広がっています。また、八王子の農産物などの地産地消の場である「道の駅八王子滝山」が滝山町に立地しています。



戸吹スポーツ公園のスケートパーク



高月町の田園

○北部地域の土地利用

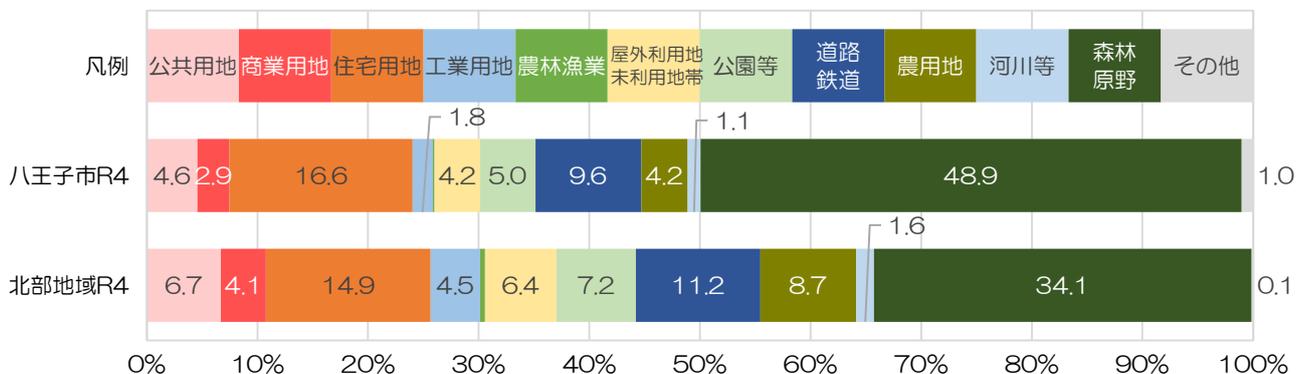


図. 北部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- ・加住丘陵周辺には樹林地や里山など豊かなみどりが残り、市街地からの景観形成など多様な機能を有しているため、引き続き、適切な保全に努める必要があります。
- ・まとまった農地を有する高月町や戸吹町など、良好な営農環境と集落環境の保全が必要です。

(2) 方針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

- 実施主体：市、都
- 関連施策：I-1-②、I-3-①、I-3-②
- 向上するみどりの機能：環 防 し 景 子 コ

- ・久保山公園、石川東公園を多様な機能を有する地域の拠点となる公園として位置づけ、優先的な整備や有効活用を促進します。
- ・都立小宮公園、都立滝山公園も多様な機能を有する地域の拠点となる公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都に要望していきます。

② 樹林地や里山の保全と活用の促進

- 実施主体：市、都、市民、事業者
- 関連施策：リーディング・プロジェクト④
I-3-②、I-4-②、II-2-②
- 向上するみどりの機能：環 景 子 コ

- ・加住丘陵の山林や丘陵地の豊かな自然環境を保全するため、東京都との連携のもと東京都緑地保全地域の管理や都立滝山自然公園、滝山近郊緑地保全区域などによるみどりの適正な維持・管理を図ります。
- ・八王子滝山里山保全地域は、多様な主体による維持管理や活用を推進することで、良好な里山環境の保全を進めるとともに、環境教育の場として有効活用を図ります。

③ 市民による花壇づくりの推進

- 実施主体：市、市民
- 関連施策：リーディング・プロジェクト②
I-2-①
- 向上するみどりの機能：景 コ

- ・道の駅八王子滝山の「滝山ナチュラルガーデン」を地域のモデル花壇とし、市民主体による花壇づくりを促進することで、良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。



④ 農地の保全活用と地産地消の促進

○実施主体：市、事業者

○関連施策：リーディング・プロジェクト④

I-3-①、I-4-②、II-3-②

○向上するみどりの機能：   

- ・多摩川に沿って広がる田園風景の継承と環境教育の場として活用を努めます。
- ・「道の駅八王子滝山」を発信拠点とした農作物の地産地消を促進します。
- ・ひよどり山地区のまとまりのある農地は、農の風景育成地区の指定を見据えた保全・活用の検討を進めます。

⑤ 河川の保全や活用の促進

○実施主体：市、都

○関連施策：I-3-①、II-3-③

○向上するみどりの機能：  

- ・谷地川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。



久保山公園の芝生広場



道の駅八王子滝山 地域モデル花壇



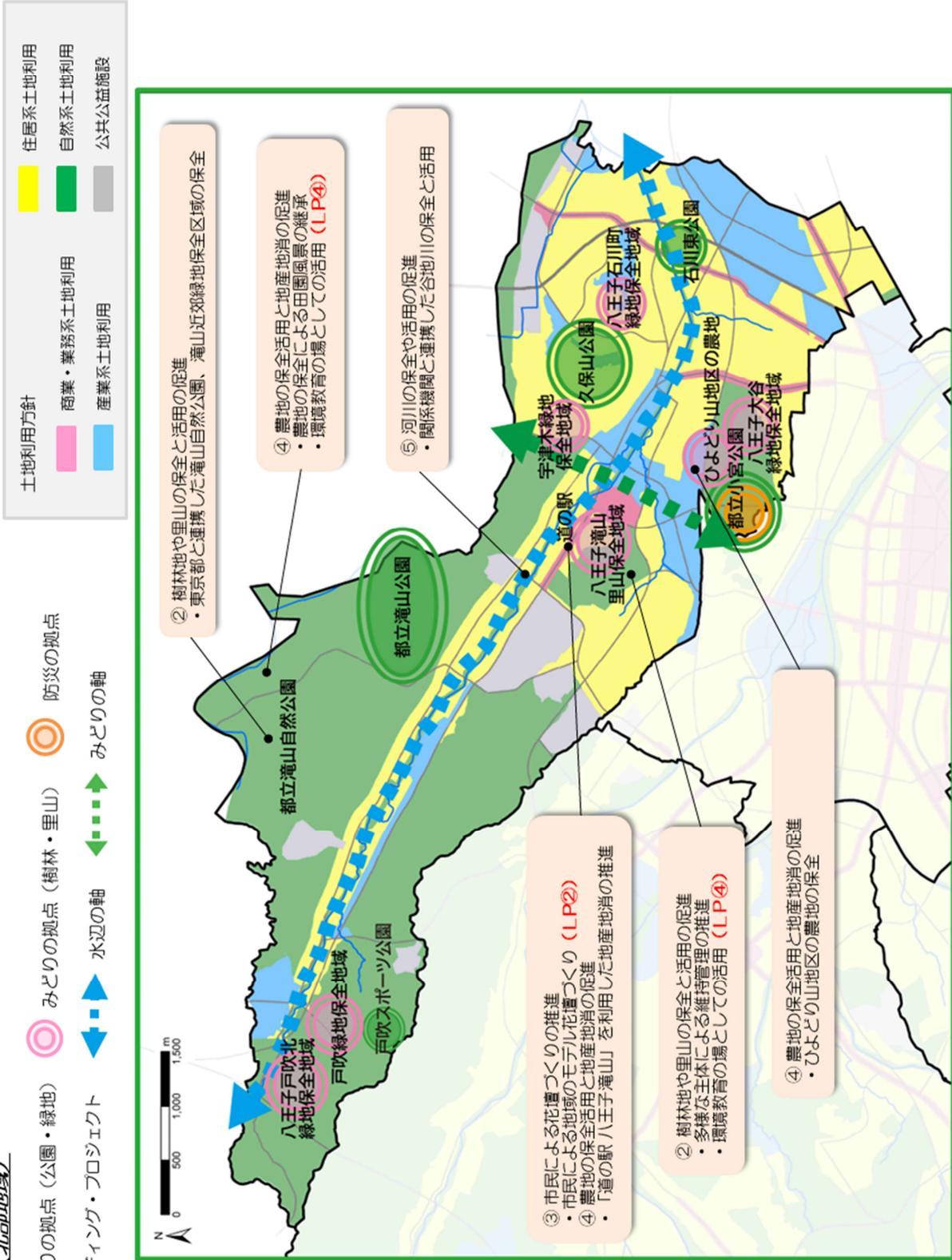
雑木林が広がる小宮公園



市民により活用される八王子滝山里山保全地域



地域別方針図（北部地域）



4 西部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

○緑 被 率：75.5%

○一人あたりの都市公園面積：5.70 m²/人

○代 表 的 な み ど り：小田野中央公園、清水公園、上川の里特別緑地保全地区、八王子城跡
都立高尾陣場自然公園

○地 域 の 特 徴

豊かな自然環境を有する山地や丘陵地と、中央地域から連なる市街地で構成されています。地域の多くは市街化調整区域となっており、まとまりのある樹林地が広がるとともに、都立高尾陣場自然公園や八王子城跡などの観光や歴史文化資源が存在しています。

地域の代表的なみどりである小田野中央公園は、市民との協働で取り組む「手づくり公園事業」により整備が行われた特色ある公園であり、開園後も地域住民の主体的な活動により、公園の維持管理や積極的な活用が行われています。

上川の里特別緑地保全地区は、田畑とそれを取り巻く樹林が一体で保全されている都内有数の里山環境で、地域住民やNPOなどによる保全と、環境教育や企業のCSR活動などによる積極的な活用が行われています。



「手づくり公園事業」で整備された小田野中央公園



上川の里特別緑地保全地区

○西部地域の土地利用

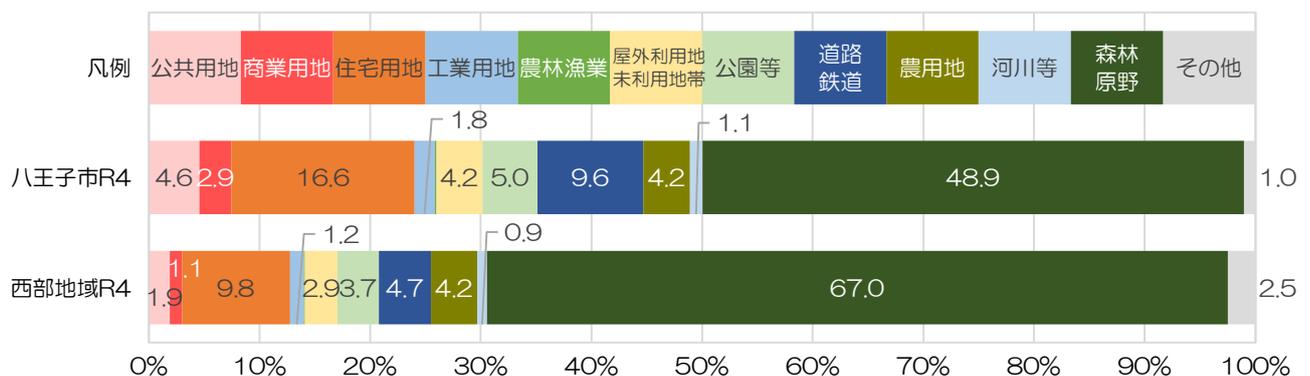


図. 西部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- 都立高尾陣場自然公園は、豊かな自然環境を有している一方、多くの人々に利活用される市内でも代表的なみどりであり、保全と活用のバランスのとれた取組が重要です。
- 上川町に位置する「上川の里特別緑地保全地区」は、良好な里山環境が残る場であり、景観要素の他に、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場などの重要な機能が多く備わっていることから、保全と活用の促進を図る必要があります。
- 沿道集落などでは、人口減少や高齢化が進行しており、周辺の自然環境の保全を前提とした地域コミュニティの維持、農林業の担い手の定住など新しい居住スタイルの創出による地域づくりが必要です。

(2) 方針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

○実施主体：市、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-1-②、I-2-①、I-3-①、I-3-②

○向上するみどりの機能：環 防 し 景 子 コ

- 小田野中央公園、清水公園、横川下原公園、（仮称）天合峰公園を多様な機能を有する地域の拠点となる公園として位置づけ、優先的な整備や有効活用を促進します。
- 小田野中央公園の「ひょうたん花壇」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。
- 小田野中央公園の近隣で、市が所有する工場跡地の有効活用を検討し、オープンスペースやみどりの創出を図ります。

② 里山環境の保全と活用の推進

○実施主体：市、市民、事業者

○関連施策：リーディング・プロジェクト③、④

I-1-③、I-4-①、I-4-②、II-1-①

○向上するみどりの機能：環 防 し 景 子 コ

- 上川の里特別緑地保全地区を、本市における「保全と活用のシンボル」として位置づけ、地域住民や事業者など多様な主体と連携した保全や活用を推進します。
- 隣接する良好な自然環境を有するみどりは、特別緑地保全地区への新たな指定の検討により、上川の里全体とのつながりを考慮した保全を図ります。



③ まとまりのあるみどりの保全と活用の促進

○実施主体：市、都、市民、事業者

○関連施策：リーディング・プロジェクト④

I-1-③、II-2-②、II-2-③

○向上するみどりの機能：(環) (し) (景) (子)

- ・都立高尾陣場自然公園では、東京都や関係団体と連携して、「高尾・陣場ビジョン」に基づく保全と活用を推進します。
- ・「高尾の森自然学校」や「高尾 100 年の森」では、事業者との連携を強化しながら、事業者の強みを活かした取組を進め、環境教育の場としての活用を図ります。
- ・八王子城跡などの歴史的に重要で、レクリエーションの場となるみどりについては、適切な維持管理による保全と活用の促進を図ります。

④ みどりを活用した地域コミュニティ醸成の促進

○実施主体：市、市民

○関連施策：II-1-①

○向上するみどりの機能：(コ)

- ・沿道集落や上川の里周辺など人口減少や高齢化が進行しているエリアでは、みどりを活用したコミュニティ醸成の促進を図ります。

⑤ 河川の保全や活用の促進

○実施主体：市、都、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト④

I-1-③、I-3-①、II-3-③

○向上するみどりの機能：(環) (防) (景) (子)

- ・浅川と川口川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。また、浅川を活用した子どもの交流事業など環境教育での活用を推進します。



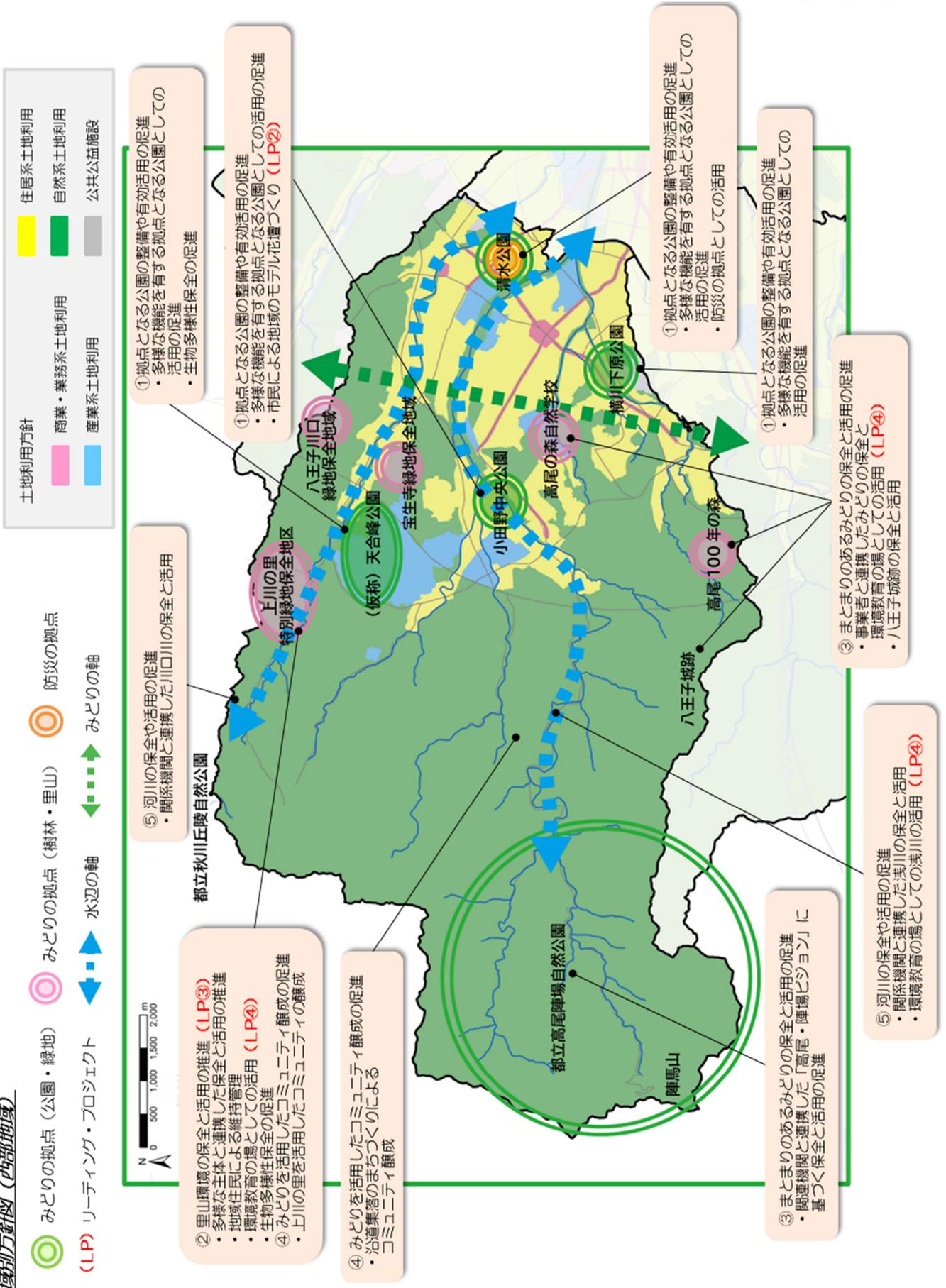
清水公園



小田野中央公園 地域モデル花壇



地域別方針図（西部地域）



5 西南部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

○緑 被 率：69.1%

○一人あたりの都市公園面積：9.11 m²/人

○代 表 的 な み ど り：高尾山、殿入中央公園、万葉公園、狭間公園、都立陵南公園
多摩森林科学園、甲州街道のイチヨウ並木

○地 域 の 特 徴

豊かな自然環境を有する山地や丘陵地、丘陵地を造成した市街地、中央地域から連なる市街地を形成する低地で構成されています。甲州街道のイチヨウ並木、南浅川のサクラ並木、多摩御陵など観光や歴史文化資源となる自然環境が多く存在しています。

市を代表するみどりである高尾山がある明治の森高尾国定公園は、長期にわたり自然環境が保全されてきた歴史から、多くの動植物が生息・生育している豊かな自然環境が保たれています。都心からのアクセスが良く、変化に富んだハイキングコースがあることなどから、市民のみならず多くの国内外の観光客が訪れるエリアです。



市を代表する“みどり”である高尾山



南浅川とサクラ並木

○西南部地域の土地利用

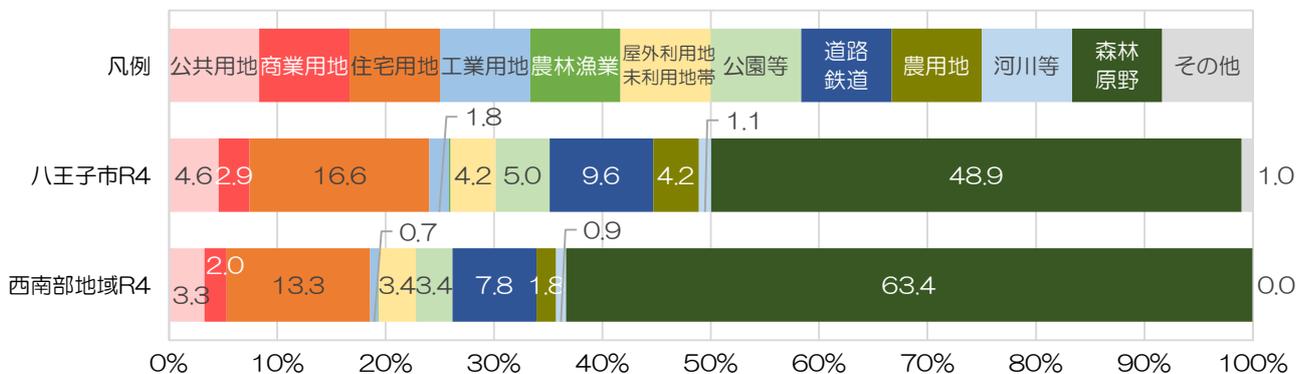


図. 西南部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- ・高尾山を有する「明治の森高尾国定公園」は貴重な自然環境がある一方、観光面から多くの人に利用されています。そのため、保全と活用のバランスのとれた取組を行う必要があります。
- ・多摩丘陵の西端と山地が接続している本地域においては、生物多様性保全の観点などから、みどりの連続性を保つことが重要です。

(2) 方針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

- 実施主体：市、都
- 関連施策：I-1-②、I-3-①、I-3-②、II-3-④
- 向上するみどりの機能：環 防 し 景 子 ㊦

- ・殿入中央公園、狭間公園、万葉公園を多様な機能を有する地域の拠点となる公園として位置づけ、優先的な整備や有効活用を促進します。
- ・都立陵南公園も多様な機能を有する地域の拠点となる公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。

② 高尾山周辺の保全と活用の推進

- 実施主体：市、都、事業者
- 関連施策：I-1-③、II-2-③
- 向上するみどりの機能：環 し 景

- ・明治の森高尾国定公園、都立高尾陣場自然公園では、自然環境の保全と利用のバランスを図るため東京都や関係団体と連携して、「高尾・陣場ビジョン」に基づく保全と活用を推進します。
- ・歴史文化のみどりの特徴を持つ日本遺産の魅力を全国に発信します。
- ・高尾山口駅前では水辺の整備による魅力ある親水空間の活用を図り、自然環境と調和した地域を目指します。

③ 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

- 実施主体：市、都
- 関連施策：I-3-②、II-2-①、II-2-②
- 向上するみどりの機能：環 景

- ・金比羅特別緑地保全地区や八王子館町緑地保全地域などの適正な維持管理により、山地から続く多摩丘陵のみどりの連続性を確保します。
- ・多摩丘陵から三浦丘陵までの丘陵地の保全と活用を広域的な自治体間連携により推進します。



④ 景観形成と一体となった地域づくりとコミュニティの醸成

○実施主体：市、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-1-③、I-2-①

○向上するみどりの機能： 

- ・南浅川最下流「100mの手作り花壇」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。
- ・多摩陵風致地区については、周辺の良い景観と一体となった住宅地の形成を促進します。

⑤ 河川の保全や活用の促進

○実施主体：市、都

○関連施策：I-3-①、II-3-③

○向上するみどりの機能：  

- ・南浅川と湯殿川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。



殿入中央公園のローラー滑り台



横川町住宅 地域モデル花壇



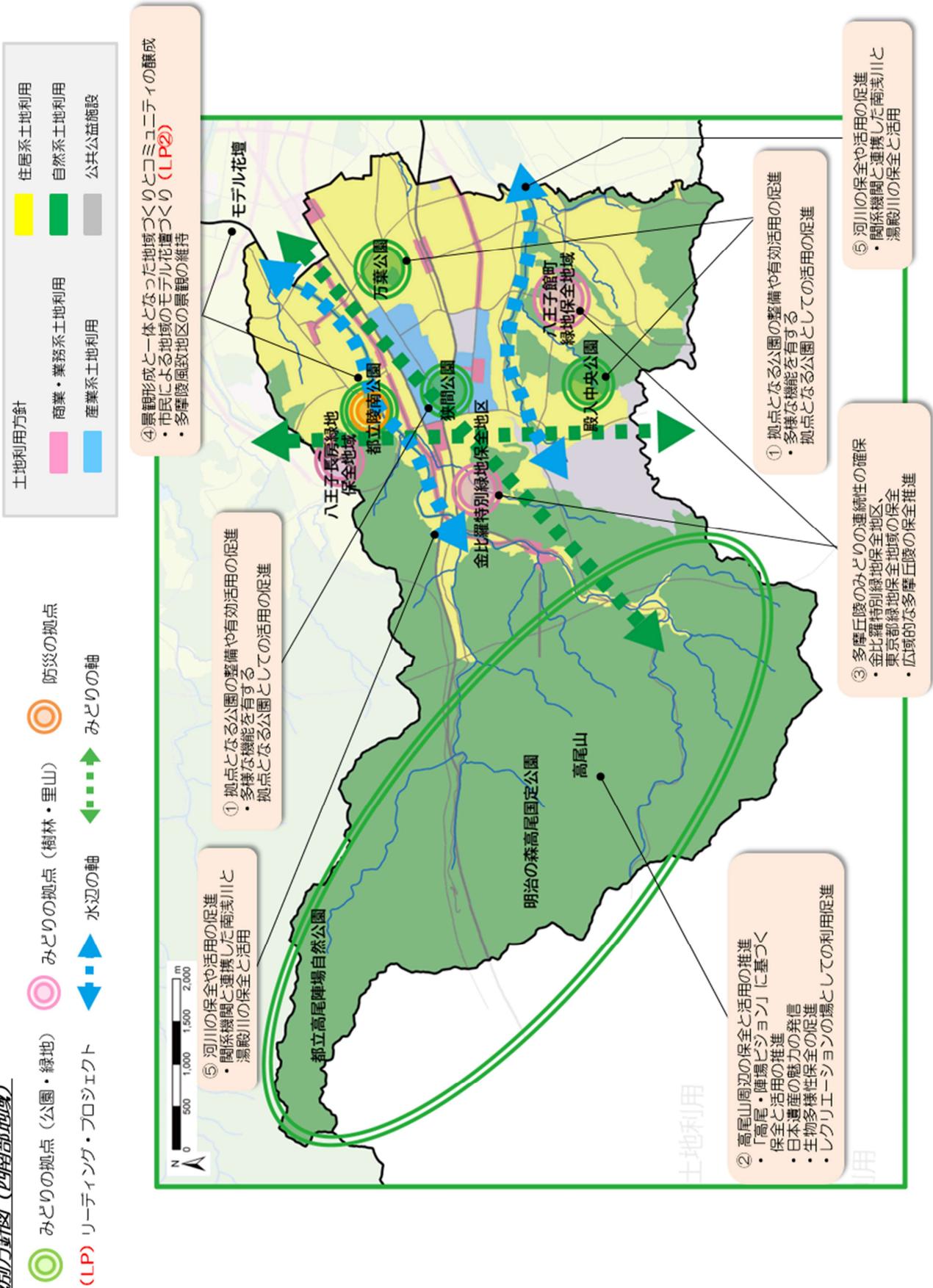
多摩御陵（武蔵陵墓地）の並木



レクリエーションとして活用される高尾山



地域別方針図（西南部地域）



6 東南部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

○緑 被 率：29.3%

○一人あたりの都市公園面積：18.66 m²/人

○代 表 的 な み ど り：宇津貫緑地、片倉城跡公園、片倉つどいの森公園、都立長沼公園
小比企町の農地

○地 域 の 特 徴

主要幹線道路と鉄道網による交通利便性の高い地域で、丘陵地を造成した市街地と、中央地域から連なる市街地を形成する低地で構成されています。八王子ニュータウンでは周辺のみどり豊かな自然環境と調和した住宅地を形成しており、小比企丘陵には優良な農地が広がっています。

地域を代表する宇津貫緑地は、ニュータウン開発時に自然環境の保全を目的に整備された緑地で、地域のボランティア団体による継続的な保全活動が行われています。

片倉城跡公園は、東京都指定文化財である片倉城の城跡と周辺の自然環境の保全を目的に整備された公園で、多様な動植物が生息・生育し、多くの草花により季節感を感じられる場所です。



宇津貫緑地



片倉城跡公園

○東南部地域の土地利用

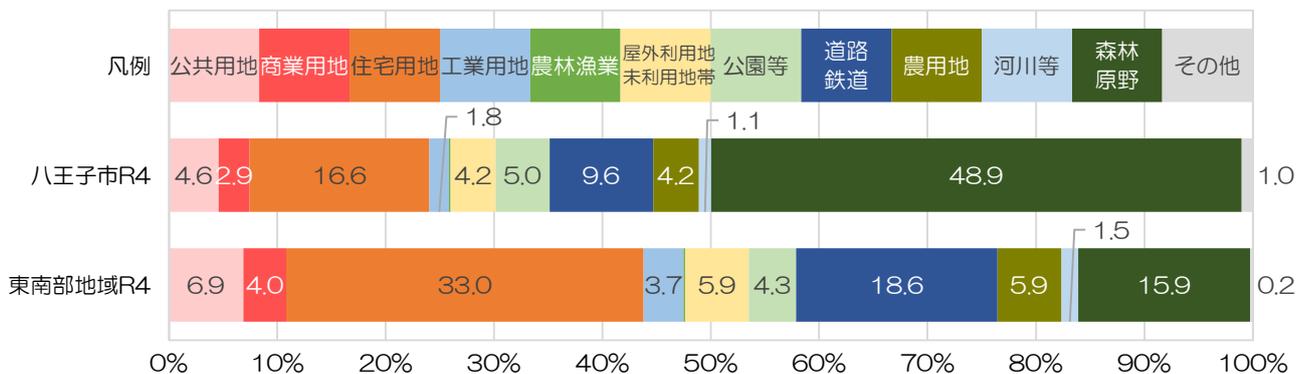


図. 東南部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- ・多摩丘陵自然公園としてみどりの保全が図られていますが、緑被率が他の地域に比べ低く、まとまったみどりが少ないため、残るみどりの保全や新たなみどりを創出していくことが必要です。
- ・地域の北西側には、まとまりのある農地が存在することから、農業振興を図りながら、人と自然とのふれあいの場となる身近なみどりとして、適切に保全・管理していくことが重要です。

(2) 方針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

○実施主体：市、都、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-1-②、I-1-③、I-2-①、I-3-①、I-3-②、I-4-①

○向上するみどりの機能：環 防 し 景 子 ㊦

- ・片倉つどいの森公園、片倉城跡公園、宇津貫緑地を多様な機能を有する地域の拠点となる公園として位置づけ、有効活用を促進します。
- ・都立長沼公園も多様な機能を有する地域の拠点となる公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。
- ・希少な植物の生育地である片倉城跡公園では、グリーンインフラの考えを取り入れ、湯殿川の水辺と一体となった空間形成を進めていきます。
- ・片倉つどいの森公園の「つどいの森スマイルガーデン」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。

② 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

○実施主体：市、都

○関連施策：I-3-②、II-2-①、II-2-②

○向上するみどりの機能：環 景

- ・七国相原特別緑地保全地区の適正な維持管理や、東京都との連携のもと都立長沼公園、都立多摩丘陵自然公園、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域の維持によって、多摩丘陵のみどりの連続性を確保します。
- ・多摩丘陵から三浦丘陵までの丘陵地の保全と活用を広域的な自治体間連携により推進します。



③ まとまりのある農地の保全

○実施主体：市、事業者

○関連施策：I-3-①、II-3-②

○向上するみどりの機能：環 防 景 子 コ

- ・小比企周辺のまとまりのある農地は、農の風景育成地区の指定を見据えた保全・活用の検討を進めます。また、農地バンク制度の活用などによる保全に努めます。

④ 河川の保全や活用の促進

○実施主体：市、都、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト④

I-3-①、II-3-③

○向上するみどりの機能：環 防 景 子

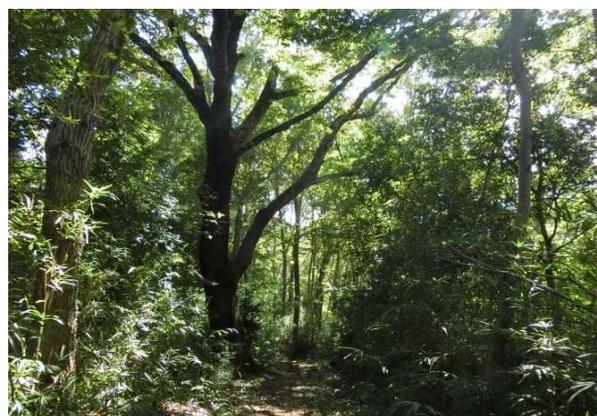
- ・浅川や湯殿川、兵衛川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。また、浅川を活用した子どもの交流事業などの環境教育での活用を推進します。



防災拠点としても活用される片倉つどいの森公園



市民主体で開催される宇津貫緑地自然観察会



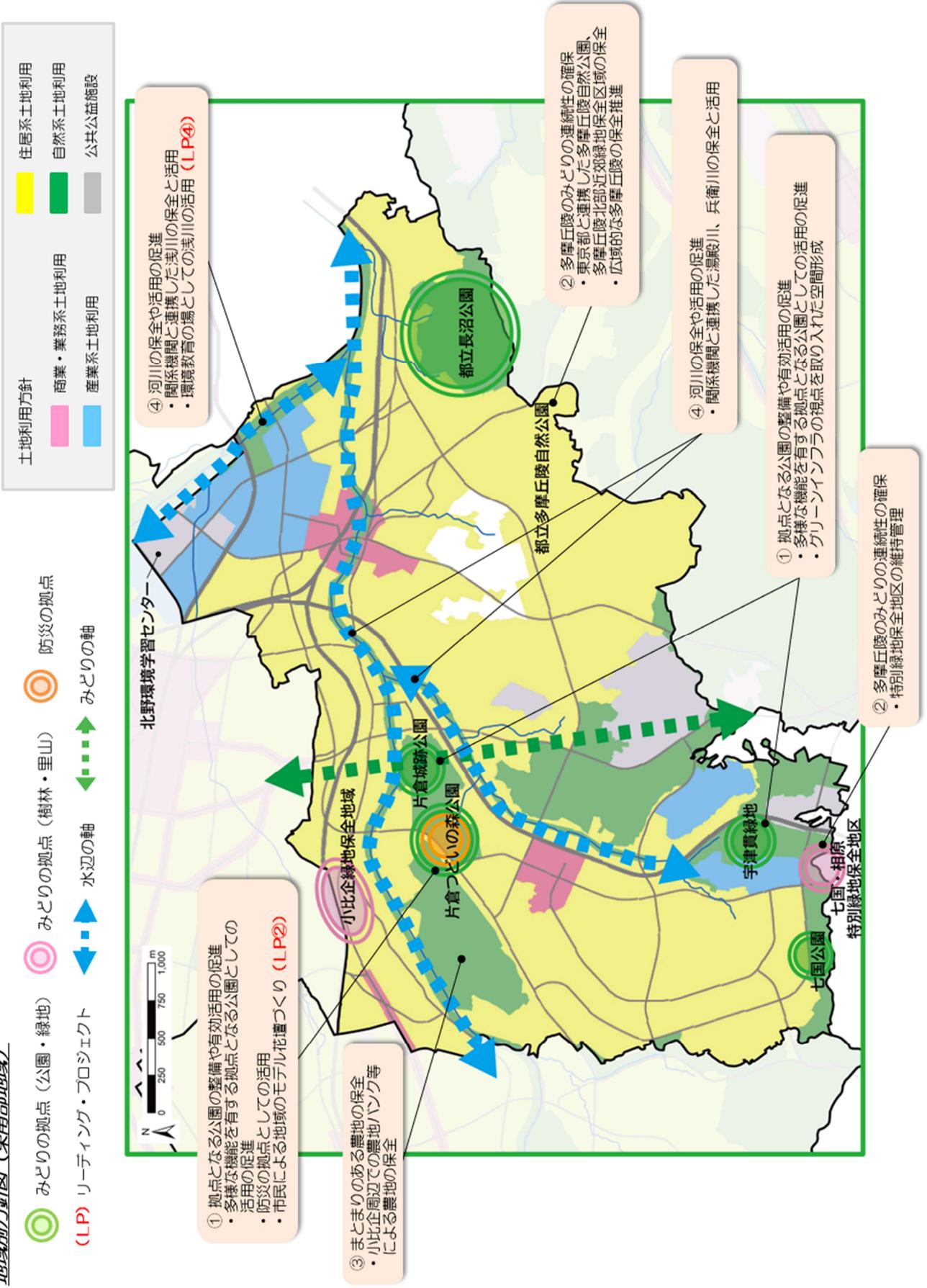
多摩丘陵の貴重な樹林地である都立長沼公園



小比企町のまとまりのある農地



地域別方針図（東南部地域）



7 東部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

○緑 被 率：42.5%

○一人あたりの都市公園面積：22.59 m²/人

○代 表 的 な み ど り：長池公園、上柚木公園、堀之内寺沢里山公園、大塚公園
都立小山内裏公園、八王子堀之内里山保全地域

○地 域 の 特 徴

起伏に富んだ地域の中央に大栗川が流れ、南側には計画的に開発された多摩ニュータウンとそれを取り囲む丘陵地、北側には多摩丘陵とそのみどりに包まれた落ち着いたたたずまいの住宅地で構成され、まちと自然が重なり合う地形を有しています。

多摩ニュータウン事業では大規模な開発が行われましたが、同時に公園・緑地が計画的に配置され、みどりによる美しい景観が形成されています。また、重要里地里山や東京都里山保全地域など、かつての自然環境を残すみどりも多く存在します。

地域を代表するみどりである長池公園は、雑木林やため池などのかつての自然環境が残されているとともに、地域のボランティア団体による活動や自然体験活動など多くの取組が行われており、令和5年には国から「自然共生サイト」に認定されました。



長池公園 長池見附橋と姿池

コラム

【重要里地里山とは】

環境省は、里地里山を次世代に残していくべき自然環境の一つとして位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）」として平成27年（2015年）に全国500か所を選出しました。都内8か所の重要里地里山のうち本市は2か所（長池公園、多摩丘陵（由木地区））が選定されており、ともに東部地域にあります。

○東部地域の土地利用

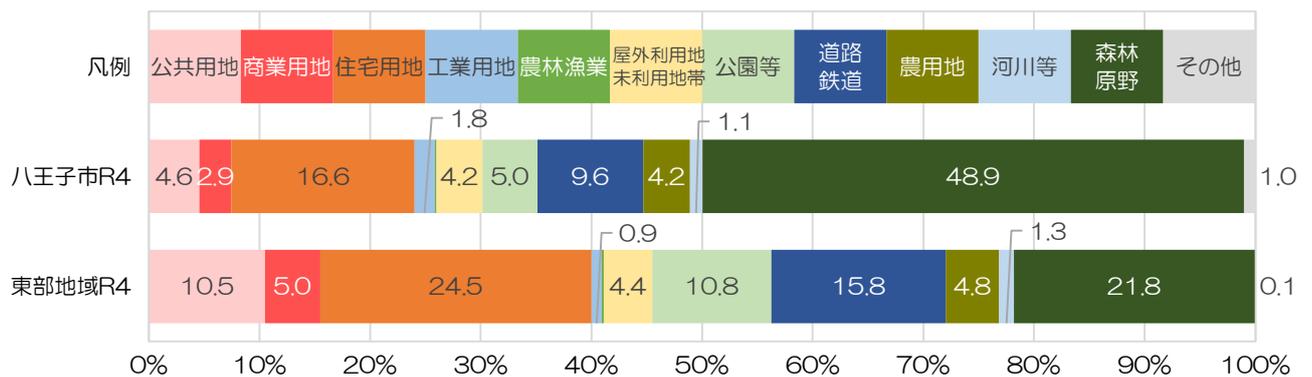


図. 東部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- ・ニュータウン開発の際に保全されたみどりや、整備された公園を多く有することから、継続的な管理とさらなる有効活用が必要です。
- ・大学などに通う学生の卒業後の定住意向調査では、「本市に住みたい」と回答した理由で最も多いものは「自然環境（緑・公園など）が良いから」でした。大学が多い本地域では、学生の定住意向を向上するためにも公園・緑地の管理と有効活用が重要です。
- ・都立多摩丘陵自然公園としてみどりの保全が図られていますが、樹林地などのまとまったみどりが少ないため、残るみどりを確実に保全していくことが必要です。

(2) 方針

① 拠点となる公園の整備や有効活用の促進

○実施主体：市、都

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-1-②、I-3-①、I-3-②、II-1-②

○向上するみどりの機能：環境 防 景 子 可

- ・長池公園、上柚木公園、富士見台公園、堀之内寺沢里山公園、大塚公園、南大沢中郷公園を多様な機能を有する地域の拠点となる公園として位置づけ、優先的な整備や有効活用を促進します。
- ・都立平山城址公園、都立小山内裏公園も多様な機能を有する地域の拠点となる公園と位置づけさらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。

② 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

○実施主体：市、都

○関連施策：I-3-②、II-1-②、II-2-②

○向上するみどりの機能：環境 景

- ・まとまりのあるみどりである都立平山城址公園の維持や都立多摩丘陵自然公園、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域の保全など、東京都との連携のもとにみどりの連続性の確保に努めます。
- ・多摩丘陵から三浦丘陵までの丘陵地の保全と活用を広域的な自治体間連携により推進します。

③ 谷戸や里山と一体となったエリアの保全と活用

○実施主体：市、都、市民、事業者

○関連施策：リーディング・プロジェクト④

I-4-①、II-1-②

○向上するみどりの機能：環境 防 景 子 可

- ・八王子堀之内里山保全地域や長池公園、堀之内寺沢里山公園など谷戸や里山と一体となったエリアは、多様な主体による保全活動を促進しながら、環境教育の場としての活用を推進します。



④ 景観形成と一体となった地域づくりとコミュニティの醸成

○実施主体：市、市民

○関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-2-①、I-2-②、I-3-②

○向上するみどりの機能：景 景

- ・南大沢駅前の「南大沢円型花壇」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。
- ・計画的に整備された道路植栽や公園などのみどりを管理し、ゆとりと開放感のある良好な住宅地を形成します。

⑤ 河川の保全や活用の促進

○実施主体：市、都

○関連施策：I-3-①、II-3-③

○向上するみどりの機能：環 防 景

- ・大栗川と大田川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。



大塚公園の芝生広場



南大沢駅前 地域モデル花壇



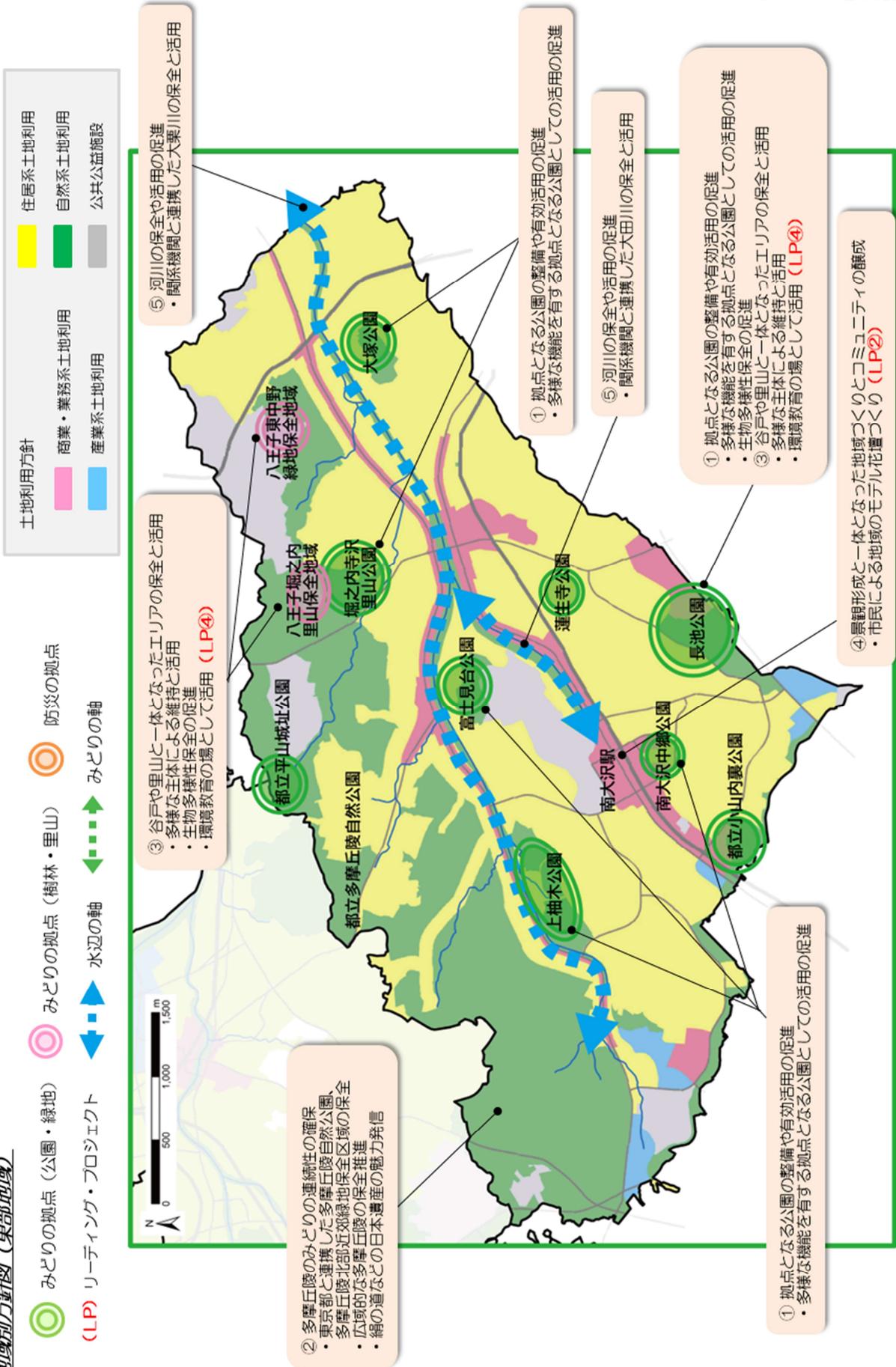
市民ボランティアによる長池公園の管理活動



大栗川



地域別方針図（東部地域）





第5章

計画の進行管理

1 計画の進行管理.....	100
(1) 推進体制.....	100
(2) 進行管理.....	100
2 施策一覧.....	101

1 計画の進行管理

(1) 推進体制

本計画を着実かつ効果的に推進するために、行政と市民・NPO・事業者・教育機関など多様な主体との連携・協力することで推進します。

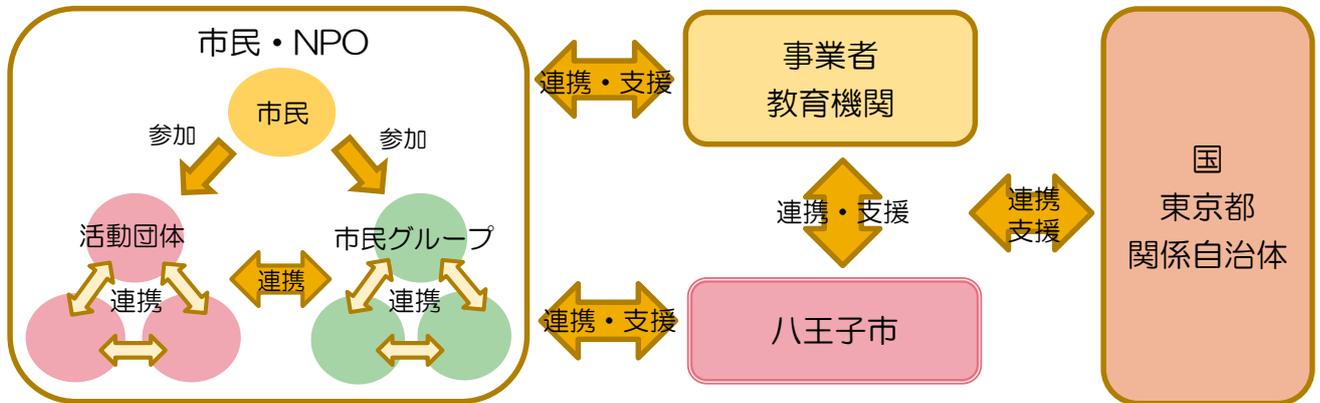
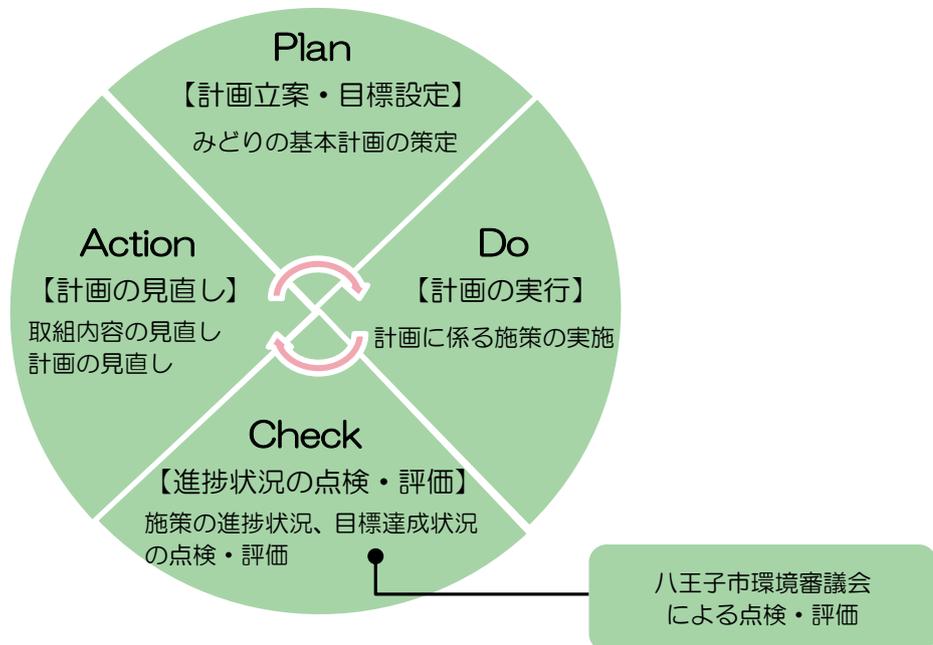


図. 様々な主体との連携のイメージ

(2) 進行管理

本計画に基づく取組を着実に実行し、実現性の高い計画とするため、計画の目標達成状況や取組の進捗状況の管理を行います。この進行管理にあたってはPDCAサイクル【計画（Plan）-実行（Do）-評価（Check）-改善（Action）】による適切な運用を行います。



本計画の進行管理は、環境分野の最上位計画である八王子市環境基本計画及び八王子市環境審議会において年度ごとに行います。また、計画全体の進捗状況などの総点検・評価及び測定が必要な緑被率、みどり率については、中間見直し時及び計画終了時に行います。



2 施策一覽

基本方針	施策方針	施策の展開	個別施策	関連所管	
I みどりの活用により多彩なみどりの機能が 発揮されたまちづくり	1. みどりを活かした都市の価値向上	① まちのシンボルとなる新たな集いの拠点づくり	・八王子駅南口集いの拠点（仮称）の整備	集いの拠点整備課	
		② 地域の魅力を高める公園・緑地の質の向上	・地域の特徴を活かした公園の質の向上 ・ユニバーサルデザインの導入 ・都市計画公園・緑地の整備方針の推進 ・民間活力の導入と有効活用	公園課	
		③ 地域の特徴を活かしたみどりの保全と活用	・レクリエーションの場としてのみどりの活用 ・みどりの資源循環の推進 ・風致地区制度による景観の維持 ・歴史と結びついたみどりの保全 ・日本遺産を構成するみどりの活用	環境保全課 環境政策課 公園課 水環境整備課 文化財課 農林課	
	2. みどりによる快適性の向上	① みどりによる魅せる空間づくり	・市民主体によるまちなか緑化事業の推進	環境保全課	
		② まちなかの目に見えるみどりの創出	・緑化条例を活用したみどりの創出 ・みどりのカーテンの普及啓発 ・みどりを創出する制度の活用 ・良好な景観形成に向けた制度の検討	環境保全課 環境政策課 土地利用計画課 まちなみ景観課	
	3. みどりによる安心安全なまちの形成	① 都市防災に資するみどりの活用	・オープンスペースにおける都市防災機能の充実 ・農地の活用による防災機能の充実 ・雨水流出抑制による雨水の流出抑制	防災課 公園課 環境保全課 農林課 水環境整備課	
		② みどりの管理水準の維持向上	・公園・緑地の安全対策 ・街路樹の適正管理	公園課 環境保全課 補修センター	
	4. 生物多様性に配慮したみどりの管理	① 地域における生物多様性の増進	・生物多様性保全のための調査の実施 ・自然共生サイトの認定促進	環境保全課 環境政策課 公園課	
		② 生きものとの適切な関係の構築	・外来種対策 ・獣害対策の推進 ・生態系に配慮した植栽の推進	環境保全課 水環境整備課 獣害対策課	
	II みどりの確保による豊かな自然環境との共生	1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用	① 上川の里特別緑地保全地区の保全と活用	・保全と活用の推進 ・特別緑地保全地区の指定拡大 ・多様な主体と連携した協働・共創の取組推進	環境保全課
			② 多様な里山環境の維持と活用	・東京都里山保全地域の保全管理 ・多様な里山環境の管理と活用 ・環境学習の場としての活用	環境保全課 公園課 館クリーンセンター 環境政策課
		2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全	① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持	・新規指定の検討 ・緑地の特性に応じた維持管理	環境保全課 公園課
② 拠点となる樹林地の保全			・東京都緑地保全地域の適正管理 ・まとまりのある樹林地の保全促進 ・東京都と連携した保全の推進	環境保全課 公園課	
③ 高尾・陣場地域の保全推進			・高尾・陣場ビジョンに基づく保全の推進	環境保全課 観光課	



基本方針	施策方針	施策の展開	個別施策	関連所管
Ⅱ 豊かな自然環境との共生 みどりの確保による	3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出	① 民有樹林地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面緑地保全区域、緑地保護地区による緑地の保全 ・森林地域の管理促進 ・維持管理の支援 	環境保全課 農林課
		② 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の保全 ・農地の貸借促進 ・農地を保全する制度の活用検討 ・農業振興地域（農用地区域）の保全 ・農業振興施策との連携 	都市計画課 農林課 土地利用計画課
		③ 水辺地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水地の整備 ・水質の保全 	水環境整備課 環境保全課
		④ まちづくりを通じたみどりの維持・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の緑化推進 ・中心市街地エリアにおけるみどりの確保 ・北野地区の立地を活かしたグリーンインフラの取組の推進 ・宅地開発時におけるみどりの創出 ・民間事業者等による良質なみどりの確保 ・市街化調整区域沿道のみどりの保全 	施設管理所管 環境政策課 環境保全課 土地利用計画課 交通企画課 まちなみ景観課 市街地活性課 水環境整備課
Ⅲ 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承	1. みどりと人を未来へつなぐ取組の推進	① 子どもにみどりの価値を継承する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体験を重視した環境教育・環境学習の推進 ・環境教育・環境学習推進のための支援 ・多様な主体と連携した環境教育の充実化 	環境保全課 環境政策課 水環境整備課 環境学習イベント実施所管
		② みどりの活動を通じたコミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なみどりと関わりの推進 ・みどりを活用したコミュニティ形成の促進 	環境保全課 農林課 環境政策課 公園課 路政課 水環境整備課 土地利用計画課
	2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進	① 多様な主体がみどりと関わる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者がみどりと関わる機会の提供 ・みどりに触れ合うすそ野の拡大 	環境保全課 環境政策課
		② みどりを支える人材の育成とネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の取組強化 ・ネットワークづくりの支援 	環境政策課 環境保全課 農林課 水環境整備課
		③ みどりの情報発信・普及啓発と基金の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の強化 ・みどりの保全基金の有効活用 	環境政策課 環境保全課
	3. みどりを育む連携の強化	① 市民との連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の主体的取組による樹林地の保全活動 ・アドプト団体によるみどりの活動推進 ・市民参加による公園づくり 	環境政策課 環境保全課 公園課 路政課 水環境整備課
		② 広域・近隣自治体との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全・活用のための地域連携促進 	環境保全課 水環境整備課 農林課
		③ 事業者・教育機関との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との連携促進 ・教育機関との連携促進 	環境保全課 環境政策課



資料編

1 市の概況.....	資- 2
(1) 人口の推移.....	資- 2
(2) 市街化区域・市街化調整区域.....	資- 2
(3) 人口集中地区.....	資- 3
2 みどりの現状.....	資- 4
(1) 緑地の現状.....	資- 4
(2) 公園の現状.....	資- 6
(3) 農地の現状.....	資- 7
(4) 河川の現状.....	資- 8
(5) その他のみどりの現状.....	資- 9
3 みどりに関する市民意見.....	資- 11
(1) 市政世論調査.....	資- 11
(2) みどりの基本計画中間改定 市民アンケート.....	資- 12
(3) パブリックコメント.....	資- 20
4 みどりの基本計画の改定過程.....	資- 21
5 用語集.....	資- 24

1 市の概況

(1) 人口の推移

八王子市の人口は、国勢調査において、昭和40年に207,753人でしたが、市郊外の丘陵を中心に宅地開発などにより人口が急増し、平成22年には580,053人、令和2年では579,355人となりました。

生産年齢人口は平成17年をピークに減少しています。また、年少人口（15歳未満）は、昭和55年をピークに令和2年まで減少傾向が続いています。老年人口（65歳以上）は、人口及び割合がともに年々増加しており、令和2年には割合が27.1%まで上昇しました。

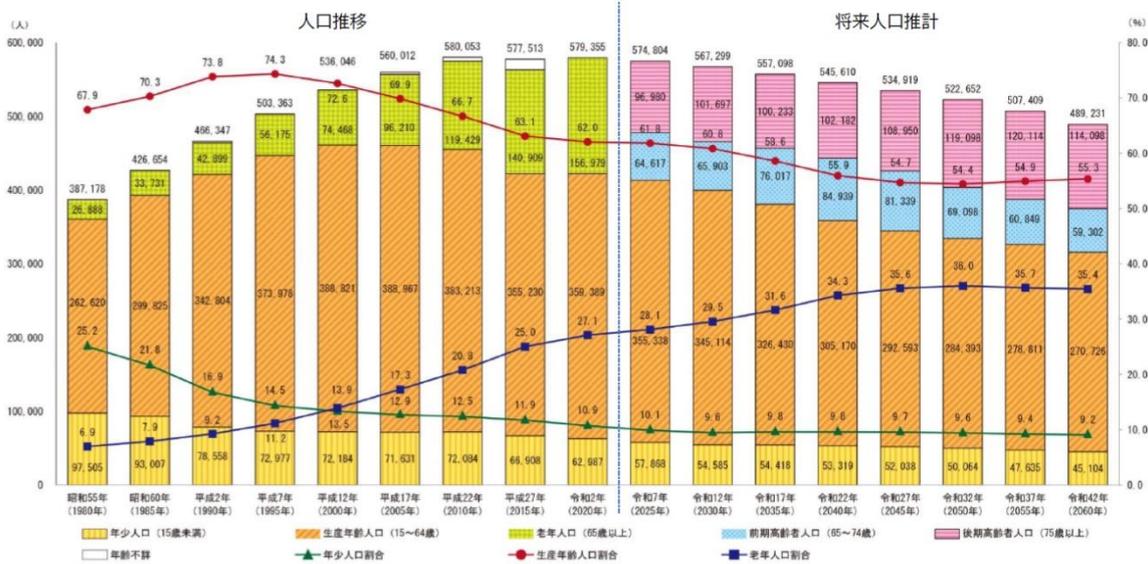


図. 人口の推移 (令和5年 八王子未来デザイン 2040)

(2) 市街化区域・市街化調整区域

八王子市は、市内全域が、都市計画区域に指定されています。市街化区域の面積は8,151 ha(43.7%)、市街化調整区域は 10,480 ha (56.3%) となっています (令和5年4月1日時点)。

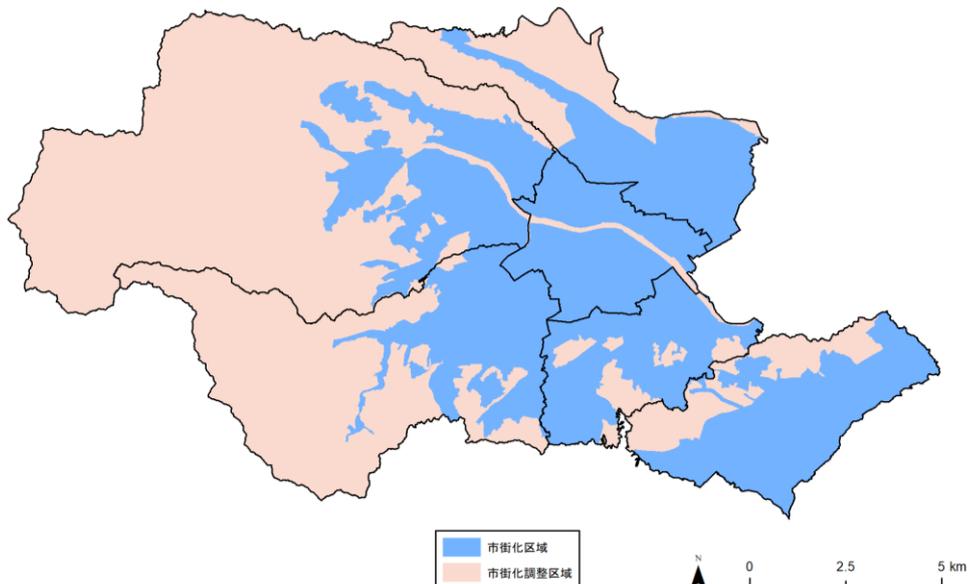


図. 市街化区域、市街化調整区域の区分け (令和6年)



(3) 人口集中地区

八王子市の人口集中地区（DID：国勢調査をもとに原則、人口密度が 4,000 人/㎢以上の基本単位区が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が 5,000 人以上となる地区）は、周辺市街地、都市開発などにより、増加してきました。

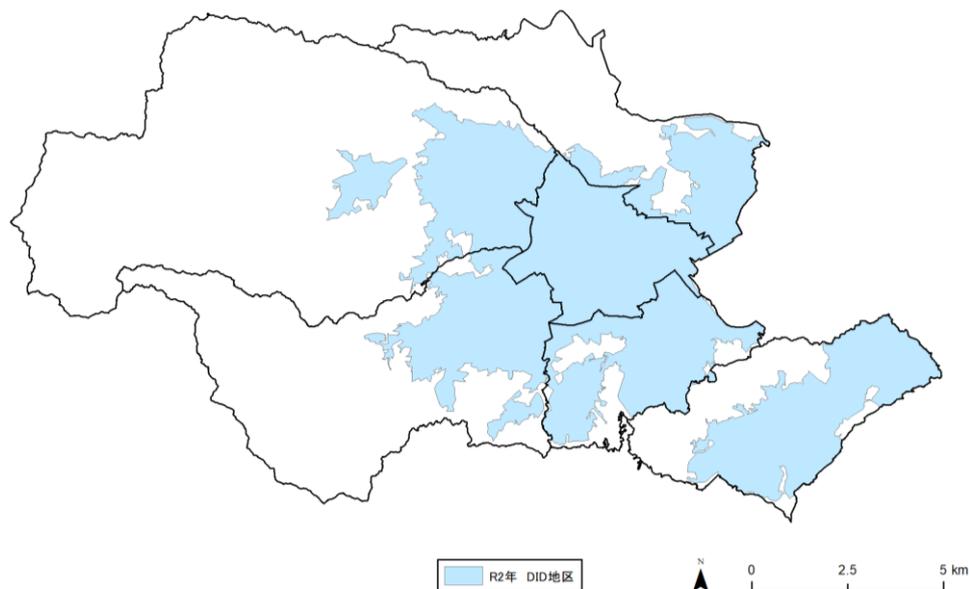


図. 人口集中地区（令和2年 国土数値情報）



2 みどりの現状

(1) 緑地の現状

① 土地利用とみどり

令和4年度東京都土地利用現況調査によると、市域面積のうち森林・原野が48.9%、農用地が4.2%、公園が5.0%、水面が1.1%を占めていました。

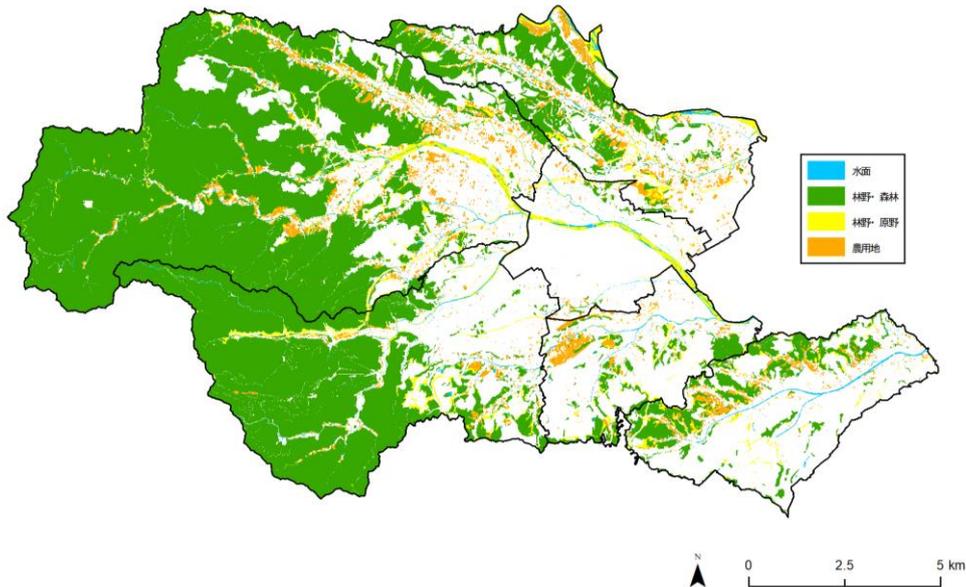


図. 令和4年度 東京都土地利用現況調査

東京都土地利用現況調査において、土地利用が「森林」に分類される割合は、近年緩やかな減少傾向を示しており、令和4年度調査結果では45.6%になりました。

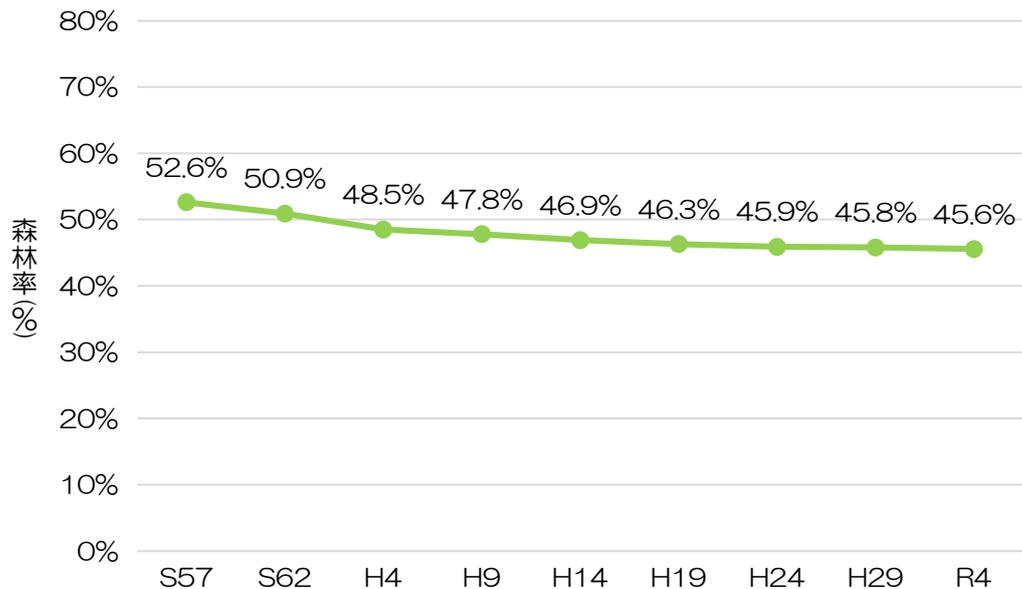


図. 森林率の推移（東京都土地利用現況調査結果より作成）



② 緑被率

緑被率は、ある区域における緑に覆われた面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、樹林（林地）、草地・農地、宅地内（屋上緑化を含む）や公園の樹木や芝地、街路樹などが含まれます。令和6年度調査では市域全体で59.3%でした。

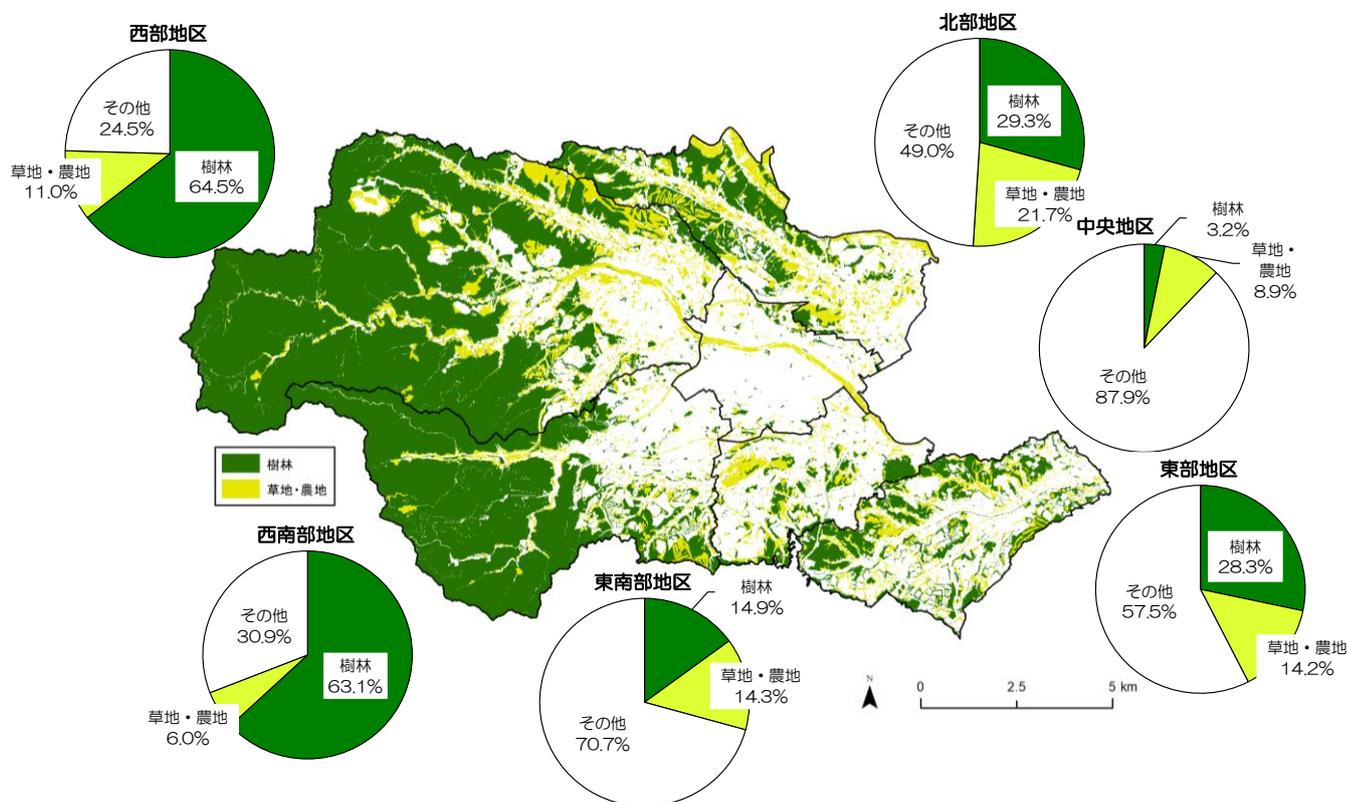


図. 令和6年度緑被率調査結果

③ みどり率

みどり率は、緑被率に「河川などの水面の占める割合」と「公園内の樹林や草地などの緑で覆われていない面積」を加えて算出します。東京都環境局が東京都本土部を対象に、5年に1度調査を行っています。平成30年度調査からは、より高い精度で緑を抽出することができる近赤外線画像を用いた手法を採用しています。

なお、本計画のみどり率は東京都のみどり率調査結果を用いて、市独自で集計したものを掲載しています。

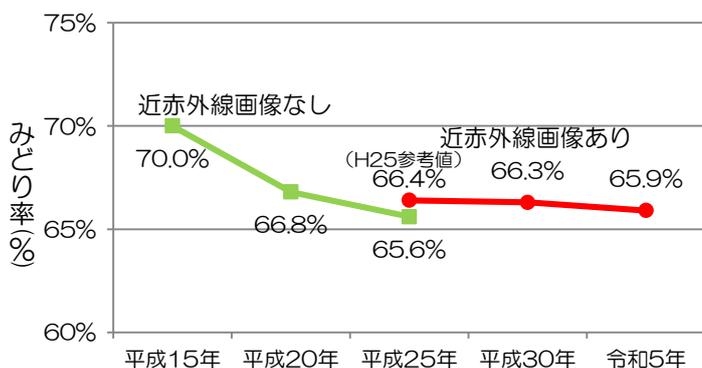


図. みどり率の推移 (東京都みどり率調査より市独自集計)

表. 令和5年度みどり率内訳

	面積 (ha)	市域に占める割合 (%)
樹林地	9,672.6 ha	51.8%
原野・草原	926.8 ha	5.0%
農用地	783.8 ha	4.2%
公園・緑地	708.8 ha	3.8%
水面	208.4 ha	1.1%



(2) 公園の現状

① 公園の充足率

平成 15 年に住区基幹公園における誘致距離は廃止されましたが、「都市公園法運用指針（第6版）」（令和6年7月）には参考として従来の一般的な住宅市街地における標準的な誘致距離として、街区公園が 250m、近隣公園が 500m、地区公園が 1 kmと示されています。この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域と誘致圏を重ね合わせることによって、現在の八王子市の公園の配置の状況を把握することができます。

八王子市立の都市公園を対象にした充足率は82.5%ですが、都立公園を含めると86.8%になります。

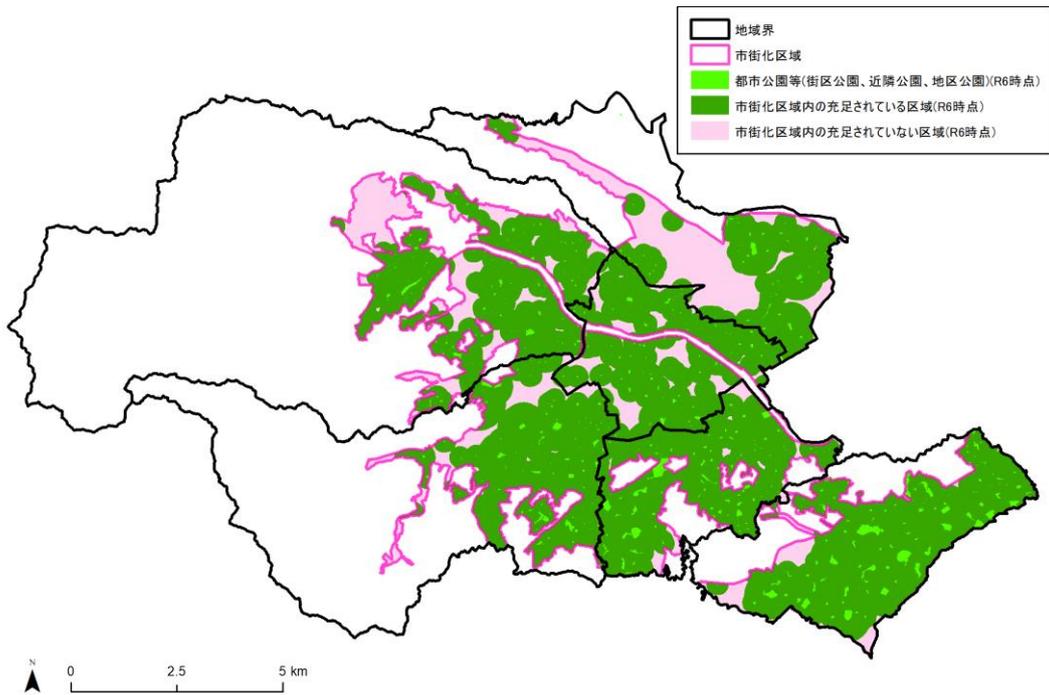
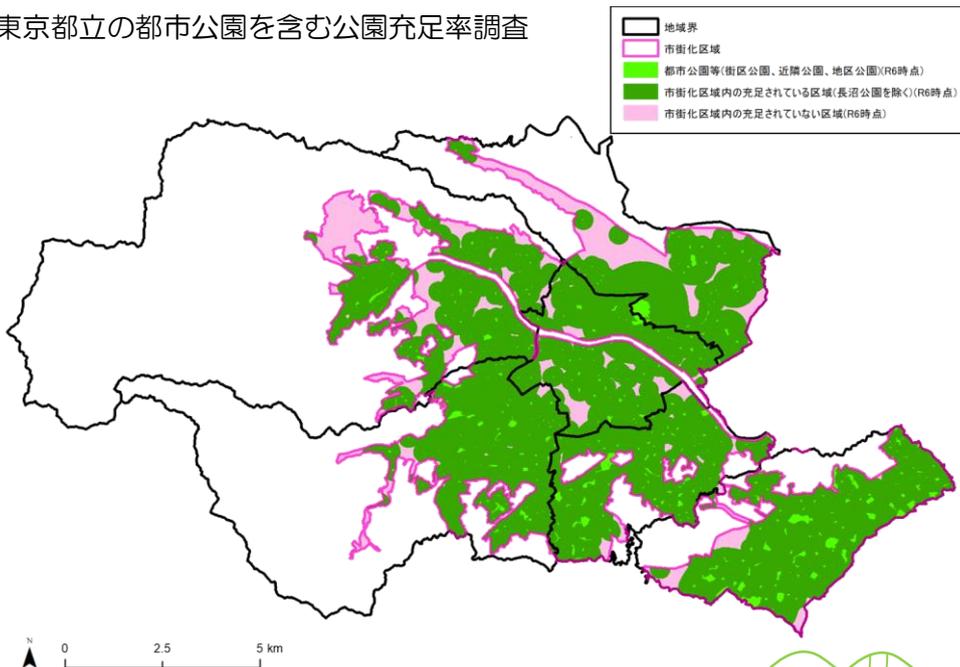


図. 令和6年 公園充足率調査結果

【参考】東京都立の都市公園を含む公園充足率調査



(3) 農地の現状

① 生産緑地地区の指定状況

生産緑地地区は、都市計画法に基づく地域区域の一つで、農林業との調整を図りつつ、市街化区域内の良好な都市環境の形成を図るため指定されます。現在、981地区、約203.54haを指定しています（令和6年(2024年)12月9日八王子市告示第317号）。

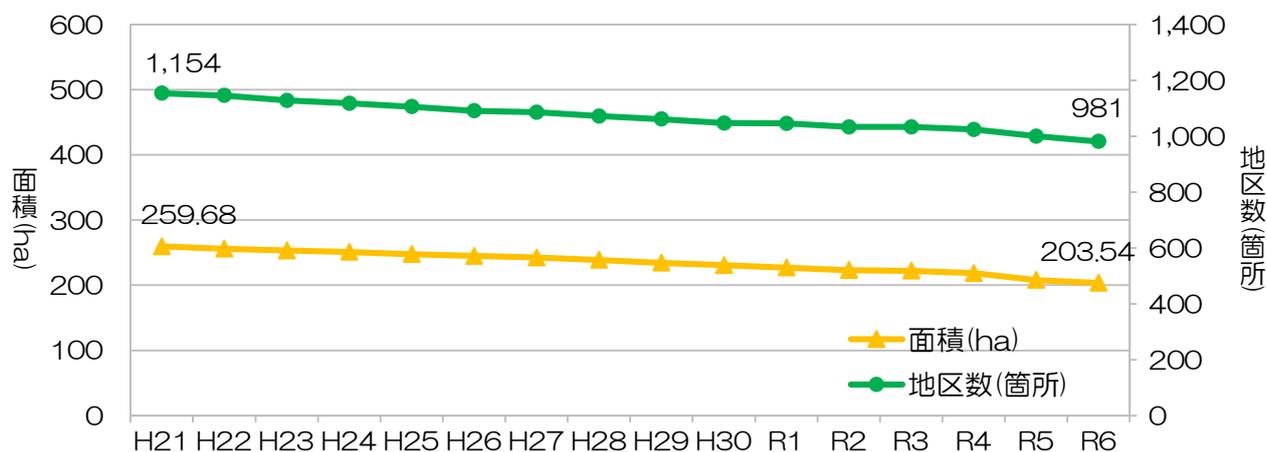


図. 生産緑地地区の面積及び地区数の推移（八王子市データより作成）

② 農業振興地域の指定状況

「農業振興地域」は、今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行います。八王子市では、市街化調整区域内に4,045haが指定されています。

「農用地区域」は、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地など農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。八王子市では98.5haが指定されています。

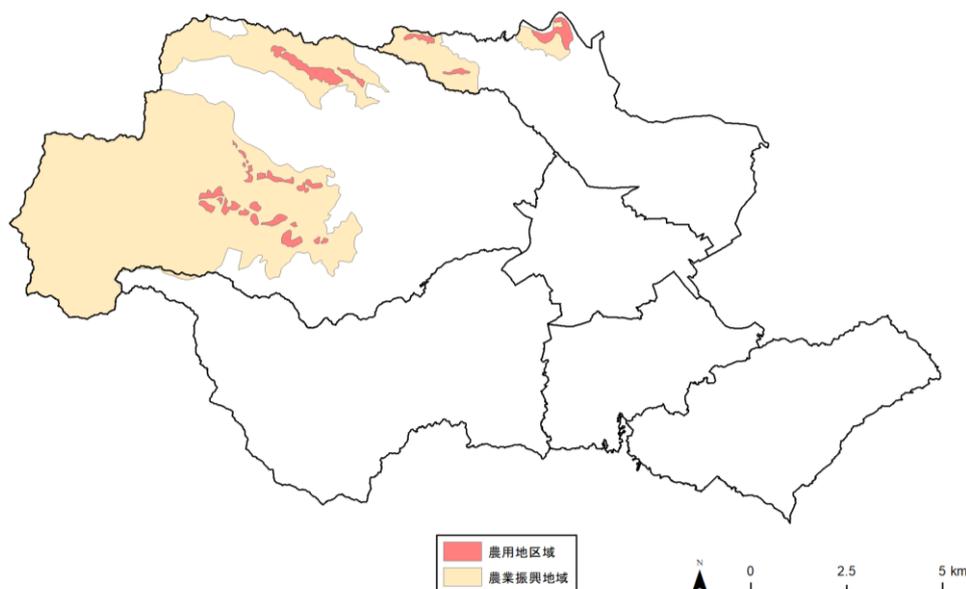


図. 農業振興地域及び農用地区域の指定場所（平成27年 国土数値情報）



(4) 河川の現状

① 河川網

本市には、西側の山間部を源流とする 16 河川と 18 の一級河川があります。主要な河川は、一級水系多摩川の右岸支流として、高尾・陣馬山麓を源流として市内を流れ、日野市で多摩川と合流する浅川とその支流、同じく加住丘陵を源流とする谷地川、多摩丘陵を源流として多摩市で合流する大栗川があげられます。

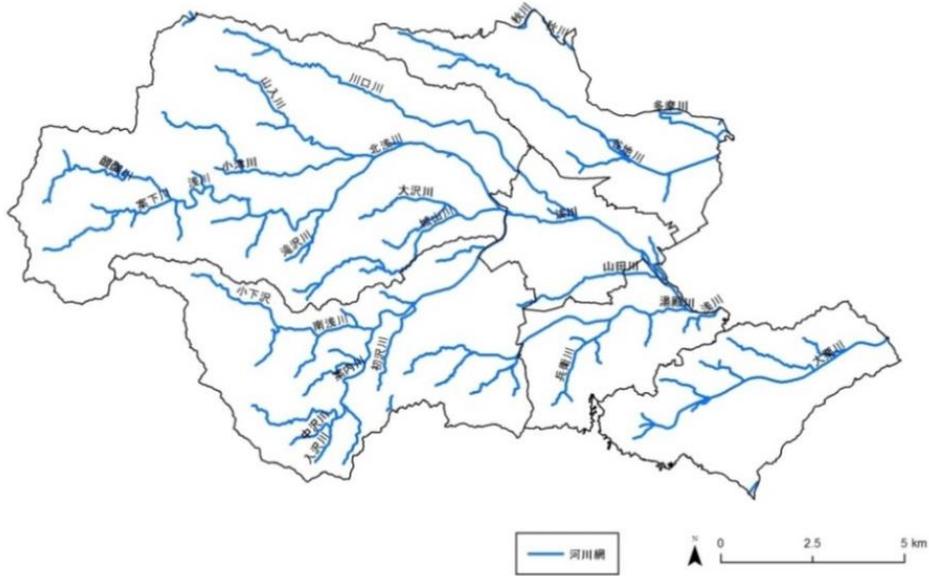


図. 市内の主な河川（数値地図 2500）

② 湧水地点

東方を除く三方を丘陵と山地で囲まれている八王子市では、各地の崖線・段丘線・山腹・窪地などに多くの泉や池があります。

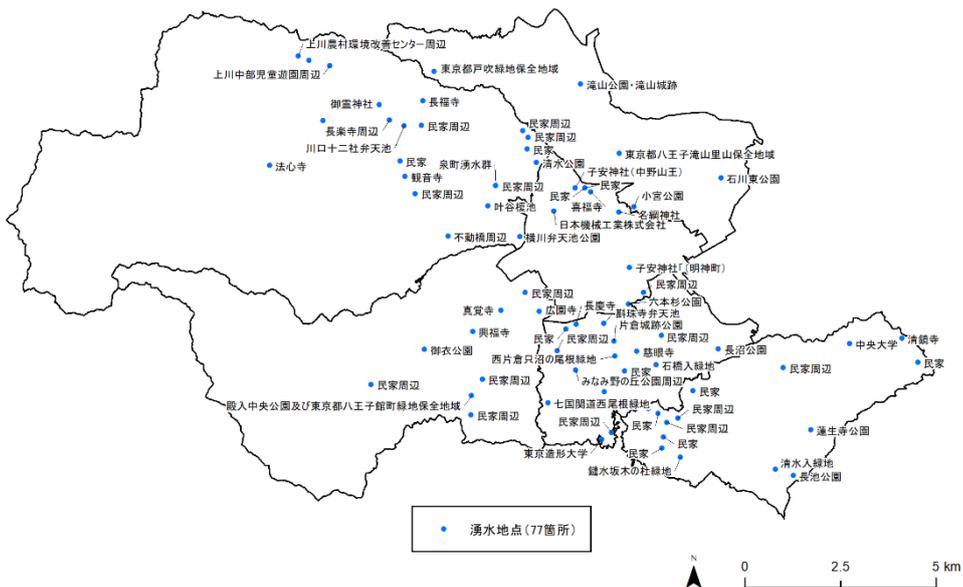


図. 市内の主な湧水地点（東京の湧水マップ令和5年度調査）



(5) その他のみどりの現状

① 自然公園

市内には、高尾山を中心とする「明治の森高尾国定公園」の他に、「都立高尾陣場自然公園」、「都立秋川丘陵自然公園」、「都立滝山自然公園」、「都立多摩丘陵自然公園」の4つの都立自然公園があります。



図. 自然公園指定区域（平成 27 年 国土数値情報）

② 保安林

保安林は、森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特に重要な働きをしている森林を指定するものです。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。市内には西部や西南部地域の山地で保安林に指定される森林が多く存在します。

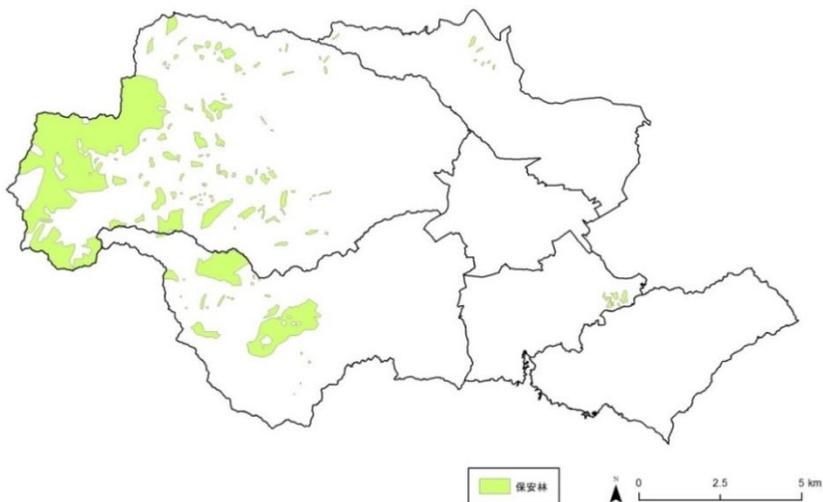
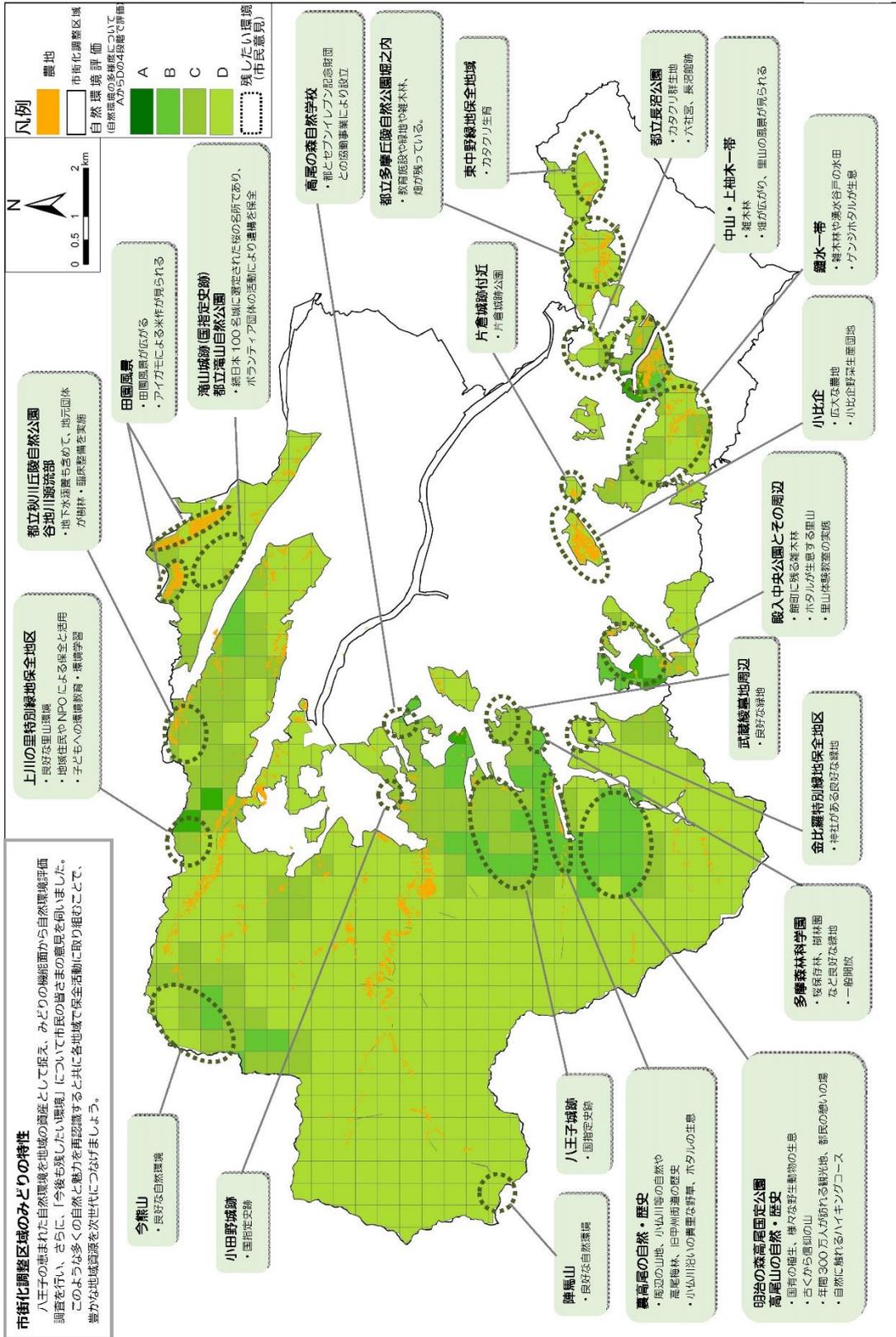


図. 保安林指定区域（平成 27 年 国土数値情報）



③ 市街化調整区域のみどりの特性



3 みどりに関する市民意見

(1) 市政世論調査

「第55回 令和5年(2023年)市政世論調査」

1. 調査概要

調査対象：八王子市内在住の満18歳以上の男女個人

調査期間：令和5年(2023年)5月22日～6月5日

対象者数：5,000人

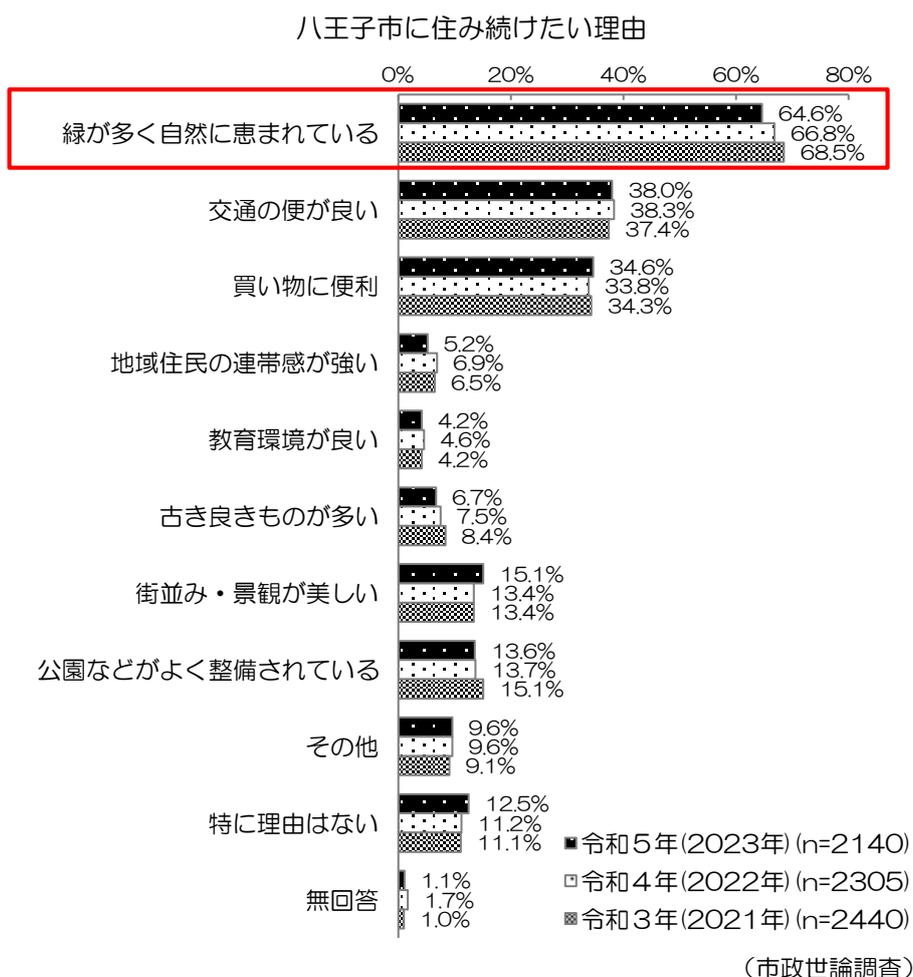
抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

調査方法：郵送配布／郵送または電子申請（パソコン・スマートフォン等を利用）による回収

回収結果：2,385人（回収率：47.7%）

2. 調査結果

住み続けたい主な理由は何か。（3つまで選択）



市民の約9割がこれからも八王子市に住み続けたいと回答しており、その理由として65%以上の市民が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています。



(2) みどりの基本計画中間改定 市民アンケート

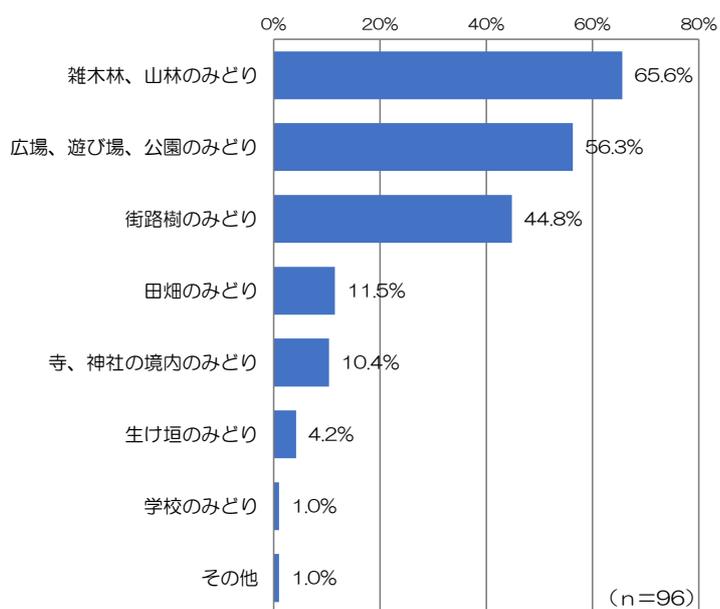
1. 調査概要

	①市政モニター	②市公式LINE 経由
調査対象	市内在住 18 歳以上の 101 人	市公式 LINE 登録者
調査期間	令和 6 年 8 月 8 日～29 日	令和 6 年 8 月 2 日～18 日
回収結果	96 名（回収率 95.0%）	368 名（市外在住 13 名）
年代内訳	18～20 歳代 12 名 30 歳代 11 名 40 歳代 23 名 50 歳代 17 名 60～64 歳 17 名 65 歳以上 16 名	17 歳以下 3 名 18～20 歳代 9 名 30 歳代 49 名 40 歳代 44 名 50 歳代 94 名 60～64 歳 37 名 65 歳以上 132 名
調査方法	・郵送による配布・回収 ・インターネットによる回答	・インターネットによる回答 (Microsoft forms)
設問	10 問 ・うち 7 問：LINE 経由と同じ ・うち 1 問：自由記述 ・うち 5 問：H29 年と同じ	7 問 ※市政モニターアンケートと同じ

2. 調査結果

問 1：住まいの地域で美しい「みどり」といえば何を思いうかべるか（2つまで選択）

【市政モニターアンケートのみ実施の設問】

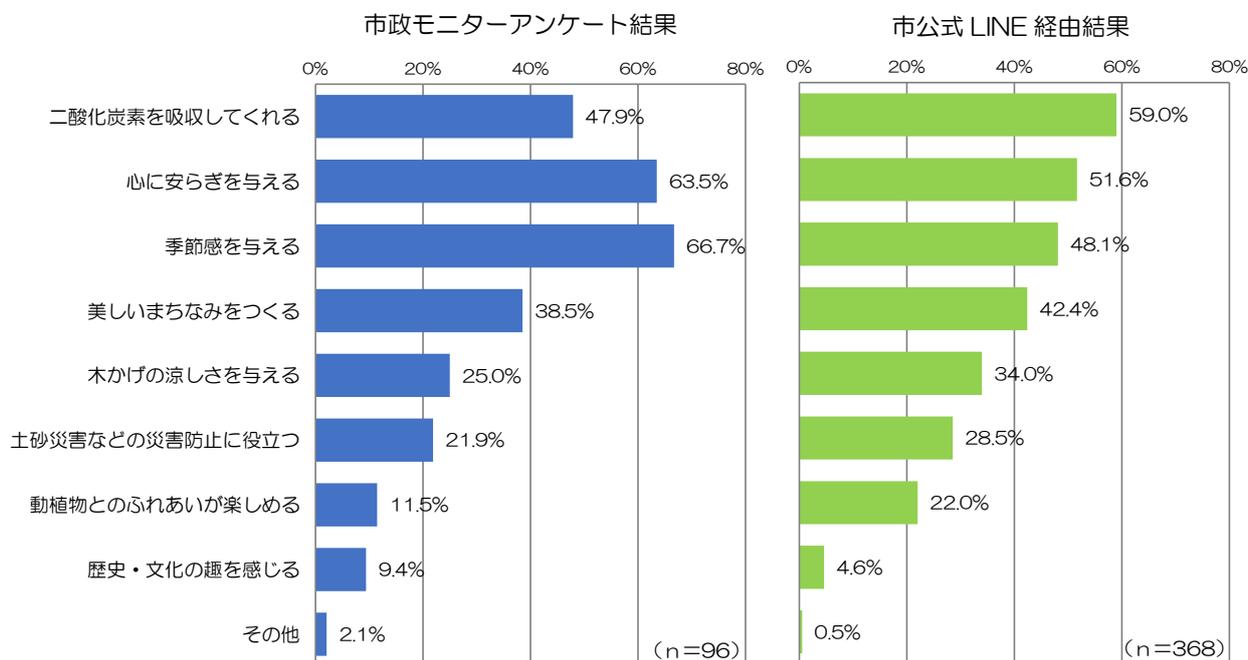


住まいの地域の美しい「みどり」として、「雑木林、山林のみどり」(65.6%)が最も多く、次いで「広場、遊び場、公園のみどり」(56.3%)、「街路樹のみどり」(44.8%)と続きました。

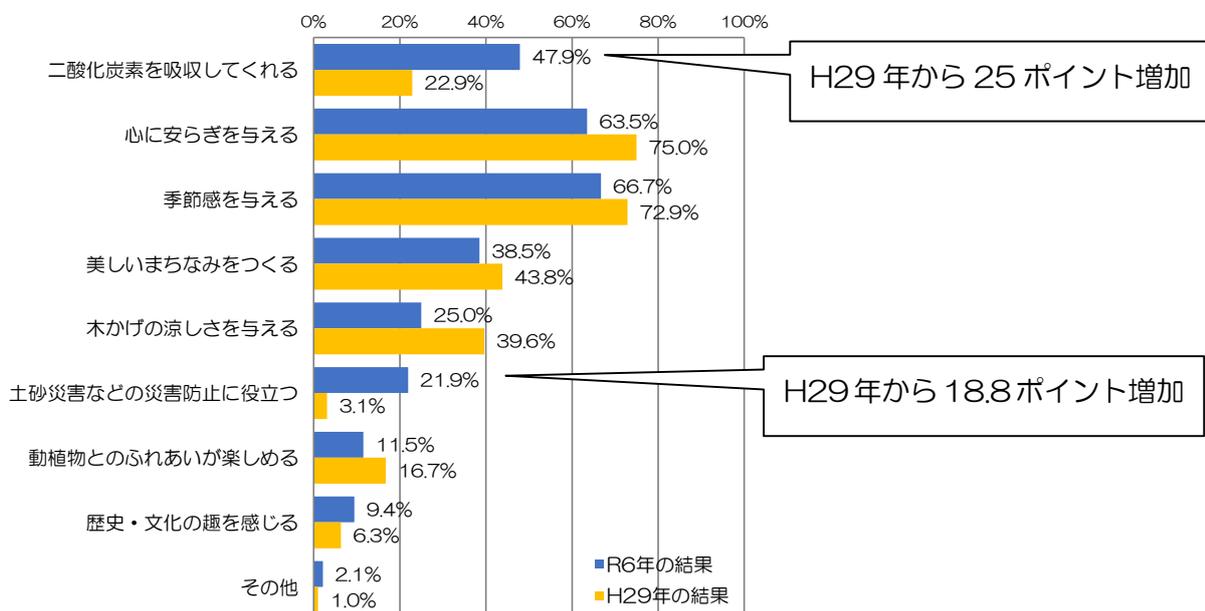
八王子の特徴である丘陵地などの雑木林・山林とともに、公園・街路樹をイメージする市民が多いことがうかがえます。



問2：みどりの役割について特に大切だと思うもの（3つまで選択）
 【市政モニターアンケート、市公式LINE 経由共通実施の設問】



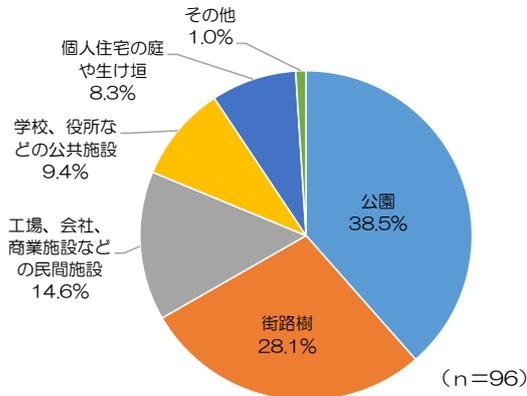
市政モニターアンケート結果の経年変化（H29年、R6年）



市政モニターアンケート結果では、「季節感を与える」（66.7%）が最も多く、次いで「心に安らぎを与える」（63.5%）、「二酸化炭素を吸収してくれる」（47.9%）と続きました。
 市公式LINE 経由の結果では、「二酸化炭素を吸収してくれる」（59.0%）が最も多く、次いで「心に安らぎを与える」（51.6%）、「季節感を与える」（48.1%）と続きました。
 市政モニターアンケート結果の経年変化（H29年、R6年）を見ると、「二酸化炭素を吸収してくれる」が25ポイント増加、「土砂災害などの災害防止に役立つ」が18.8ポイント増加となっており、地球温暖化対策、集中豪雨の増加への関心が高まっていることがうかがえます。

問3：まちなかにみどりを増やそうとする場合に、どの場所にみどりが多いと良いと思うか（1つ選択）

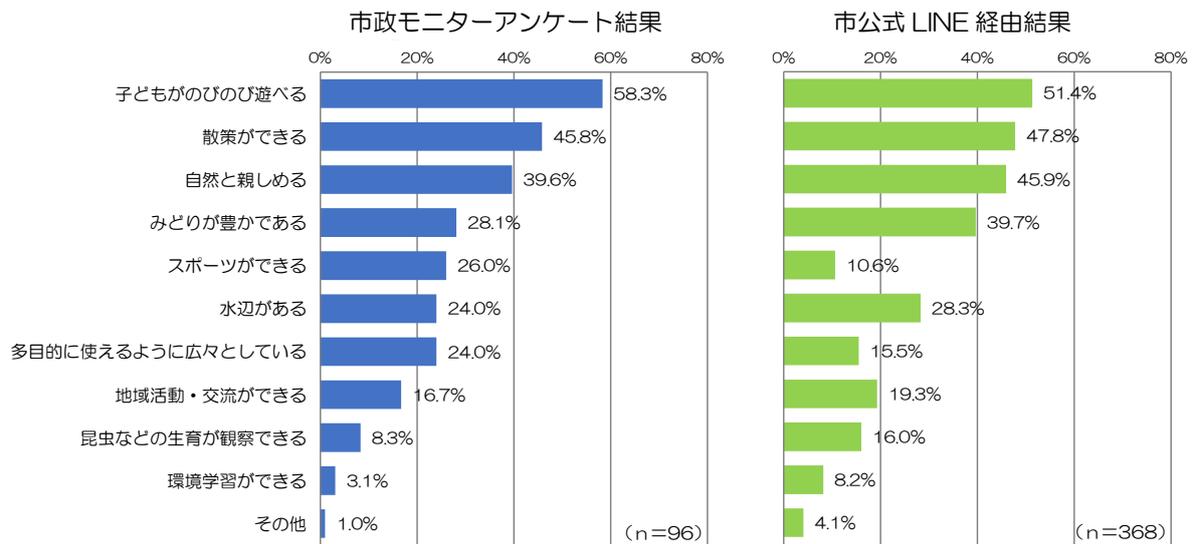
【市政モニターアンケートのみ実施の設問】



増やすべきまちなかのみどりとして、「公園」(38.5%)が最も多く、次いで「街路樹」(28.1%)、「工場、会社、商業施設などの民間施設」(14.6%)と続きました。

問4：住まいの周辺にどのような公園があると良いか（3つまで選択）

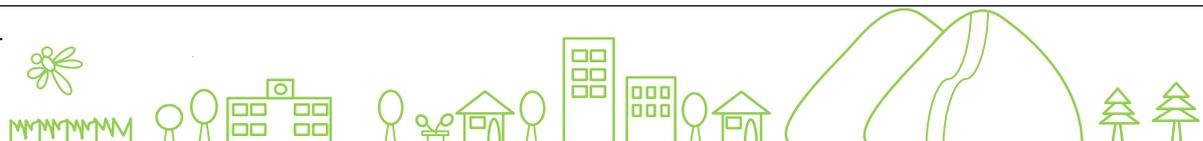
【市政モニターアンケート、市公式LINE 経由共通実施の設問】



問4 年齢別の集計結果

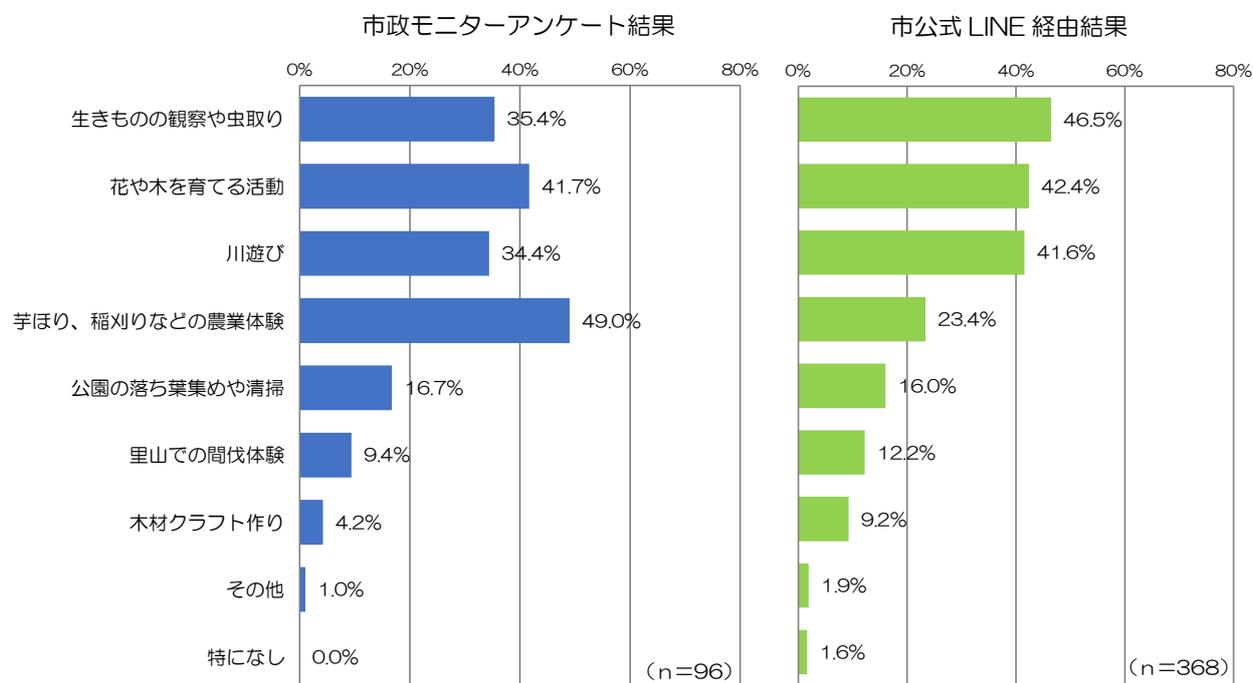
	18~29歳	30代	40代	50代	60~64歳	65歳以上
子どものびのび遊べる	25.0%	63.6%	95.7%	35.3%	70.6%	37.5%
散策ができる	41.7%	27.3%	26.1%	58.8%	52.9%	68.8%
自然と親しめる	8.3%	45.5%	17.4%	58.8%	58.8%	50.0%
みどりが豊かである	25.0%	36.4%	26.1%	29.4%	29.4%	25.0%
スポーツができる	50.0%	27.3%	39.1%	23.5%	11.8%	6.3%
水辺がある	41.7%	18.2%	13.0%	17.6%	23.5%	37.5%
多目的に使えるように広々としている	41.7%	18.2%	34.8%	23.5%	17.6%	6.3%
地域活動・交流ができる	16.7%	9.1%	30.4%	5.9%	17.6%	12.5%
昆虫などの生育が観察できる	8.3%	27.3%	4.3%	11.8%	0.0%	6.3%
環境学習ができる	0.0%	0.0%	4.3%	5.9%	0.0%	6.3%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特に希望することはない	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%

年齢別の集計結果を見ると、「子どものびのび遊べる」公園を望むのは、30代、40代の子育て世代に多い結果となっています。「散策ができる」、「自然と親しめる」公園を望むのは、50代以上で多い結果となっています。



問5：子どもたちに体験させたい「自然とふれあう活動」（2つまで選択）

【市政モニターアンケート、市公式LINE 経由共通実施の設問】



問5 地区別の集計結果

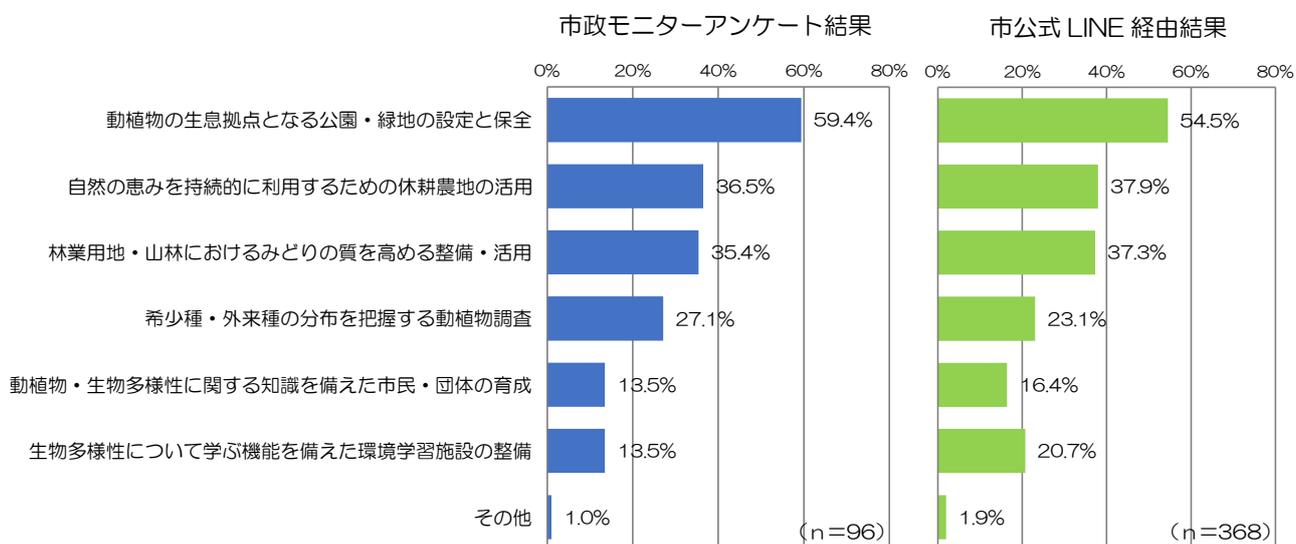
	中央	北部	東南部	東部	西南部	西部
生きものの観察や虫取り	40.9%	0.0%	42.1%	22.2%	47.6%	30.0%
花や木を育てる活動	54.5%	33.3%	21.1%	50.0%	42.9%	40.0%
川遊び	36.4%	50.0%	47.4%	16.7%	38.1%	20.0%
芋ほり、稲刈りなどの農業体験	40.9%	83.3%	47.4%	61.1%	42.9%	40.0%
公園の落ち葉集めや清掃	13.6%	16.7%	10.5%	22.2%	14.3%	30.0%
里山での間伐体験	9.1%	16.7%	5.3%	11.1%	9.5%	10.0%
木材クラフト作り	4.5%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特になし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%

市政モニターアンケート結果では、「芋ほり、稲刈りなどの農業体験」（49.0%）が最も多く、次いで「花や木を育てる活動」（41.7%）、「生きものの観察や虫取り」（35.4%）と続きました。

市公式LINE 経由の結果では、「生きものの観察や虫取り」（46.5%）が最も多く、次いで「花や木を育てる活動」（42.4%）、「川遊び」（41.6%）と続きました。

地区別の集計結果を見ると、北部地区と東部地区において「芋ほり、稲刈りなどの農業体験」を希望する割合が高いことがうかがえます。

問6：生物多様性が生み出す豊かな恵みを将来にわたり享受し続けるため、より力を入れて推進していくべきこと（2つまで選択）【市政モニターアンケート、市公式LINE 経由共通実施の設問】



問6 地区別の集計結果

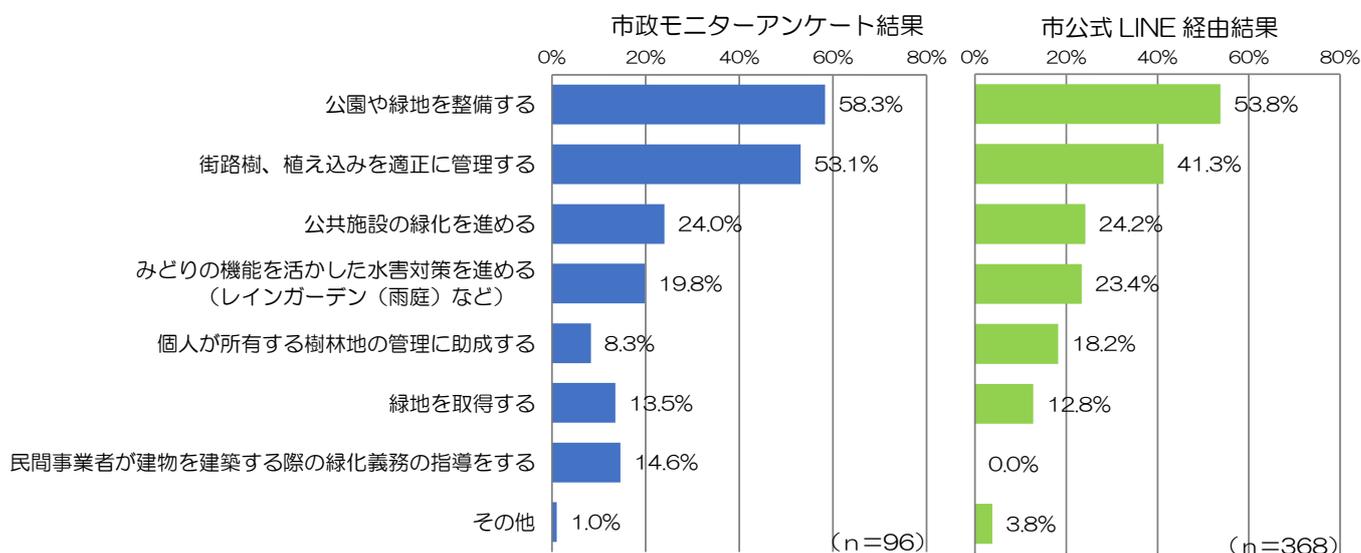
	中央	北部	東南部	東部	西南部	西部
動植物の生息拠点となる公園・緑地の設定と保全	54.5%	83.3%	68.4%	66.7%	47.6%	50.0%
自然の恵みを持続的に利用するための休耕農地の活用	36.4%	16.7%	26.3%	33.3%	42.9%	60.0%
林業用地・山林におけるみどりの質を高める整備・活用	40.9%	33.3%	26.3%	38.9%	38.1%	30.0%
希少種・外来種の分布を把握する動植物調査	27.3%	0.0%	26.3%	33.3%	33.3%	20.0%
動植物・生物多様性に関する知識を備えた市民・団体の育成	13.6%	0.0%	21.1%	11.1%	14.3%	10.0%
生物多様性について学ぶ機能を備えた環境学習施設の整備	13.6%	33.3%	15.8%	16.7%	9.5%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%

市政モニターアンケート結果、市公式LINE 経由の結果ともに、「動植物の生息拠点となる公園・緑地の設定と保全」が最も多く、次いで「自然の恵みを持続的に利用するための休耕農地の活用」、「林業用地・山林におけるみどりの質を高める整備・活用」と続きました。

地区別の集計結果を見ると、北部地区では「動植物の生息拠点となる公園・緑地の設定と保全」の割合が高い結果となっています。

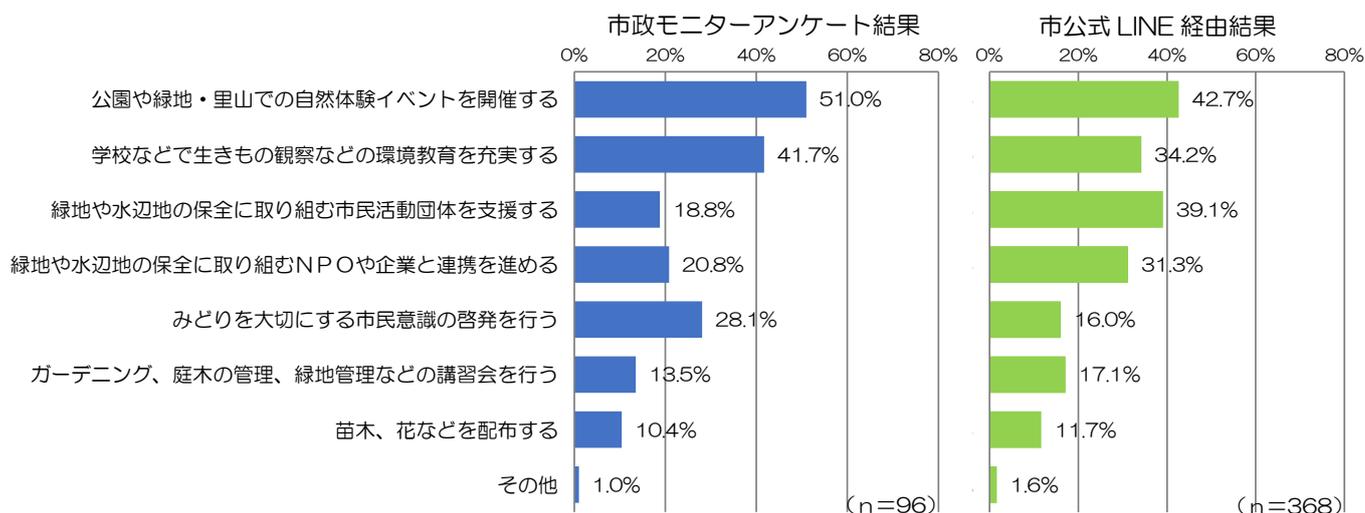


問7：みどりを守り育てていくために、施設の緑化や緑地の確保において、市はどのようなことに力を入れるべきか（2つまで選択）【市政モニターアンケート、市公式 LINE 経由共通実施の設問】



市政モニターアンケート結果、市公式 LINE 経由の結果ともに、「公園や緑地を整備する」が最も多く、次いで「街路樹、植え込みを適正に管理する」、「公共施設の緑化を進める」と続きました。

問8：みどりを守り育てていくために、市民の取組に対する支援において、市はどのようなことに力を入れるべきか（2つまで選択）【市政モニターアンケート、市公式 LINE 経由共通実施の設問】



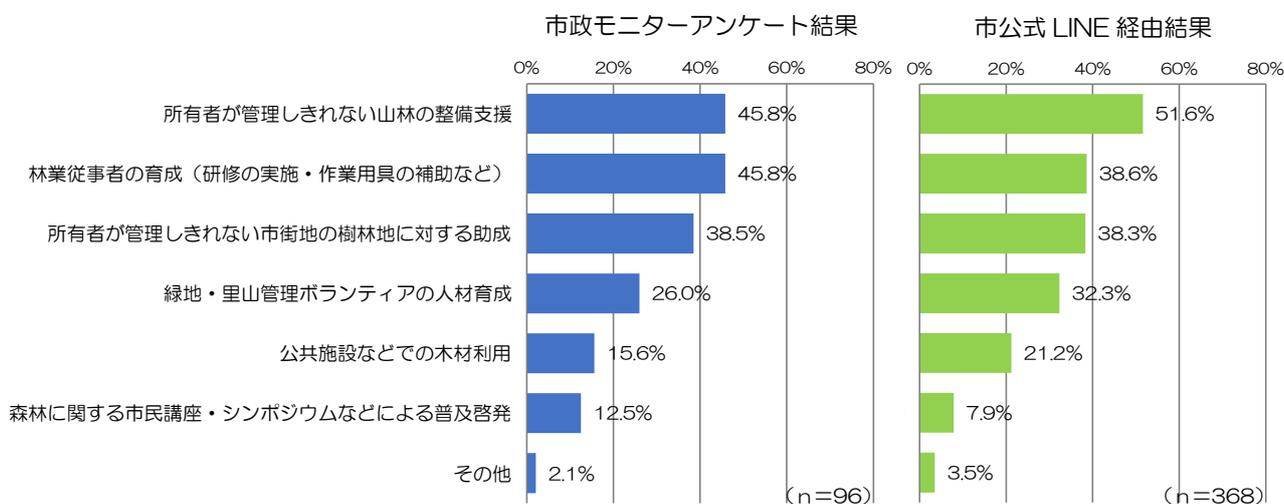
市政モニターアンケート結果では、「公園や緑地・里山での自然体験イベントを開催する」（51.0%）が最も多く、次いで「学校などで生きもの観察などの環境教育を充実する」（41.7%）、「みどりを大切にする市民意識の啓発を行う」（28.1%）と続きました。

市公式 LINE 経由の結果では、「公園や緑地・里山での自然体験イベントを開催する」（42.7%）が最も多く、次いで「緑地や水辺地の保全に取り組む市民活動団体を支援する」（39.1%）、「学校などで生きもの観察などの環境教育を充実する」（34.2%）と続きました。



問9：「森林環境税」を活用した取組としてより力を入れるべきこと（2つまで選択）

【市政モニターアンケート、市公式 LINE 経由共通実施の設問】



市政モニターアンケート結果では、「所有者が管理しきれない山林の整備支援」（45.8%）、「林業従事者の育成（研修の実施・作業用具の補助など）」（45.8%）が最も多く、次いで「所有者が管理しきれない市街地の樹林地に対する助成」（38.5%）と続きました。

市公式 LINE 経由の結果では、「所有者が管理しきれない山林の整備支援」（51.6%）が最も多く、次いで「林業従事者の育成（研修の実施・作業用具の補助など）」（38.6%）、「所有者が管理しきれない市街地の樹林地に対する助成」（38.3%）と続きました。

問 10：自由記述（一部抜粋）

公園について	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地近くにみどりにふれあえるベンチがある公園などが欲しい。 ・夏に過ごしやすい木陰ができる公園が欲しい。市民の共感が得られ、市民参加も進むと思う。 ・八王子市はみどりが豊かだが、自然やみどりを活かした公園が少ないと感じる。
緑地の保全について	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市には他の地域よりも生かせる・守れる緑がたくさんあるので、「手つかずの森・雑木林」を守ってほしい。 ・環境保全、循環型社会の実現は、行政の最重要課題だと思う。 ・所有者が管理できない緑地を市民へ貸し出す取り組みなどについて検討してほしい。 ・薪や割りばしなどの木製消耗品を作ってほしい。 ・所有者が管理しきれない山林等を税金で助成するのは、個人の財産を国民が維持することになるのでおかしいと思う。所有者が山林等を手放したくないのなら、例えば行政が維持管理を手伝う代わりに、市民に解放して利用してもらうなどの仕組みはどうか。



<p>市内のみどりについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市民が力を合わせて美しい緑をつくっていききたい。 • 八王子市は比較的自然の多い地形であるため、現在ある緑を崩さないことを優先するべきではないだろうか。 • 住んでいる地域の街路樹（ヤナギ、ハンカチノキ）がいつの間にか伐採され残念。 • 緑が多くても、管理が行き届かないのであれば意味がない。ボランティアやシルバー人材を活用した緑の管理を希望する。 • 街路樹の整備を進めて欲しい。西八王子は街路樹があるが、それ以外はどうなのか。 • 個人が所有する、大きくなった庭木の管理、庭の雑草（ススキ、ドクダミなど）の草むしりを市民の啓発を行ってほしい。各家庭で草花を植えて美しい町づくりに力を入れてほしい。 • みどりの多い広場の下、老若男女の集えるイベントがあると良いと思う。（例えば夏祭りの様な行事を、春秋に行うなど） • みどりの大切さ、ありがたさを多くの人々が知って、大切にしていければ、きっとみどり豊かな八王子が実現できるのでは。 • 公共の場所や歩行者道路に緑を植えることで、ゴミなどのポイ捨ても減ると思う。 • 山や河川、街路樹や植え込みにゴミやタバコの吸い殻が不法投棄等があると非常にがっかりする。 • 道路整備時には緑地を取得してほしい。
<p>水場のみどりについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 水場の整備を進めてほしい。 • 湯殿川沿いの遊歩道には緑が多く四季を感じられ、カワセミ、サギ、カワウなどの鳥類や川エビ、サワガニ、ホタルなどの生き物も生息しており自然を身近に感じている。しかし、管理が行き届かないのかすぐに雑草が道の方まで広がっている。地域の学校や大学などと連携して定期的な手入れをすることはできないか。
<p>地球環境保全としてのみどりについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「みどりを活かした豊かなまちづくり」は、地球環境保全、地域自然保護を中心に、人の感性や自然との共生で、八王子市ならではの施策だと思う。 • 地球温暖化やSDGsに関連することについて、分かりやすい文章や図などを用いて全面的に出していくことが重要。



(3) パブリックコメント

八王子市みどりの基本計画中間改定（素案）に対し、広く市民のご意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

1. パブリックコメントの実施概要

(1) 実施概要

- ・実施期間：令和6年（2024年）12月1日（日）～令和7年（2025年）1月6日（月）
- ・周知方法：広報はちおうじ（令和6年12月1日号）、市ホームページ、SNS
- ・資料配布：市役所（環境保全課、市政資料室）、各事務所、各市民センター、各図書館
市ホームページ
- ・提出方法：直接、郵送、ファックス、Eメール

2. 意見の概要

(1) 意見の提出状況

- ・提出者数：3名 ・意見数：6件

(2) 意見の分類

分類	意見数
① 具体的な市の取組に関すること	6件
(1) 緑化・みどりの管理に関すること	3件
(2) 周知・広報に関すること	1件
(3) みどりの管理（具体的な箇所）に関すること	2件
合計	6件



4 みどりの基本計画の改定過程

【八王子市みどりの基本計画中間改定庁内検討会】

みどりの基本計画を改定するにあたり、庁内のみどりに関連する部署による検討会を実施しました。参加所管は以下のとおりです。

所管名
環境保全課、環境政策課、公園課、農林課、水環境整備課、都市計画課、土地利用計画課、集いの拠点整備課、防災課

【八王子市環境審議会】

八王子市環境審議会委員名簿（敬称略）

役職	氏名	分野	所属等
副会長	櫻井 達也	学識者	明星大学 理工学部 教授
	中島 裕輔	学識者	工学院大学 建築学部 教授
	中野 智子	学識者	中央大学 経済学部 教授
会長	沼田 真也	学識者	東京都立大学 都市環境学部 教授
	藤原 祥子	学識者	東京薬科大学 生命科学部 教授
	松山 洋	学識者	東京都立大学 都市環境学部 教授
	山口 隆子	学識者	法政大学 文学部 教授
	大竹 邦江	市民	環境カウンセラー 八王子市地球温暖化防止活動推進員
	榊 啓子	市民	NPO フュージョン長池 理事
	西山 茂	市民	八王子市町会自治会連合会 副会長
	上村 邦彦	事業者	東京都資源回収事業協同組合八王子支部 支部長
	船江 栄次	事業者	高尾登山電鉄株式会社
	前村 久美子	事業者	アライアンス社会保険労務士法人 代表
	戸辺 清文	行政	東京都地球温暖化防止活動推進センター 副センター長
	前田 憲一	行政	東京都環境局多摩環境事務所 廃棄物対策課長

令和7年（2025年）1月時点



令和6年（2024年）10月18日

八王子市長 初宿 和夫 殿

八王子市環境審議会
会長 沼田 真也

八王子市みどりの基本計画の中間改定について（答申）

令和6年（2024年）2月16日付5八環環第3229号により諮問のありましたこのことについて、本審議会では近年のみどりに関する社会情勢の変化を捉えた国や東京都の動向や、昨今の気候変動などの市を取巻く諸状況を踏まえて、詳細に検討するとともに、市民に分かりやすい計画づくりを目指し審議してきたところです。

この度、下記の意見をまとめましたので、答申します。

記

1 社会的動向等の反映

本年、国は生物の多様性の増進、緑地の保全に係る法整備を行ったほか、東京都は「東京グリーンビズ」と題し、施策の強化と制度の構築を図っている。また、八王子市においても上位計画にあたる「八王子市環境基本計画・生物多様性地域戦略」が令和6年3月に策定され、「八王子市都市計画マスタープラン」が改定に向け検討が進められているところである。

そのため、本計画においても、社会動向や上位計画を踏まえた計画内容の見直しを行うとともに、市民アンケートやパブリックコメントの結果を適切に反映すること。

2 気候変動への対応

近年、地球温暖化による気候変動の進行による局地的な集中豪雨、台風の大型化、猛暑日の増加などがみられ、市民の暮らしにも影響が生じている。

みどりの保全や創出などの取組推進により、雨水浸透による流出抑制、木陰による暑さの軽減、二酸化炭素の吸収など、みどりの機能を活かした気候変動への適応策を推進すること。

3 民有地のみどりの管理促進

市内のみどりの多くは民有地であり、その適切な管理を促すことは、将来における豊かな自然環境の確保や良好な景観と生活環境の維持のために重要な取組である。

所有者の高齢化や病害虫の拡大などにより、適切な維持管理が困難となっている状況を踏まえ、民有地の森林及び緑地の管理に係る支援の検討を進め取組の推進を図ること。

4 多様な主体との積極的な連携の推進

本計画の推進を図るためには、多様な主体との連携が不可欠である。計画への理解を広げるため、写真、コラムなどを用いてわかりやすい計画になるように配慮すること。

また、みどりの多様な機能についての啓発と豊かなみどりを将来へ引き継ぐ取組へ多くの市民の参加を得るとともに、大学などの教育機関、事業者、近隣自治体との連携を強化し、施策の展開を図ること。



【改定スケジュール】

年度	月	内容
令和5年度 (2023年度)	9	検討開始
	10	
	11	
	12	関係所管取組確認 専門部会①
	1	専門部会②
	2	諮問 環境調整委員会① 環境審議会①
	3	
令和6年度 (2024年度)	4	専門部会③
	5	関係所管取組確認
	6	
	7	専門部会④ 環境調整委員会② 環境審議会②
	8	市民アンケート
	9	専門部会⑤
	10	答申 環境調整委員会③ 環境審議会③
	11	
	12	パブリックコメント
	1	専門部会⑥
	2	環境調整委員会④ 環境審議会④
	3	計画の中間改定

アルファベット・数字

CSR（シーエスアール）

Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略。収益の維持及び法令遵守だけでなく、適正な雇用や労働条件、消費者への対応、環境への配慮、地域社会への貢献など、企業が活動の基盤とする社会とのかかわりにおいて負う責任のことです。

CSV（シーエスバイ）

Creating Shared Value（共通価値の創造）の略。企業の経営理念の一つで、企業の本業を通じた、利益の追求と社会的課題の解決（=社会貢献）の両立を目指すことです。CSRよりも直接的に課題の解決を図ることで、企業の価値の向上を目指すものです。

NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。

PFI（ピーエフアイ）

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、維持、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方で。

QOL（キューオーエル）

Quality Of Life（生活の質、人生の質）の略。物質的だけでなく精神的な豊かさを含む生活の質のことです。

SDGs（エスディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標であり、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。また、すべてのゴールが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を目指すものです。

SNS（エスエヌエス）

Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者のコミュニケーションを可能にしています。（総務省HPより）

Well-being（ウェルビーイング）

Well（よい）とbeing（状態）からなる言葉。個人の心身と社会がともによい状態であることを意味します。

30by30（サーティ・バイ・サーティ）

2030年までに国土の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する国際的な目標です。

ア行

アドプト

市民や事業者などが、地域の道路や公園などの公共施設を自分たちで定期的に清掃するボランティア制度のことです。市では、町会・自治会、市民グループ、学校、企業が、道路や公園などの公共施設の清掃、除草などを行う、公共施設アドプト制度を制定しています。

雨庭

雨水を一時的に貯めてゆっくり地中へ浸透させる構造を持った空間のことです。雨水流出抑制に加え、水質浄化や修景・緑化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待されています。



雨水流出抑制

大雨が降った際にその雨水を一時的に溜めたり、浸透させたりすることにより下水道や河川、その他排水施設等に能力以上の水が一気に流出しないようにすることです。

エコロジカルネットワーク

生きものの生息・生育環境として重要な空間が、小規模な緑地や河川などでつながった有機的なネットワークのことです。

江戸のみどり登録緑地

一定割合以上の在来種を植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる民間建築物等の敷地内の緑地を東京都が登録・公表する制度のことです。

屋上緑化

建築物などの屋上に植物を植えて緑化することです。緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減などの効果があります。

力行

街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主に街区に居住する人の利用を目的とする公園のことです。1箇所あたり面積0.25haを標準として設置されます。

外来種

意図的・非意図的を問わず人為的に、本来の生息地の外へ移動させることにより、その生き物が有する能力で移動できる範囲外に生育又は生息する生物種のことです。

海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多いですが、国内間であっても、もともといなかった地域に持ち込まれた場合は外来種となります。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を、人為的に吸収もしくは除去していくことによって、実質的に排出量をゼロにすることです。

かまどベンチ

災害発生時に座面を取り外すことで、かまどとして炊き出しなどに用いることができるベンチのことです。防災かまどベンチとも言います。

環境市民会議

市内を6つの地区に分け、それぞれの市民・事業者の方々によって自発的に環境保全活動を実践する組織です。平成14年7月に設立されました。

近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏近郊において無秩序な市街地化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源等の保全などを目的に指定される区域のことです。

近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園のことです。1箇所あたり面積2haを標準として設置されます。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。防災・減災、自然環境の保全、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることできる取組として注目されています。

「グリーン・インフラストラクチャー（Green Infrastructure）」の略語で、緑を意味する「Green」と水道や道路・医療サービスといった、社会を支えるために必要なあらゆる資本を示す「Infrastructure」を合わせた言葉です。

グリーンマッチング八王子制度

緑地の維持管理を希望する土地所有者と、緑地で活動したいという保全団体と市が連携して斜面緑地保全地域を適正管理していく制度のことです。

国立公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するなどのために指定された自然公園のことです。自然公園法に基づき国が指定し、都道府県が管理します。



在来種選定ガイドライン

東京都が作成したガイドライン(植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～)のことで、生物多様性の保全のため、在来種に配慮した緑化誘導を行う際の、植栽植物の分類や選び方を示しています。

里山

人里の近くにあり、従来、林産物栽培や有機肥料、薪や炭の生産などのために利用されていた人との関わりの深い森林のことです。主に谷戸の田んぼや畑を中心に、ため池や用水路、雑木林などで構成されています。

サードプレイス

自宅(ファーストプレイス)や職場・学校(セカンドプレイス)と異なる居心地の良い第3の居場所のことです。

市街化区域

都市計画区域内において、すでに市街化している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域のことです。

市街化調整区域

都市計画区域内において、市街化を抑制する区域のことです。

自然公園

優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園です。(東京都HPより)日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園や都道府県が指定する都道府県立自然公園があります。

自然共生サイト

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことです。

持続可能な社会

現代世代のニーズを満たしつつも、自然環境の保全や廃棄物の適正な循環などを通じて、将来世代にも継承することができる社会のことです。国の第5次環境基本計画では、『経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」を実現する循環共生型の社会』としています。

児童遊園

本市の「八王子市児童遊園条例」に基づき、児童の健全な遊び場確保などを目的に設置されている広場のことです。

斜面緑地保全区域

本市の「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき、良好な自然環境が形成されている丘陵地のみどりについて、私有地のままで保全を図っている区域のことです。

市民緑地認定制度

「都市緑地法」に基づき、私有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。

水源かん養

雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させることです。

生産緑地地区

都市計画法の地域地区の一つで、市街化区域内において農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を確保するため指定された農地などのことです。

生物多様性

たくさんの生きものがいて、それらが互いにつながりあっていることです。生物多様性は生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの多様性から成り立っています。



夕行

体験の機会の場

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に基づき、自然体験活動等の体験の機会の場として都道府県知事等（政令指定都市、中核市の場合はその市長）から認定を受けることができる制度です。本市が中核市になったことで平成 28 年度に、都内初の認定を行いました。

第 34 回全国都市緑化はちおうじフェア

平成 29 年 9 月 16 日（土）から 10 月 15 日（日）の 1 か月間、富士森公園をメイン会場として行われた全国的なイベントのことです。都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等をはかり、緑豊かな潤いある都市づくりをめざすために行われ、八王子市が第 34 回目の開催地となりました。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生きものの生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する取組のことです。

多摩産材

東京都内の多摩地域で生育し、生産された木材を一般的に「多摩産材」と呼びます。そのうち、多摩地域の適正に管理された森林から生産されたことが「多摩産材認証協議会」によって地産証明されたものが「認定材」となります。

多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議

首都圏を南北に縦断する多摩丘陵・三浦丘陵を中心とした広域的な緑のネットワーク化を図るため、「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」が設置されています。同会議には、八王子市を含め、13 自治体が参画しており、生物多様性の保全、都市農業の保全、樹林地の保全、河川や海浜、水源地との関わりなどの観点から相互の課題を認識し、丘陵保全に必要な諸施策をより広域的かつ効果的に検討することを目的としています。

地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする公園のことです。1 箇所当たり面積 4ha を標準として設置されます。

地産地消

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組のことです。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6 次産業化にもつながります。（農林水産省 HP より）

地球温暖化

人間の活動により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガス）の濃度が増加し、地表面の温度が上昇することです。

天然記念物

学術上貴重で我が国の自然を記念するものです。東京都指定の「高尾山のスギ並木」や八王子市指定の「甲州街道イチョウ並木」などがあります。

東京都保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを都民の財産として残していくため、保全地域に指定するものです。保全地域には「自然環境保全地域」、「森林環境保全地域」、「里山保全地域」、「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」の 5 種類があり、本市には「里山保全地域」と「緑地保全地域」が計 14 か所指定されています。

特定外来生物

海外起源の外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、及ぼす恐れがあるものの中から国により指定された生きもののことです。指定されると飼養、保管、運搬などの行為が規制対象となります。

特定生産緑地

生産緑地地区を特定生産緑地に指定することで、買取り申出が可能となる期日（都市計画決定から 30 年経過後）が 10 年間延長され、税制上の特例措置が引き続き受けられる制度のことです。



特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、開発行為を許可制により規制する地域です。

都市公園

都市公園法に基づき、国や地方公共団体が設置した公園や緑地のことです。緩衝緑地緑道、墓園なども含まれます。

都市計画公園・緑地の整備方針

公園・緑地の計画的な整備を促進するため、優先的に事業を進める優先整備区域などを定めた東京都と区市町が合同で作成した方針のことです。

都市緑地法

都市の緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、昭和48年に制定された旧・都市緑地保全法が平成16年の法改正により改称したものです。都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定などについて規定しています。

ナ行

農家開設型農園

農業体験農園や農家直営農園といった農家及び農地所有者自らが開設・経営する農園のことです。

農地バンク制度

遊休農地の解消に向け、市内の貸付けを希望する遊休農地の情報を集約し、借り手として登録した方へこの情報を提供し、貸借につなげる制度のことです。

ハ行

ヒートアイランド現象

道路舗装や建築物などの増加や冷暖房などの人工排熱の増加により、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象のことです。

ペレット

この計画においては、製材の際に発生する廃材や間伐材などに圧力を加えて固めた固形燃料のことです。

風致地区

都市計画法に基づき、良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域を定める制度のところです。

プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれる、ヨーロッパを中心に広がった遊び場のことです。自然を活かし、身近な素材などで子ども自身が好奇心や想像力を働かせながら遊べる場です。

壁面緑化

建築物などの外壁を緑化することです。緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減等の効果があります。



マ行

まちの広場

都市公園及び児童遊園とは別に、公共空地確保のため、市が管理している広場のことです。

水循環

雨水は、土壌に浸透するか地表面を流れます。土壌に浸透した水は、地下水となり地中を流れ、河川や崖地へ湧き出して、海へと注ぎます。海の水は蒸発し、降水として再び地表にもたらされます。この動きを「水循環」と呼びます。とりわけ、湧水や河川水を生み出す地下水は、自然系の水循環の骨格をつくる重要な要素です。

水辺の水^{みまも}護り制度

地域の人や学校・事業者などが、身近な水辺の保全のために水辺を活用して市民活動（清掃や生物調査・環境学習など）を支援する制度のことです。

緑確保の総合的な方針

樹林地や農地などの既存のみどりを将来に引きついでいくため、望ましいみどりのあり方や確保予定地を示した東京都と区市町村が合同で作成した方針のことです。

みどりのカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法、またはそのために設置される、生きた植物を主体とした構造物のことです。壁面緑化の一種です。

みどり率

緑被率に「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面の占める割合」を加えたものです。

木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材時に発生した枝や葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮や屑などのほか、住宅の解体材、公園や街路樹の剪定枝などがあります。

ヤ行

谷戸

丘陵地が浸食されてつくられた谷状の地形のことです。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともあります。

湧水

地下水が崖や谷戸から自然状態で地表に流れ出たもののことです。

遊休農地

農地法において、「①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）」と定義される農地のことです。



緑化重点地区

都市緑地法に基づき定められる「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

緑化地域

都市緑地法に基づき、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける制度で、都市計画法における地域地区として指定されます。

緑地協定

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のことです。既にコミュニティの形成がなされている市街地において、土地所有者などの全員の合意によるもの（45条協定）と開発事業者が分譲前に定めるもの（54条協定）の2種類があります。

緑地保護地区

本市の「八王子市緑化条例」に基づき、土地所有者と一定期間の協定を結び、当該地区に指定することで民有地のままで保全を図る緑地のことです。

緑被率

緑の総量を把握する方法の一つで、航空写真などによって上空から見たときの緑に覆われている面積割合のことです。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどりなどが含まれます。



八王子市みどりの基本計画【中間改定版】

令和7年（2025年）3月

発行 八王子市

編集 環境保全課

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町 3-24-1

Tel : 042-620-7268

Fax : 042-626-4416

E-mail : b111100@city.hachioji.tokyo.jp

本冊子は再生紙を使用しています。

